

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更									
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジン ナガサキダイガク 国立大学法人 長崎大学									
フリガナ大学の名称	ナガサキダイガクダイガクイン 長崎大学大学院 [Nagasaki University Graduate School]									
大学本部の位置	長崎県長崎市文教町1番14号									
大学の目的	長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。									
新設学部等の目的	21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題について、多文化社会学に関する高度に専門的な知識に基づき、「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	多文化社会学研究科 (Graduate School of Global Humanities and Social Sciences) 多文化社会学専攻 (Department of Global Humanities and Social Sciences)	年	人	年次人	人	博士(学術) (Doctor of Philosophy)	令和2年4月 第1年次	長崎県長崎市文教町1番14号		
	計	3	3	—	9			14条特例の実施		
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	【学部の設置】 情報データ科学部 情報データ科学科 (110) (平成31年4月 事前伺い) 【収容定員の変更】 工学部 工学科 [定員減] (△50) (令和2年4月) 教育学部 学校教育教員養成課程 [定員減] (△60) (令和2年4月) 【課程名称の変更】 多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 修士課程 → 博士前期課程 (令和2年4月)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実習	計					
	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻	2科目	3科目	0科目	5科目	16単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 (博士後期課程)	16 (16)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)	
分	情報データ科学部 情報データ科学科	10 (11)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	25 (26)	0 (0)	279 (279)		
	計	26 (27)	28 (28)	0 (0)	6 (6)	60 (61)	0 (0)	— (—)		

教 員	既	【 研究科 】							
		多文化社会学研究科 多文化社会学専攻（修士課程）	14 (14)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	30 (30)	0 (0)	12 (12)
		教育学研究科 教職実践専攻（専門職学位課程）	16 (16)	15 (15)	0 (0)	1 (1)	32 (32)	0 (0)	10 (10)
		経済学研究科 経済経営政策専攻（博士前期課程）	21 (21)	24 (24)	0 (0)	2 (2)	47 (47)	0 (0)	1 (1)
		経営意思決定専攻（博士後期課程）	13 (13)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	0 (0)
		工学研究科 総合工学専攻（博士前期課程）	30 (30)	42 (42)	0 (0)	18 (18)	90 (90)	0 (0)	24 (24)
		生産システム工学専攻（博士後期課程）	20 (20)	35 (35)	0 (0)	0 (0)	55 (55)	0 (0)	2 (2)
		グリーンシステム創成科学専攻（5年一貫制博士課程）	10 (10)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
		水産・環境科学総合研究科 水産学専攻（博士前期課程）	26 (26)	19 (19)	0 (0)	2 (2)	47 (47)	0 (0)	0 (0)
		環境科学専攻（博士前期課程）	20 (20)	23 (23)	0 (0)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	0 (0)
環境海洋資源学専攻（博士後期課程）	31 (31)	36 (36)	0 (0)	0 (0)	67 (67)	0 (0)	14 (14)		
海洋フィールド生命科学専攻（5年一貫制博士課程）	14 (14)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	15 (15)		
組	設	医歯薬学総合研究科 保健学専攻（修士課程）	16 (18)	12 (13)	0 (0)	8 (8)	36 (39)	0 (0)	14 (14)
		災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）	5 (6)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	7 (8)	0 (0)	6 (6)
		医療科学専攻（博士課程）	65 (75)	46 (49)	13 (13)	11 (12)	135 (149)	0 (0)	23 (23)
		新興感染症病態制御学系専攻（博士課程）	16 (18)	12 (13)	2 (2)	5 (5)	35 (38)	0 (0)	1 (1)
		放射線医療科学専攻（博士課程）	4 (5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	8 (9)	0 (0)	1 (1)
		先進予防医学共同専攻（博士課程）	7 (7)	4 (4)	5 (5)	5 (5)	21 (21)	0 (0)	4 (4)
		生命薬科学専攻（博士前期課程）	12 (12)	16 (16)	0 (0)	5 (5)	33 (33)	0 (0)	22 (22)
		生命薬科学専攻（博士後期課程）	8 (8)	12 (12)	0 (0)	3 (3)	23 (23)	0 (0)	0 (0)
		熱帯医学・グローバルヘルス研究科 グローバルヘルス専攻（博士前期課程）	24 (28)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	30 (34)	0 (0)	26 (26)
		グローバルヘルス専攻（博士後期課程）	7 (9)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	20 (22)	0 (0)	0 (0)
長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学 大学院国際連携グローバルヘルス専攻 （博士後期課程）	7 (9)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	20 (22)	0 (0)	0 (0)		
概	分	計	386 (410)	355 (360)	20 (20)	76 (77)	837 (867)	0 (0)	— (—)
		合 計	412 (437)	383 (388)	20 (20)	82 (83)	897 (928)	0 (0)	— (—)

教員以外の職員 の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		472 (472)	570 (570)	1,042 (1,042)					
	技 術 職 員		104 (104)	59 (59)	163 (163)					
	図 書 館 専 門 職 員		9 (9)	- (-)	9 (9)					
	そ の 他 の 職 員		1,314 (1,314)	749 (749)	2,063 (2,063)					
計		1,899 (1,899)	1,378 (1,378)	3,277 (3,277)						
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	274,716 m ²	0 m ²	0 m ²	274,716 m ²	借用面積106m ²				
	運 動 場 用 地	101,030 m ²	12,748 m ²	0 m ²	113,778 m ²					
	小 計	375,746 m ²	12,748 m ²	0 m ²	388,494 m ²					
	そ の 他	167,053 m ²	107,538 m ²	0 m ²	274,591 m ²	借用面積3,190m ²				
合 計	542,799 m ²	120,286 m ²	0 m ²	663,085 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		182,273 m ² (182,273 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	182,273 m ² (182,273 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	100 室	243 室	487 室	26 室 (補助職員 人)	6 室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		多文化社会学研究科 多文化社会学専攻		35 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	(大学全体の共用分) 図書 1,050,000 [305,000] (1,036,000 [301,000]) 視聴覚資料 7,050 (6,780)		
	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻	1,050,000 [305,000] (1,036,000 [301,000])	25,400 [7,500] (25,100 [7,400])	10,700 [9,800] (12,900 [11,900])	7,050 (6,780)	13,075 (13,075)	78 (78)			
	計	1,050,000 [305,000] (1,036,000 [301,000])	25,400 [7,500] (25,100 [7,400])	10,700 [9,800] (12,900 [11,900])	7,050 (6,780)	13,075 (13,075)	78 (78)			
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数				大学全体		
		10,735 m ²	1,316 席	964,055 冊						
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体	
		12,541m ²	弓道場, テニスコート, ハンドボールコート, プール等							
経 費 積 立 方 法 の 概 要	経費の 見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
		教員1人当り研究費等		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		共同研究費等		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		図書購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	設備購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
学生納付金以外の維持方法の概要										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	長崎大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	【 学 部 】	年	人	年次 人	人		倍			
	多文化社会学部 多文化社会学科	4	100	-	400	学士(多文化社会学)	1.04	平成26年度	長崎市文教町1番14号	
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	240	-	960	学士(教育学)	1.00	平成10年度	長崎市文教町1番14号	
	経済学部 総合経済学科 昼間コース 夜間主コース	4	265	3年次 10	1,080	学士(経済学)	1.04	平成9年度	長崎市片淵4丁目2番1号	
	4	60	5	250						
医学部 医学科 保健学科	6	120	2年次 5	735	学士(医学)	1.00	昭和24年度	長崎市坂本1丁目12番4号		
4	106	3年次 10	444	学士(看護学) 学士(保健学)	1.00	平成14年度	長崎市坂本1丁目7番1号			

既設 大学等 の 状 況	歯学部 歯学科	6	50	—	300	学士(歯学)	1.00	昭和54年度	長崎市坂本1丁目7番1号	
	薬学部 薬学科	6	40	—	240	学士(薬学)	1.02	平成18年度	長崎文教町1番14号	
	薬科学科	4	40	—	160	学士(薬科学)	1.03	昭和61年度		
	工学部 工学科	4	380	—	1,520	学士(工学)	1.03	平成23年度	長崎文教町1番14号	
	環境科学部 環境科学科	4	130	3年次 5	530	学士(環境科学)	1.03	平成9年度	長崎文教町1番14号	
	水産学部 水産学科	4	110	—	440	学士(水産学)	1.03	昭和48年度	長崎文教町1番14号	
	【研究科】 多文化社会学研究科 (修士課程) 多文化社会学専攻	2	10	—	20	修士(学術)	1.05	平成30年度	長崎文教町1番14号	
	教育学研究科 (専門職学位課程) 教職実践専攻	2	28	—	56	教職修士(専門職)	0.83	平成20年度	長崎文教町1番14号	
	経済学研究科 (博士前期課程) 経済経営政策専攻	2	15	—	30	修士(経済学) 修士(経営学)	1.09	平成7年度	長崎市片淵4丁目2番1号	
	(博士後期課程) 経営意志決定専攻	3	3	—	9	博士(経営学)	1.00	平成16年度	長崎市片淵4丁目2番1号	
	工学研究科 (博士前期課程) 総合工学専攻	2	220	—	440	修士(工学)	1.01	平成23年度	長崎文教町1番14号	
	(博士後期課程) 生産システム工学専攻	3	15	—	45	博士(工学)	0.82	平成23年度	長崎文教町1番14号	令和元年10月入学者数は 未定のため含まない。
	(5年一貫制博士課程) グリーンシステム創成科学専攻	5	5	—	25	博士(工学)	0.76	平成23年度	長崎文教町1番14号	
	水産・環境科学総合研究科 (博士前期課程) 水産学専攻	2	35	—	70	修士(学術) 修士(水産学)	0.94	平成23年度	長崎文教町1番14号	令和元年10月入学者数は 未定のため含まない。
	環境科学専攻	2	25	—	50	修士(学術) 修士(環境科学)	0.96	平成27年度	長崎文教町1番14号	令和元年10月入学者数は 未定のため含まない。
	(博士後期課程) 環境海洋資源学専攻	3	12	—	36	博士(学術) 博士(水産学) 博士(環境科学)	0.75	平成23年度	長崎文教町1番14号	令和元年10月入学者数は 未定のため含まない。
(5年一貫制博士課程) 海洋フィールド生命科学専攻	5	5	—	25	博士(水産学) 博士(環境科学) 博士(海洋科学)	0.28	平成23年度	長崎文教町1番14号	令和元年10月入学者数は 未定のため含まない。	

既設大学等の状況	医歯薬学総合研究科 (修士課程) 保健学専攻	2	20	—	40	修士(看護学) 修士(理学療法学) 修士(作業療法学)	1.12	平成18年度	長崎市坂本1丁目7番1号	
	災害・被ばく医療科学共同専攻	2	10	—	20	修士(看護学) 修士(医科学)	0.85	平成28年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
	(博士課程) 医療科学専攻	4	60	—	240	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	1.08	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	新興感染症病態制御学系専攻	4	20	—	80	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	0.90	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	放射線医療科学専攻	4	5	—	20	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	0.85	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	先進予防医学共同専攻	4	10	—	40	博士(医学)	0.97	平成28年度	長崎市坂本1丁目12番4号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	(博士前期課程) 生命薬科学専攻	2	36	—	72	修士(薬科学)	0.80	平成24年度	長崎市文教町1番14号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	(博士後期課程) 生命薬科学専攻	3	10	—	30	博士(学術) 博士(薬科学)	0.43	平成24年度	長崎市文教町1番14号	令和元年10月入学者数は未定のため含まない。
	熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (博士前期課程) グローバルヘルス専攻	2	37	—	62	修士(熱帯医学) 修士(公衆衛生学) 修士(医科学)	0.95	平成27年度	長崎市坂本1丁目12番4号	10月入学
	(博士後期課程) グローバルヘルス専攻	3	5	—	10	博士(グローバルヘルス)	1.20	平成30年度	長崎市坂本1丁目12番4号	平成30年度設置 10月入学
長崎大学ーロンドン大学 衛生・熱帯医学大学院国際 連携グローバルヘルス 専攻	3	5	—	10	博士(グローバルヘルス)	1.00	平成30年度	長崎市坂本1丁目12番4号	平成30年度設置 10月入学	
附属施設の概要	<p>(附置研究所)</p> <p>○熱帯医学研究所 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：昭和24年5月(昭和42年6月 風土病研究所から改称) 規模等：土地 92,176㎡ 建物 9,649㎡ 目的：熱帯医学に関する学理及びその応用を研究する。</p> <p>○原爆後障害医療研究所 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：平成25年4月 規模等：土地 92,176㎡ 建物 4,845㎡ 目的：放射線の人体への影響を国内外のヒパクシャを対象として研究により究明して、人類安全と安心に寄与する放射線健康リスク評価・管理学を実践し、全人的被ばく医療学を推進するとともに、国際的な放射線被ばく影響の実態調査、ヒパクシャの試料・資料の収集及びデータベースの構築を行うことを目的とする。</p>									

附属施設の概要

(附属学校)

目的:

- (1) 教育基本法及び学校教育法に定める教育又は保育を行う。
- (2) 教育学部における児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育に関する研究に協力し、教育学部の計画に従い、学生の教育実習の実施にあたる。
- (3) 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行う。

○教育学部附属幼稚園

所在地:長崎市文教町4番23号
 設置年月:昭和24年5月
 規模等:土地 51, 185㎡ 建物 1, 148㎡

○教育学部附属小学校

所在地:長崎市文教町4番23号
 設置年月:昭和24年5月
 規模等:土地 (上記に含む) 建物 7, 240㎡

○教育学部附属中学校

所在地:長崎市文教町4番23号
 設置年月:昭和24年5月
 規模等:土地 (上記に含む) 建物 7, 613㎡

○教育学部附属特別支援学校

所在地:長崎市柳谷町42番1号
 設置年月:昭和46年4月
 規模等:土地 12, 529㎡ 建物 3, 518㎡

(学部等の附属施設)

○地域教育総合支援センター

所在地:長崎市文教町1番14号
 設置年月:平成13年4月(教育実践研究指導センターを改組)
 規模等:土地 187, 125㎡ 建物 532㎡
 目的:教育実践に関する研究, 指導及び研修を総合的に行い, 教師教育の充実を図る。

○水産学部附属練習船鶴洋丸

設置年月:昭和50年6月(現船:平成16年12月)
 規模等:アルミニウム合金船 155トン 最大搭載人員 36名
 目的:航海・漁労実習, 海洋環境観測, 海洋生物資源調査

○水産学部附属練習船長崎丸

設置年月:昭和27年3月(現船:昭和61年2月)
 規模等:鋼船 842トン 最大搭載人員 69名
 目的:トロール漁業実習, 海洋学実習, 航海運用実習

○海洋未来イノベーション機構

所在地:長崎市多良町1551番7号
 設置年月:平成28年4月
 規模等:土地 10, 900㎡ 建物 1, 943㎡
 目的:21世紀の最重要課題である地球環境保全及び食料供給の持続性確保に向けて, 長崎に隣接する東シナ海及びその沿岸域を主な対象として国内外の研究機関とも緊密に連携しながら, 水圏・大気圏・陸圏の環境保全及び多様な生物資源の持続的生産の基盤となる学際領域の研究を推進する拠点として機能することを目的とする。

○医歯薬学総合研究科附属先進予防医学研究センター

所在地:長崎県五島市三尾野1-7-1
 設置年月:平成29年6月
 規模等:土地 4, 826㎡ 建物 39㎡
 目的:長崎大学医歯薬学総合研究科における先進予防医学に関する国内外の研究機関との共同研究の推進に寄与する。

○医歯薬学総合研究科附属薬用植物園

所在地:長崎市文教町1番14号
 設置年月:昭和47年5月(平成15年4月 薬学部附属施設から医歯薬学総合研究科附属施設へ移行)
 規模等:土地 187, 125㎡ 建物 445㎡
 目的:園内に薬用植物を栽培し, もって学術研究及び教育に資する。

○熱帯医学研究所附属アジア・アフリカ感染症研究施設

所在地:長崎市坂本1丁目12番4号
 設置年月:平成20年4月(熱帯感染症研究センターを改組)
 規模等:土地 92, 176㎡ 建物 136㎡
 目的:アジアやアフリカにおける熱帯病・新興再興感染症の発生・拡大に関与する現地長期調査及び複合要因の解析並びに予防制圧に資する研究及び教育を行うことにより, 当該分野の学術研究の進展及び人材育成に寄与する。

○熱帯医学研究所附属熱帯医学ミュージアム

所在地:長崎市坂本1丁目12番4号
 設置年月:平成20年4月(熱帯感染症研究センターを改組)
 規模等:土地 92, 176㎡ 建物 382㎡
 目的:熱帯医学に関する資料・情報を収集, 整理, 保存, 解析及び提供するとともに, 公衆への供覧等を行うことにより, 熱帯医学に対する社会の理解を深め, 学術研究の進展に寄与する。

(附属病院)

○長崎大学病院

所在地:長崎市坂本1丁目7番1号
 設置年月:昭和24年5月(平成21年4月 医学部・歯学部附属病院を改組)
 規模等:土地 86, 807㎡ 建物 86, 200㎡
 目的:患者の診療を通じて医歯薬学関連の教育及び研究を行う。

<p>附属施設の概要</p>	<p>(学内共同教育研究施設等)</p> <p>○保健・医療推進センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：昭和41年4月（平成20年4月 保健管理センターを改組） 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 540㎡ 目的：長崎大学の学生及び職員の健康を守り、予防に努めるとともに、保健・医療分野での医療教育、本学の地域連携及び地域貢献を県及び自治体と連携し、推進する。</p> <p>○先導生命科学研究支援センター 所在地：長崎坂本1丁目12番4号 設置年月：平成15年4月（アイントロップ総合センター、遺伝子実験施設及び医学部附属動物実験施設を統合再編） 規模等：土地 92, 176㎡ 建物 10, 681㎡ 目的：放射性同位元素等、動物資源及びゲノム情報・遺伝子を用いる教育研究にその施設等を供するとともに、本学における総合的な生命科学研究の推進及び支援を行い、もって教育研究の進展に資する。</p> <p>○ICT基盤センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成16年12月（総合情報処理センターを改組） 研究科附属施設へ移行） 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 1, 137㎡ 目的：ICTを活用した教育研究環境を提供するため、情報政策の企画立案・実施、高度情報化技術に基づく情報基盤の整備、教育の情報化及び情報教育の推進を行うことを目的とする。</p> <p>○大学教育イノベーションセンター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成14年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 779㎡ 目的：本学の教育理念を達成するために、学士課程教育及び大学教育の在り方に関する研究を行うとともに、その改善に資するデータ蓄積とそれを活用した入学者選抜支援、教育支援等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>○言語教育研究センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成24年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 400㎡ 目的：本学における外国語教育に関する教育及び研究を推進するとともに、外国語教育の実施に関する企画運営を行う。</p> <p>○核兵器廃絶研究センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成24年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 230㎡ 目的：ヒロシマ・ナガサキを現在の世界の潮流の中で新たに位置づけ、学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に向けた情報や提言を様々な角度から世界に発信するため、長崎市、長崎県等と連携を図りながら核兵器廃絶に係る教育研究活動を行うことにより、もって本学の教育研究の進展に資する。</p> <p>○留学生教育・支援センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成30年7月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 43㎡ 目的：長崎大学の学内共同教育研究施設として、外国人留学生並びに学部及び大学院への入学前における日本語等に関する予備教育を受ける者並びに外国の大学等に留学する日本人学生に対し、必要な教育及び指導助言を行うことにより、本学における外国人留学生の受入れ及び学生の海外留学の推進を図ることを目的とする。</p> <p>○環境保全センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成30年7月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 43㎡ 目的：長崎大学の学内共同教育研究施設として、本学の研究、教育等により生じた排水、重金属等含有廃液、排ガス等による公害の発生を防止することを目的とする。</p>	
----------------	---	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の出定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人長崎大学 設置申請に関わる組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
長崎大学									
多文化社会学部					多文化社会学部				
多文化社会学科	100	—	400		多文化社会学科	100	—	400	
教育学部									
学校教育教員養成課程	240	—	960		学校教育教員養成課程	180	二	720	定員変更(△60)
経済学部									
3年次					3年次				
総合経済学科(昼間コース)	265	10	1,330		総合経済学科(昼間コース)	265	10	1,330	
総合経済学科(夜間主コース)	60	5			総合経済学科(夜間主コース)	60	5		
医学部									
2年次					2年次				
医学科	120	5	745	→	医学科	95	5	595	定員変更(△25)
3年次					3年次				
保健学科	106	10	444		保健学科	106	10	444	
歯学部									
歯学科	50	—	300		歯学科	50	—	300	
薬学部									
薬学科	40	—	240		薬学科	40	—	240	
薬科学科	40	—	160		薬科学科	40	—	160	
工学部									
工学科	380	—	1,520	→	工学科	330	二	1,320	定員変更(△50)
情報データ科学部									
情報データ科学科					情報データ科学科	110	二	440	学部の設置(事前伺い)
環境科学部									
3年次					3年次				
環境科学科	130	5	530		環境科学科	130	5	530	
水産学部									
水産学科	110	—	440		水産学科	110	—	440	
計									
	1,641	5 3年次 30	7,069			1,616 3年次 30	5	6,919	
長崎大学大学院									
多文化社会学研究科									
多文化社会学専攻(M)	10		20	→	多文化社会学専攻(M)	10		20	
					多文化社会学専攻(D)	3		9	専攻の設置(意見伺い)
教育学研究科									
教職実践専攻(P)	28		56		教職実践専攻(P)	28		56	
経済学研究科									
経済経営政策専攻(M)	15		30		経済経営政策専攻(M)	15		30	
経営意思決定専攻(D)	3		9		経営意思決定専攻(D)	3		9	
工学研究科									
総合工学専攻(M)	220		440		総合工学専攻(M)	220		440	
生産システム工学専攻(D)	15		45		生産システム工学専攻(D)	15		45	
グリーンシステム創成科学専攻(D)	5		25		グリーンシステム創成科学専攻(D)	5		25	
水産・環境科学総合研究科									
水産学専攻(M)	35		70		水産学専攻(M)	35		70	
環境科学専攻(M)	25		50		環境科学専攻(M)	25		50	
環境海洋資源学専攻(D)	12		36		環境海洋資源学専攻(D)	12		36	
海洋フィールド生命科学専攻(D)	5		25		海洋フィールド生命科学専攻(D)	5		25	
医歯薬学総合研究科									
保健学専攻(M)	20		40		保健学専攻(M)	20		40	
災害・被ばく医療科学共同専攻(M)	10		20		災害・被ばく医療科学共同専攻(M)	10		20	
医療科学専攻(D)	60		240		医療科学専攻(D)	60		240	
新興感染症病態制御学系専攻(D)	20		80		新興感染症病態制御学系専攻(D)	20		80	
放射線医療科学専攻(D)	5		20		放射線医療科学専攻(D)	5		20	
先進予防医学共同専攻(D)	10		40		先進予防医学共同専攻(D)	10		40	
生命薬科学専攻(M)	36		72		生命薬科学専攻(M)	36		72	
生命薬科学専攻(D)	10		30		生命薬科学専攻(D)	10		30	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科									
グローバルヘルス専攻(M)	37		62	→	グローバルヘルス専攻(M)	37		62	
グローバルヘルス専攻(D)	5		15		グローバルヘルス専攻(D)	5		15	
長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院 国際連携グローバルヘルス専攻(D)	5		15		長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院 国際連携グローバルヘルス専攻(D)	5		15	
計									
	591		1,440			594		1,449	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
講義科目	多文化社会学特論Ⅰ	1①	2			○			6	2					オムニバス オムニバス
	多文化社会学特論Ⅱ	1②	2			○			2	3					
	小計（2科目）	—	4	0	0	—	—	—	8	5	0	0	0		
演習科目	研究演習Ⅰ	1通	4				○		16	19					
	研究演習Ⅱ	2通	4				○								
	小計（2科目）	—	8	0	0	—	—	—	16	19	0	0	0		
研究指導科目	研究指導	3通	4				○		16	19					
	小計（1科目）	—	4	0	0	—	—	—	16	19	0	0	0		
	合計（5科目）	—	16	0	0	—	—	—	16	19	0	0	0		
学位又は称号	博士（学術）		学位又は学科の分野			文学関係，法学関係，社会学・社会福祉学関係									
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
3年以上在学し，16単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。								1学年の学期区分				2期（4クォータ）※			
								1学期の授業期間				15週（7.5週）※			
								1時限の授業時間				90分			
※ 本学では，2学期制とクォータ制を併用している。学生の学期区分は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとし，前期の前半を第1クォータ，後半を第2クォータ，後期の前半を第3クォータ，後半を第4クォータとしている。															

（注）

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

教育課程等の概要														
(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 修士課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学問の エレメンツ 科目	学問のエレメンツⅠ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅡ	1②	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅢ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅣ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅤ	1②	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅥ	1②	2			○	○		1	1				
	小計（6科目）	—	—	12	0	0	—	—	—	5	1	0	0	0
グロー バル ・ スタ ディ ーズ 科目 群	文化表象論特講	1②		2		○			1					
	文化表象論特定演習	1③		1			○		1					
	現代宗教論特講	1②		2		○				1				
	現代宗教論特定演習	1③		1			○			1				
	ヨーロッパ社会史特講	1③		2		○			1					
	ヨーロッパ社会史特定演習	1④		1			○		1					
	アフリカ社会論特講	1③		2		○								兼1
	アフリカ社会論特定演習	1④		1			○							兼1
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特講	1④		2		○			1					
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習	2①		1			○		1					
	グローバル・ヒストリー特講	1④		2		○								兼1
	グローバル・ヒストリー特定演習	2①		1			○							兼1
	カルチュラルスタディーズ特講	2①		2		○				1				
	カルチュラルスタディーズ特定演習	2②		1			○			1				
	East-West Studies特講	2①		2		○			1					
East-West Studies特定演習	2②		1			○		1						
小計（16科目）	—	—	0	24	0	—	—	—	4	2	0	0	0	兼2
学問の プラク ティス 科目	国際ジェンダー論特講	1②		2		○								兼1
	国際ジェンダー論特定演習	1③		1			○							兼1
	経済開発論特講	1②		2		○				1				
	経済開発論特定演習	1③		1			○			1				
	国際秩序論特講	1③		2		○			1					
	国際秩序論特定演習	1④		1			○		1					
	地域生態論特講	1③		2		○				1				
	地域生態論特定演習	1④		1			○			1				
	トランスナショナルリティ論特講	1④		2		○				1				
	トランスナショナルリティ論特定演習	2①		1			○			1				
	多文化家族研究特講	1④		2		○				1				
	多文化家族研究特定演習	2①		1			○			1				
	移民政策と家族・地域・教育特講	2①		2		○				1				
	移民政策と家族・地域・教育特定演習	2②		1			○			1				
小計（14科目）	—	—	0	21	0	—	—	—	1	5	0	0	0	兼1
環 海 日 本 長 崎 学 ・ ア ジ ア 研 究 科 目 群	日本近世史・日蘭交流史特講	1②		2		○			1					
	日本近世史・日蘭交流史特定演習	1③		1			○		1					
	日本儒学・中国学特講	1②		2		○			1					
	日本儒学・中国学特定演習	1③		1			○		1					
	文化遺産論特講	1③		2		○				1				
	文化遺産論特定演習	1④		1			○			1				
	海域交流史特講	1③		2		○			1					
	海域交流史特定演習	1④		1			○		1					
	華僑・華人研究特講	1④		2		○			1					
	華僑・華人研究特定演習	2①		1			○		1					
	現代日本政治外交論特講	1④		2		○				1				
	現代日本政治外交論特定演習	2①		1			○			1				
	現代アジア社会論特講	2①		2		○			1					
	現代アジア社会論特定演習	2②		1			○		1					
小計（14科目）	—	—	0	21	0	—	—	—	5	2	0	0	0	

教育課程等の概要														
（多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 修士課程）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学問の ブラクティス 科目	言語多 様性科 目群	言語学基礎研究特講 a	1②	2		○			1					
		言語学基礎研究特講 b	1②	2		○			1					
		英語学特講	1②	2		○								兼1
		異文化語用論特講	1③	2		○				1				兼1
		第二言語習得研究	1③	2		○					1			兼1
		談話分析特講	1④	2		○					1			兼1
		英語統語論特講	1④	2		○					1			兼1
		言語教育と第二言語習得特講	2①	2		○								兼1
		言語理論研究特講	2②	2		○								兼1
		言語学特定演習	1③	1			○							兼1
		応用言語学特定演習	1④	1			○			1				
		日中対照言語学特定演習	2①	1			○			1				
		日英対照言語学特定演習	2①	1			○				1			
小計（13科目）		—	0	22	0	—	—	2	2	0	0	0	兼4	
核軍縮・ 不拡散科 目群	核軍縮と国際政治特講	1①	2		○			1						
	核軍縮と国際政治特定演習	1③	1			○		1						
	原子力平和利用と核不拡散特講	1②	2		○			1						
	原子力平和利用と核不拡散特定演習	1③	1			○		1						
	核軍縮交渉の法と政治特講	1③	2		○								兼1	
	核軍縮交渉の法と政治特定演習	1④	1			○							兼1	
	核物質管理と核セキュリティ特講	1③	2		○			1						
	核物質管理と核セキュリティ特定演習	1④	1			○		1						
小計（8科目）		—	0	12	0	—	—	2	0	0	0	0	兼1	
選択科 目	選択 科目 東洋文庫	オリエンタルスタディーズⅠ	隔年	2		○							兼2	
		オリエンタルスタディーズⅡ	隔年	2		○							兼2	
	小計（2科目）		—	0	4	0	—	—	0	0	0	0	兼3	
	選択 科目 総合資料学	総合資料学	1②～③	2		○								兼3
		小計（1科目）		—	0	2	0	—	—	0	0	0	0	兼3
選択 科目 海外経験	海外留学	2①～②	2				○	1						
	海外フィールドワーク	1②～③	2				○	1						
	海外インターンシップ	1③～④	2				○		1					
	小計（3科目）		—	0	6	0	—	—	2	1	0	0	0	
科必 目修	多文化社会学セミナー	2通	2				○	14	15					
	小計（1科目）		—	2	0	0	—	—	14	15	0	0	0	
指 導 研 究	研究指導	2通	4				○	14	15					
	小計（1科目）		—	4	0	0	—	—	14	15	0	0	0	
合計（79科目）			—	18	112	0	—	—	14	16	0	0	0	兼14
学位又は称号		修士（学術）	学位又は学科の分野			文学関係，法学関係，社会学・社会福祉学関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
本研究科課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							1学年の学期区分			2期（4クォータ）※				
							1学期の授業期間			15週（7.5週）※				
							1時限の授業時間			90分				
(1)学問のエレメント科目 12単位														
(2)学問のブラクティス科目 18単位														
必修科目の「多文化社会学セミナー」及び主選択した科目群において、最低6科目9単位（特講3科目6単位、特定演習3科目3単位）を修得する。														
(3)研究指導 4単位														
※ 本学では、2学期制とクォータ制を併用している。学生の学期区分は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとし、前期の前半を第1クォータ、後半を第2クォータ、後期の前半を第3クォータ、後半を第4クォータとしている。														

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

教育課程等の概要														
(多文化社会学部 多文化社会学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
教養ゼミナール科目	初年次セミナー	1前	1				○		3	4		3		
	小計（1科目）	—	1	0	0		—		3	4	0	3	0	
情報科学科目	情報基礎	1前	2				○							兼1
	小計（1科目）	—	2	0	0		—		0	0	0	0	0	兼1
健康・スポーツ科学科目	健康科学	1③	1				○							兼6 オムニバス
	スポーツ演習	2前		1			○							兼1
	小計（2科目）	—	1	1	0		—		0	0	0	0	0	兼7
キャリア教育科目	キャリア入門	1①		1			○							兼3 オムニバス・共同（一部）
	小計（1科目）	—	0	1	0		—		0	0	0	0	0	兼3
地域科学科目	長崎地域学	1②	1				○							兼1
	小計（1科目）	—	1	0	0		—		0	0	0	0	0	兼1
英語	英語コミュニケーションⅠ	1前	1				○			1				兼2
	英語コミュニケーションⅡ	1後	1				○							兼3
	英語コミュニケーションⅢ	2後	1				○							兼3
	総合英語Ⅰ	1前	1				○		1	1				兼1
	総合英語Ⅱ	1後	1				○		1					兼2
	総合英語Ⅲ	2前	1				○			1				
	小計（6科目）	—	6	0	0		—		1	2	0	0	0	兼9
	初習外国語	ドイツ語Ⅰ	1前		1			○		1				
ドイツ語Ⅱ	1後		1				○		1					
ドイツ語Ⅲ	2前		1				○						兼1	
ドイツ語Ⅳ	2後		1				○						兼1	
フランス語Ⅰ	1前		1				○						兼1	
フランス語Ⅱ	1後		1				○						兼1	
フランス語Ⅲ	2前		1				○						兼1	
フランス語Ⅳ	2後		1				○						兼1	
中国語Ⅰ	1前		1				○		1					兼1
中国語Ⅱ	1後		1				○		1					兼1
中国語Ⅲ	2前		1				○		1					
中国語Ⅳ	2後		1				○		1					
韓国語Ⅰ	1前		1				○							兼1
韓国語Ⅱ	1後		1				○							兼1
韓国語Ⅲ	2前		1				○							兼1
韓国語Ⅳ	2後		1				○							兼1
小計（16科目）	—	0	16	0			—		2	0	0	0	0	兼5
多様性と共生	現代経済と企業活動	1③		2			○							兼1
	企業の仕組みと行動	1③		2			○							兼1
	経済政策と公共部門	1④		2			○							兼1
環境と持続可能な発展	国際環境法	1後		2			○							兼1
	国内環境法Ⅰ	1後		2			○							兼1
	国内環境法Ⅱ	1後		2			○							兼2 オムニバス
科学/技術の恩恵と限界	基礎生物学	1④		2			○							兼4 オムニバス
	基礎物理化学	1③		2			○							兼4 オムニバス
	基礎生物学	1③		2			○							兼4 オムニバス
	健康と医療の安全・安心	1③		2			○							兼4 オムニバス
核兵器のない世界を目指し	リスク社会と社会科学	1③		2			○							兼1
	科学と技術の安全・安心	1④		2			○							兼3 オムニバス
	核兵器とは何か	1③		2			○							兼1
暮らしの中の科学	国際社会と平和	1④		2			○		1					兼4 オムニバス
	被ばくと社会	1③		2			○							兼4 オムニバス
	暮らしの中の情報科学	1③		2			○							兼2 オムニバス
身の回りの中の科学	身の回りの中の物理科学	1④		2			○							兼1
	環境・生活と化学	1④		2			○							兼2 オムニバス

教 育 課 程 等 の 概 要															
(多文化社会学部 多文化社会学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
全学モジュールI科目	いのち・身体・機能の回復の科学	耳鼻咽喉領域における感覚・機能の障がいと回復	1④	2		○								兼4	オムニバス
		運動器のしくみと機能の障がいと回復	1④	2		○								兼4	オムニバス
		眼の発生・多様性と障がいからの回復	1③	2		○								兼4	オムニバス
	教育の基礎	教育原理(教育課程の意義及び編成の方法の内容を含む。)	1後	2		○								兼4	オムニバス・兼中
		教育心理学	1④	2		○								兼1	
		教育社会・制度論	1③	2		○								兼3	オムニバス
	変容する環境と課題	生物多様性を考える	1③	2		○								兼3	オムニバス
		都市環境を考える	1④	2		○								兼2	オムニバス
		地球温暖化を考える	1③	2		○								兼4	オムニバス
	暮らしに役立つ情報技術	情報の活用	1③	2		○								兼1	
		情報社会の安全と安心	1④	2		○								兼1	
		計算機の科学	1③	2		○								兼1	
	国際社会の多様な視点	グローバル化時代の社会問題	1④	2		○								兼1	
		国際的視点に立った法と政治	1③	2		○								兼1	
		グローバル人材へのリテラシー～グローバル人材2.0～	1③	2		○								兼1	
コミュニケーション基礎講座	対人関係の社会学	1④	2		○								兼1		
	メディア・コミュニケーション基礎	1③	2		○								兼1		
	コミュニケーション基礎実践	1③	2		○								兼3	オムニバス	
小計（36科目）		—	0	72	0	—			1	0	0	0	0	兼76	
全学モジュールII科目	現代経済と社会活動a	国際社会と日本経済	2④	2		○								兼1	
		企業行動と戦略	2④	2		○								兼1	
		社会制度と経済活動	2③	2		○								兼1	
	現代経済と社会活動b	国際社会と日本経済	2④	2		○								兼1	
		企業行動と戦略	2③	2		○								兼1	
		経営情報と会計情報	2①	2		○								兼1	
	環境マネジメント	エネルギー・マネジメント	2④	2		○								兼2	オムニバス
		有害化学物質のマネジメント	2①	2		○								兼2	オムニバス
		廃棄物のマネジメント	2③	2		○								兼1	
	去・来・現在・未来・すり・すり・すり・すり	伝承薬から最先端医薬品まで(薬はこうして創られる)	2①	2		○								兼3	オムニバス
		高齢化社会と地域医療・薬とのかかわり	2①	2		○								兼3	オムニバス
		疾病の回復を促進する薬	2後	2		○								兼2	オムニバス
	病気と薬を考	疾病と薬物治療	2④	2		○								兼2	オムニバス
		薬草・健康食品と病気	2①	2		○								兼3	オムニバス
		薬との賢い付き合い方	2④	2		○								兼3	オムニバス
安全で安心な暮らしを実現するためのリスク	医療現場の安全と安心	2①	2		○								兼4	オムニバス	
	自然災害とインフラ長寿命化	2③	2		○								兼2	オムニバス	
	環境リスクと社会	2③	2		○								兼1		
私たちが核兵器を廃絶しよう	文学・芸術と核兵器	2④	2		○				1				兼2	オムニバス	
	核と平和を科学する	2①	2		○								兼2	オムニバス	
	市民運動・NGOと核兵器廃絶	2③	2		○								兼2	オムニバス	
核兵器廃絶へのアプローチ	核兵器廃絶と教育	2①	2		○								兼4	オムニバス	
	メディアと平和	2③	2		○				1				兼3	オムニバス	
	核軍縮の法と政治	2③	2		○				1				兼1	オムニバス	
暮らしの中の科学	意思決定の数理	2③	2		○								兼1		
	暮らしと電気	2①	2		○								兼2	オムニバス	
	分子設計と合成化学	2③	2		○								兼2	オムニバス	

教育課程等の概要																
(多文化社会学部 多文化社会学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
教養教育科目 モジュール科目 全学モジュールⅡ科目 変容する環境とリテラシー	健やかに生きる	映画から学ぶライフサイクルとメンタルヘルス 発達症（発達障害）の理解と支援 ヒトはなぜ病気になるのか	2④ 2④ 2③	2 2 2	○ ○ ○								兼4 兼3 兼4	オムニバス オムニバス オムニバス		
	生命を多次元で哲学する	細胞生命を哲学する 地域社会に生きる個体生命を哲学する 社会生命を哲学する	2③ 2④ 2①	2 2 2	○ ○ ○								兼4 兼2 兼2	オムニバス オムニバス オムニバス		
	教育と文化	教育相談 文学と社会 芸術	2③ 2④ 2①	2 2 2	○ ○ ○									兼1 兼1 兼1		
	教育と社会	教育相談 身のまわりの科学 環境と社会	2① 2③ 2④	2 2 2	○ ○ ○									兼1 兼1 兼2	オムニバス	
	環境と社会生活	生態系と社会 環境と社会運動 環境問題の歴史から学ぶ	2② 2① 2②	2 2 2	○ ○ ○									兼2 兼2 兼3	オムニバス オムニバス オムニバス	
	環境と社会の共生	資源管理論 地域の環境を考える 廃棄物の管理と処理	2① 2③ 2④	2 2 2	○ ○ ○									兼2 兼2 兼1	オムニバス オムニバス	
	情報社会を考える	情報と社会 情報化の役割と課題 ソフトウェアの利用技術	2③ 2④ 2③	2 2 2	○ ○ ○									兼4 兼1 兼1	オムニバス	
	ICTの仕組みと活用法	情報通信とコンピュータネットワークのしくみ プログラミング入門 情報化時代の仕事術	2③ 2④ 2③	2 2 2	○ ○ ○									兼1 兼1 兼1		
	多文化共生とグローバル人材育成	英語で学ぶオランダと西欧の文化 異文化接触とコミュニケーション キャリアデザイン実践	2① 2④ 2②	2 2 2	○ ○ ○				1					兼1 兼1		
	グローバル化と国際開発	稼ぐ観光～地域を通じたグローバルビジネスへの扉～ 世界人口の動向と国際開発 国際援助と公的部門の役割	2④ 2① 2④	2 2 2	○ ○ ○									兼1 兼1 兼1		
	文化と対人関係	地域創生と観光 身体関係論 身体関係論 他者理解とバイアス	2④ 2① 2① 2③	2 2 2 2	○ ○ ○ ○									兼1 兼1 兼1 兼1		
	グループ・コミュニケーション	コミュニケーションの生物学・臨床医学 音表現とグループ・プロセス リーダーシップの問題と解決策	2③ 2① 2④	2 2 2	○ ○ ○									兼3 兼2 兼1	オムニバス オムニバス	
	小計（64科目）			—	0	128	0	—			2	1	0	0	0	兼107

教育課程等の概要															
(多文化社会学部 多文化社会学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
モジュール科目 学部モジュール科目	多文化社会学の諸問題I（社会）	1①	1			○			2	4				オムニバス	
	多文化社会学の諸問題II（人文）	1①	1			○			2	4				オムニバス	
	国際公共政策入門（政治）	1①	1			○			1						
	国際公共政策入門（法）	1③	1			○				1					
	国際公共政策入門（経済）	1②	1			○				1					
	社会学入門	1③	1			○			1						
	人類学・民俗学入門	1②	1			○			1	4				オムニバス	
	歴史学入門	1③	1			○			2					オムニバス	
	文化研究入門	1③	1			○				1					
	思想・宗教研究入門	1②	1			○			1	1				オムニバス	
	言語コミュニケーション入門	1②	1			○			2	3				兼2 オムニバス	
	エリア研究入門	1④	1			○			3	3				オムニバス	
	小計（12科目）	—	—	12	0	0	—	—	—	10	15	0	0	0	兼2
教養教育科目 自由選択科目	日本国憲法	1①②④		2		○								兼2	
	モノポリーで学ぶ教養としてのビジネス	1前		2		○								兼1	集中
	芸術と文化	1③		2		○								兼1	
	市民社会と法	1③		2		○								兼1	
	ボランティアを通して地域を知る	1②		2		○								兼4	オムニバス
	English for Specific Purposes (A)	1前		1		○								兼1	
	English for Specific Purposes (B)	1後		1		○								兼1	
	上級外国語(フランス語)	3①		1		○								兼1	
	上級外国語(中国語)	3②		1		○			1					兼1	
	上級外国語(韓国語)	3①		1		○								兼1	
	オランダの言語	1前		2		○								兼1	
	オランダの文化	1後		2		○								兼1	
	平和講座	1②		2		○								兼4	オムニバス
	自己表現法	1②		2		○								兼1	
	解放講座	1前後		2		○								兼1	集中
	社会生活における情報活用術	1④		2		○								兼3	オムニバス
	平成長崎塾	1前		2		○								兼4	オムニバス
	自分のキャリアを考える講座～男女共同参画とダイバーシティの視点から～	1①		2		○								兼4	オムニバス
	キャリア実践	1前		2				○						兼1	集中
	物理科学	1①		2		○								兼1	
	生物の科学	1前③		2		○								兼1	
	データの科学	1④		2		○								兼1	
	全学乗船実習	1・2後		2				○						兼1	集中
	開発協力論	1前		2		○					1				
	現代アジア社会の諸問題—政治経済・宗教・文化を中心に	1③		2		○							2		オムニバス
	研究倫理とコンプライアンス	1①		2		○								兼4	オムニバス
	現代社会を生きる	1②		2		○								兼1	
	キャリア交流	1③		2		○								兼2	オムニバス
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	1・2後		2		○								兼2	オムニバス・集中
	特別な支援を必要とする子どもの理解	1・2前		2		○								兼9	オムニバス・集中
	生徒・進路指導論	1・2前		2		○								兼2	オムニバス・集中
	教育方法・技術論	2前		2		○								兼1	集中
	Asia and Japan in Modern and Contemporary History	1①		2		○					1				
	Globalization and Health in Nagasaki/Japan	1③		2		○								兼1	
	Sport Communication and Coaching in Touch Rugby	1①		2		○								兼1	
	Contemporary Issues of Marine Ecosystems and Environment	1②		2		○								兼1	
Toward a Nuclear Weapon Free-World	1④		2		○								兼1		
Nagasaki Studies I	1③		2		○								兼1		
Nagasaki Studies II	1④		2		○								兼1		
Development Cooperation and Global Health	1④		2		○								兼1		
海外English Camp(A)	1前		2				○						兼1	集中	
海外English Camp(B)	1後		2				○						兼1	集中	
小計（42科目）	—	—	0	79	0	—	—	—	1	2	0	2	0	兼54	

教育課程等の概要																	
(多文化社会学部 多文化社会学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
教養教育科目	留学生用科目	日本語上級Ⅰ	1前	2			○								兼1		
		日本語上級Ⅱa	1前	2			○								兼1		
		日本語上級Ⅱb	1後	2			○								兼1		
		日本事情	1後	2			○								兼1		
		小計（4科目）	—	0	8	0	—		0	0	0	0	0	0	兼3		
専門教育科目	基礎講義科目	軍縮論	2後	2		○			1						兼1	オムニバス	
		国際関係基礎（政治史）	2①	2		○				1							
		国際関係基礎（政治思想）	2③	2		○			1								
		ジェンダーと人権	2前	2		○										兼1	集中
		国際法	2③	2		○				1							
		ミクロ経済学	2前	2		○				1							
		国際社会学基礎	2①	2		○			1								
		地域社会学基礎	2②	2		○			1								
		家族社会学基礎	2①	2		○				1							
		教育社会学基礎	2④	2		○				1							
		歴史社会学基礎	2①	2		○				1							
		文化人類学基礎（観光）	2②	2		○			1								
		文化人類学基礎（民族誌）	2②	2		○				1							
		文化人類学基礎（生態・社会）	2③	2		○				1							
		文化人類学基礎（民俗学）	2③	2		○				1							
		文化人類学基礎（移民）	2①	2		○				1							
		歴史学基礎（日本）	2④	2		○			1								
		歴史学基礎（ヨーロッパ）	2④	2		○			1								
		歴史学基礎（文化交流）	2③	2		○				1						兼1	
		歴史学基礎（考古学）	2④	2		○			1								
		思想史基礎（ヨーロッパ）	2③	2		○				1	1						
		思想史基礎（中国）	2③	2		○			1								
		宗教学基礎	2④	2		○				1	1						
		文化研究基礎（表象）	2①	2		○			1								
		文化研究基礎（メディア）	2②	2		○				1	1						
		言語学基礎A	2①	2		○				1							
		言語学基礎B	2前	2		○										兼1	集中
		中国語学基礎A	2前	2		○										兼1	集中
		中国語学基礎B	2②	2		○			1								
		英語の発想と表現A	2③	2		○				1	1						
		英語の発想と表現B	2④	2		○			1								
		日本語学基礎A	2③	2		○				1							
		日本語学基礎B	2④	2		○							1				
	小計（33科目）	—	0	66	0	—		12	16	0	1	0	0	兼3			
リサーチ科目	リサーチ入門（フィールドワーク）	1後	2		○			2	3							オムニバス	
	リサーチ入門（文献調査）含古文書	1前	2		○				1								
	リサーチ基礎（インタビュー、参与観察）	2前	2		○				4							オムニバス・集中	
	リサーチ基礎（表象）	2後	2		○			1	2							オムニバス	
	リサーチ基礎（映像）	2前	2		○										兼1	集中	
	リサーチ基礎（サーベイ）	2④	2		○												
	リサーチ基礎（アーカイブ）	2前	2		○			1	1								
	外国語文献購読	2前	2		○			2	6								
	フィールドワーク実習（海外/国内）	3通	2				○		1								
	小計（9科目）	—	2	16	0	—		6	12	0	0	0	0	兼2			
英語モジュール科目	Study Abroad and Presentation	1前	1			○			1						兼2		
	英語のしくみと意味Ⅰ	1後	2			○		1	1								
	英語のしくみと意味Ⅱ	2前	2			○		1	1								
	Reading and WritingⅠ	1前	1				○		1						兼2		
	Reading and WritingⅡ	2前	1				○		1						兼2		
	Academic WritingⅠ	2後	1				○		1						兼2		
	Academic WritingⅡ	3前	1				○		1						兼2		
	Reading and DiscussionⅠ	1後	1				○		1						兼2		
	Reading and DiscussionⅡ	3前	1				○		1						兼2		
	Debate	3後	2				○		1						兼1		
	小計（10科目）	—	13	0	0	—		1	2	0	0	0	0	兼3			

教育課程等の概要														
（多文化社会学部 多文化社会学科）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
中国語科目 モジュール	中国語総合表現Ⅰ	2前		1			○		1					
	中国語総合表現Ⅱ	2後		1			○		1					
	中国語文献討論Ⅰ	3前		2			○		1					
	中国語文献討論Ⅱ	3後		2			○		1					
	中国語プレゼンテーション	4前		1				○	2					オムニバス
	小計（5科目）	—	0	7	0		—		2	0	0	0	0	
モオランダ 科目 ユール語	オランダ語Ⅰ	2前		2			○							兼1
	オランダ語Ⅱ	2後		2			○							兼1
	オランダ語Ⅲ	3前		2			○							兼1
	小計（3科目）	—	0	6	0		—		0	0	0	0	0	兼1
専門教育科目 専門講義科目	国際機構論	3前		2			○		1					
	平和学	3④		2			○		1					
	EU法	3②		2			○			1				
	国際政治学	3前		2			○		1					
	比較政治学	3④		2			○			1				
	国際経営論	3前		2			○							兼1 集中
	開発経済学	3①		2			○			1				
	国際人権論	3前		2			○							兼1 集中
	グローバルヘルス	3①		2			○		1			1		オムニバス
	計量経済学	3③		2			○			1				
	アジア経済論	2前		2			○							兼1 集中
	多文化マーケティング論	3前		2			○							兼1 集中
	国際社会学	3後		2			○		1					
	異文化理解教育	3前		2			○			1				
	トランスナショナルイティ論	3前		2			○			1				
	異文化と家族	3前		2			○			1				
	現代アフリカ社会論	3後		2			○			1				
	現代アジア社会論	3後		2			○		1					
	陶磁考古学	3後		2			○		1					
	グローバル文化交流史	3後		2			○							兼1
	社会史	3後		2			○		1					
	異文化交流論	3後		2			○		1					
	文化資源論	3④		2			○			1				
	地域生態論	3後		2			○			1				
	思想史	3後		2			○			1				
	中国思想史	3後		2			○		1					
	宗教文化論	3前		2			○			1				
	記憶文化論	3③		2			○							兼1
	文化表象論	3前		2			○		1					
	映画論	3①		1			○							兼1
	メディア・スタディーズ	3前		2			○			1				
	地域史料論	3前		2			○		1					
	イギリス文学論	3後		2			○							兼1
	異文化間コミュニケーション	3前		2			○			1				
	英語音声のしくみと働き	3後		2			○							兼1
	英米文学概論	3前		2			○							兼1
	応用言語学	3後		2			○							兼1
	現代言語理論	3前		2			○							兼1
	コーパス言語学	3前		2			○		1					
	対照言語学（日英）	3後		2			○			1				
対照言語学（日中）	3後		2			○		1						
第二言語習得論	3後		2			○							兼1	
日本語学	3前		2			○			1					
日蘭比較文化	3前		2			○							兼1	
オランダ現代社会論	2後		2			○		1						
オランダ文化論	2前		2			○		1						
	小計（46科目）	—	0	91	0		—		14	15	0	1	0	兼13

教育課程等の概要														
（多文化社会学部 多文化社会学科）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
キャリア科目	グローバルキャリア入門	1①	1			○				1				
	キャリア形成論	3前	2			○				1				
	自主企画インターンシップ	2通		2			○			1				
	企業研究	2③		2		○				1				
	小計（4科目）	—	3	4	0	—	—	—	0	1	0	0	0	
演習科目	基礎演習Ⅰ	2前	1				○		13	16				
	基礎演習Ⅱ	2後	1				○		13	16				
	専門演習Ⅰ	3前		1			○		12	16				
	専門演習Ⅱ	3後		1			○		12	16				
	卒業研究	4通		6			○		12	16				
	特別研究	3～4通		8			○		12	16				
小計（6科目）	—	2	16	0	—	—	—	13	16	0	0	0		
自由選択科目	ミュージアム・講演ラリー	1通		1			○		1					
	大使館連続講義	1④		1			○		1					
	寄附講座：アジア共同体講座	1後		2					3	2				オムニバス
	ジャーナリズム論Ⅰ	1①		1		○			1					
	ジャーナリズム論Ⅱ	1③		1		○			1					
小計（5科目）	—	0	6	0	—	—	—	4	2	0	0	0		
自由科目	教職論	1後			2	○								兼1
	英語科教育法Ⅰ	3前			2	○								兼1
	英語科教育法Ⅱ	3後			2	○								兼1
	教育実習（事前・事後指導含む。）	4前			3			○	1					兼2
	教職実践演習	4後			2	○			1					兼2
	日本語教育学概論	2後			2	○								兼1
	日本語指導法	3前			2	○								兼1
	日本語教育実習	3前			2			○		1				兼1
小計（8科目）	—	0	0	17	—	—	—	1	1	0	0	0		
合計（315科目）			—	43	517	17	—	—	14	17	0	4	0	兼237
学位又は称号	学士（多文化社会学）		学位又は学科の分野					文学関係，法学関係，社会学・社会福祉学関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
本学部の卒業要件は、本学部に4年以上在学し、かつ124単位を修得することとする。 履修コースごとの必要単位は、以下のとおりである。								1学年の学期区分		2期（4クォータ）※				
								1学期の授業期間		15週（7.5週）※				
								1時限の授業時間		90分				
○教養教育科目（各履修コース共通） <u>42単位以上</u> (1)教養ゼミナール科目 <u>1単位</u> (2)情報科学科目 <u>2単位</u> (3)健康・スポーツ科学科目 <u>1～2単位</u> キャリア教育科目で1単位修得した場合は1単位、キャリア教育科目で0単位修得の場合は2単位を修得する。 (4)キャリア教育科目 <u>0～1単位</u> 健康・スポーツ科学科目で1単位修得した場合は1単位、健康・スポーツ科学科目で2単位修得した場合は0単位 (5)地域科学科目 <u>1単位</u> (6)外国語科目 ①英語 <u>6単位</u> ②初習外国語 <u>4単位</u> ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語から1言語を選択。 (7)全学モジュールⅠ科目 <u>6単位</u> 1テーマを選択し、3科目（6単位）を修得する。 (8)全学モジュールⅡ科目 <u>6単位</u> 1テーマを選択し、3科目（6単位）を修得する。 (9)学部モジュール科目 <u>12単位</u> (10)自由選択科目 <u>2単位</u>														

教 育 課 程 等 の 概 要													
(多文化社会学部 多文化社会学科)													
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置				備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	
○国際公共政策，社会動態，共生文化，言語コミュニケーションコースの専門教育科目 <u>8.2単位</u>													
(1)基礎講義科目 <u>1.6単位</u> 主コースの指定科目群科目から1.0単位，他コースの科目から6単位を修得する。													
(2)リサーチ科目 <u>6単位</u> 「リサーチ入門（フィールドワーク）」，「リサーチ入門（文献調査）」から1科目を選択し，「リサーチ基礎（インタビュー、 参与観察）」，「リサーチ基礎（表象）」，「リサーチ基礎（映像）」，「リサーチ基礎（サーベイ）」，「リサーチ基礎（アーカイブ）」から1科目を選択。													
(3)英語モジュール科目 <u>1.3単位</u>													
(4)中国語モジュール科目 <u>0～7単位</u> 中国語モジュール科目及び自由選択科目から合計1.0単位を修得する。 教養教育科目の初習外国語として中国語を選択した者又は中国語検定4級以上の合格者に限り履修可能。													
(5)オランダ語モジュール科目 <u>0単位</u>													
(6)専門講義科目 <u>2.4単位</u> 主コースの指定科目群科目から2.0単位，他コースの科目から4単位を修得する。													
(7)キャリア科目 <u>3単位</u>													
(8)演習科目 <u>1.0単位</u> 選択科目のうち，「専門演習Ⅰ」，「専門演習Ⅱ」，「卒業研究」を修得する。													
(9)自由選択科目 <u>3～1.0単位</u> 中国語モジュール科目及び自由選択科目から合計1.0単位を修得する。 自由選択科目の区分に配当される科目のほか，基礎講義科目，リサーチ科目，オランダ語モジュール科目，専門講義科目及び キャリア科目の最低修得単位数を超えた単位をもって充てることができる。													
<u>履修登録上限単位数 4.8単位（1学年あたり）</u>													
○オランダ特別コースの専門教育科目 <u>8.2単位</u>													
(1)基礎講義科目 <u>1.6単位</u> 副コースの科目から1.0単位，他コースの科目から6単位を修得する。													
(2)リサーチ科目 <u>6単位</u> 「リサーチ入門（フィールドワーク）」，「リサーチ入門（文献調査）」から1科目を選択し，「リサーチ基礎（インタビュー、 参与観察）」，「リサーチ基礎（表象）」，「リサーチ基礎（映像）」，「リサーチ基礎（サーベイ）」，「リサーチ基礎（アーカイブ）」から1科目を選択。													
(3)英語モジュール科目 <u>1.3単位</u>													
(4)中国語モジュール科目 <u>0単位</u>													
(5)オランダ語モジュール科目 <u>6単位</u>													
(6)専門講義科目 <u>2.4単位</u> 主コースの指定科目群科目から1.8単位（うち1.0単位はライデン大学での履修科目を単位認定），副コースの科目から6単位を修得。													
(7)キャリア科目 <u>3単位</u>													
(8)演習科目 <u>1.0単位</u> 選択科目のうち，「特別研究」を修得する。													
(9)自由選択科目 <u>4単位</u> 自由選択科目の区分に配当される科目のほか，基礎講義科目，リサーチ科目，専門講義科目及びキャリア科目の最低修得単位数を超えた 単位をもって充てることができる。													
<u>履修登録上限単位数 4.8単位（1学年あたり）</u>													
※ 本学では，2学期制とクォータ制を併用している。学生の学期区分は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで， 後期を10月1日から翌年3月31日までとし，前期の前半を第1クォータ，後半を第2クォータ，後期の前半を第3クォータ，後半を第4 クォータとしている。													

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
（多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
講義 科目	多文化社会学特論 I	<p>（概要） 俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。</p> <p>授業到達目標としては、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の3つの系の観点から、人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のなお一層高度な修得を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。</p> <p>（オムニバス形式／全15回） （6 王 維／2回） 長崎とアジア・世界を結ぶ社会、文化、ネットワークの「多様性」と「共生」の実践</p> <p>（7 西原 俊明／2回） 言語諸分野研究から見た言語の普遍性、個別性及び多様性——統語論・意味論及び語用論・社会言語学を中心に</p> <p>（9 葉柳 和則／2回） 社会文化研究における「多様性」と「共生」の視点——精神、社会、文化から</p> <p>（11 鈴木 章能／2回） 世界文学からの「多様性」と「共生」の視点——アイデンティティとポリティクス及び差異と類似性</p> <p>（14 首藤 明和／1回） アジア研究の可能性——「他者支配の言説」の脱構築からの「多様性」と「共生」</p> <p>（15 木村 直樹／2回） 日本・長崎とアジア・世界を結ぶ歴史的世界の「多様性」と「共生」の実践</p> <p>（21 波佐間 逸博／2回） 人類学からの視点——自然・生命との「共生」とその「多様性」</p> <p>（25 滝澤 克彦／2回） 「リスク社会」における宗教と共生——日本とモンゴルの事例を通して</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
講義科目	多文化社会学特論Ⅱ	<p>(概要) 俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。 授業到達目標としては、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の2つの系の観点から、異なる社会や文化における経験と理論の往還を比較・深化させ、「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。</p> <p>(オムニバス形式／全15回) (2 吉田 文彦／3回) 核軍縮・不拡散政策、核政策と国際安全保障政策、核兵器廃絶とナガサキ</p> <p>(3 森川 裕二／3回) 東アジアのリージョナリズムと公共政策、東南アジアのサブリージョンと公共政策、東アジアの国際秩序・歴史記憶と公共政策</p> <p>(24 東 史彦／3回) 超国家法としてのEU法と国内法・国際法との関係——国際経済法及び国際人権法からの分析、主権国家群の統合と平和構築への課題と展望</p> <p>(29 見原 礼子／3回) 国民国家と公教育制度、ノンフォーマル教育の多様性と課題、移民・難民の子どもの教育と生活</p> <p>(32 小松 悟／3回) 開発途上国の持続可能な発展、開発途上国のエネルギー政策、開発途上国の環境政策</p>	オムニバス方式
演習科目	研究演習Ⅰ	<p>(概要) 社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系のうち、いずれかの系(研究領域)に基づいて研究課題にアプローチする。その上で、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につけ、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を作成し、それに基づいて各自の研究を進めていく。 授業到達目標としては、専門分野の先行研究の収集、読解、批判的検討を行い、各自の研究の意義や目的を明らかにするなかで、研究計画を作成し、研究指導の内容を踏まえつつ、学位論文作成に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行うことができる力及び合同中間発表会で、研究計画及び成果を的確に発表・説明することができる力を養成する。</p> <p>(1 鈴木 達治郎) 原子力平和利用、核軍縮・核不拡散、核セキュリティ、エネルギー・環境、科学技術と社会</p> <p>(2 吉田 文彦) 核抑止、核軍縮・不拡散、軍備管理条約、安全保障、平和</p> <p>(3 森川 裕二) 国際政治学、東アジア国際関係</p> <p>(4 楊 曉安) 実験音声学、統語論、語用論、比較言語学、方言学</p>	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習 科目	研究演習 I	<p>(5 正本 忍) フランス近世史, アンシアン・レジーム, 治安, 統治構造, 社会史</p> <p>(6 王 維) 人口・移住研究, マイノリティ, 芸能・芸術研究, 文化・宗教・社会意識, 国際社会・エスニシティ</p> <p>(7 西原 俊明) 英語学 (特に, 統語論・動詞意味論), コーパス言語学, 応用言語学</p> <p>(8 井田 洋子) 公共政策, 国家論, 平和学, 政教分離</p> <p>(9 葉柳 和則) ヨーロッパ文学, 文化社会学, 文化表象論, ナラトロジー</p> <p>(10 野上 建紀) 近世考古学, 水中考古学, 陶磁史, 海上交易史</p> <p>(11 鈴木 章能) 英米・英語圏文学, 文学一般, 比較文学, 外国語教育</p> <p>(12 前田 桂子) 方言学, 日本語学, 近世語, 文法学</p> <p>(13 吉田 ゆり) 公共政策 (子育て・子育て環境), 特別支援教育, 臨床心理学</p> <p>(14 首藤 明和) 社会学, 地域研究, アジア社会論</p> <p>(15 木村 直樹) 日蘭交流史, 近世史, 史料研究, 外交史, 政治史</p> <p>(16 針貝 綾) 美術史, 美学・芸術諸学, 芸術一般, 博物館史, デザイン史</p> <p>(17 Guelbeyaz Abdurrahman) 社会言語学, 文化・宗教・社会意識, メディア, 言語教育, 音楽学</p> <p>(18 細田 尚美) 東南アジア地域研究, 国際労働移動, トランスナショナル・コミュニティ</p> <p>(19 才津 祐美子) 文化人類学・民俗学, 文化資源, 文化財・文化遺産, 観光</p> <p>(20 大平 晃久) 文化地理学, 文化遺産, 記憶論</p> <p>(21 波佐間 逸博) 文化人類学・民俗学, 地域研究, 社会学, アフリカ, 地域間比較</p> <p>(22 賽漢卓娜) 家族社会学, 移民研究, 国際結婚, エスニシティ</p> <p>(23 CUTRONE PINO) 語用論, 談話研究, 社会言語学, 教授法, 異文化間コミュニケーション</p> <p>(24 東 史彦) EU法, 国際法, 国際経済法, 国際人権法, 国際機構論</p> <p>(25 滝澤 克彦) 宗教学, 文化人類学・民俗学, 社会学, 地域研究</p> <p>(26 南 誠) 歴史社会学, トランスナショナルリティ, 境界文化論, 歴史と記憶, 本国帰還者 (中国帰国者), 多文化共生</p> <p>(27 COMPEL RADOMIR) 地域紛争論, 沖縄関係学, 比較政治学, 国際政治学, 日本政治史</p> <p>(28 中島 ゆり) 教育社会学, 学校から職業・社会への移行, 社会階層, ジェンダー, 地域間格差</p>	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習科目	研究演習 I	<p>(29 見原 礼子) 比較教育学, 教育社会学, 移民政策, 地域研究 (ヨーロッパ), 子ども社会学</p> <p>(30 吉良 史明) 日本文学, 思想史, 美術史</p> <p>(31 谷川 晋一) 英語学, 生成統語論, 理論言語学</p> <p>(32 小松 悟) 経済政策, 国際開発, 環境経済学, 持続可能システム</p> <p>(33 原田 走一郎) 言語学, 日本語学</p> <p>(34 森 元斎) 現代哲学, 社会思想, 自然・人間・文化の思想史, 生の哲学</p> <p>(35 畑中 大路) 教育行政, 教育経営</p>	
演習科目	研究演習 II	<p>(概要) 「研究演習 I」の成果を踏まえつつ, これを更に発展させるなかで, 研究計画を更新する。この研究計画に基づき, 社会文化研究系, 言語研究系, 環海日本長崎学・アジア研究系, 公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系のうち, いずれかの系 (研究領域) に基づいて研究課題にアプローチし, 主指導教員及び副指導教員からの指導を受けるなかで, 「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ, 各自の研究を更に進めていく。 授業到達目標としては, 専門分野の先行研究の収集, 読解, 批判的検討を継続して行い, 各自の研究の意義や目的を更に明らかにするなかで, 研究計画を更新し, 研究指導の内容を踏まえつつ, 学位論文作成に必要な資料やデータの収集, 分析, 考察を継続して行うことができる力, 分析対象 (多文化社会的状況) に関するより一層高度な「問題本質の見極め」又は「問題解決に向けた多様な解の提示」を導出することができる力及び合同中間発表会で, 研究計画及び成果を的確に発表・説明し学位論文を作成するために必要な研究を適切に遂行することができる力を養成する。</p> <p>(1 鈴木 達治郎) 原子力平和利用, 核軍縮・核不拡散, 核セキュリティ, エネルギー・環境, 科学技術と社会</p> <p>(2 吉田 文彦) 核抑止, 核軍縮・不拡散, 軍備管理条約, 安全保障, 平和</p> <p>(3 森川 裕二) 国際政治学, 東アジア国際関係</p> <p>(4 楊 曉安) 実験音声学, 統語論, 語用論, 比較言語学, 方言学</p> <p>(5 正本 忍) フランス近世史, アンシアン・レジーム, 治安, 統治構造, 社会史</p> <p>(6 王 維) 人口・移住研究, マイノリティ, 芸能・芸術研究, 文化・宗教・社会意識, 国際社会・エスニシティ</p> <p>(7 西原 俊明) 英語学 (特に, 統語論・動詞意味論), コーパス言語学, 応用言語学</p>	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習 科目	研究演習Ⅱ	<p>(8 井田 洋子) 公共政策, 国家論, 平和学, 政教分離</p> <p>(9 葉柳 和則) ヨーロッパ文学, 文化社会学, 文化表象論, ナラトロジー</p> <p>(10 野上 建紀) 近世考古学, 水中考古学, 陶磁史, 海上交易史</p> <p>(11 鈴木 章能) 英米・英語圏文学, 文学一般, 比較文学, 外国語教育</p> <p>(12 前田 桂子) 方言学, 日本語学, 近世語, 文法学</p> <p>(13 吉田 ゆり) 公共政策 (子育て・子育て環境), 特別支援教育, 臨床心理学</p> <p>(14 首藤 明和) 社会学, 地域研究, アジア社会論</p> <p>(15 木村 直樹) 日蘭交流史, 近世史, 史料研究, 外交史, 政治史</p> <p>(16 針貝 綾) 美術史, 美学・芸術諸学, 芸術一般, 博物館史, デザイン史</p> <p>(17 Guelbeyaz Abdurrahman) 社会言語学, 文化・宗教・社会意識, メディア, 言語教育, 音楽学</p> <p>(18 細田 尚美) 東南アジア地域研究, 国際労働移動, トランスナショナル・コミュニティ</p> <p>(19 才津 祐美子) 文化人類学・民俗学, 文化資源, 文化財・文化遺産, 観光</p> <p>(20 大平 晃久) 文化地理学, 文化遺産, 記憶論</p> <p>(21 波佐間 逸博) 文化人類学・民俗学, 地域研究, 社会学, アフリカ, 地域間比較</p> <p>(22 賽漢卓娜) 家族社会学, 移民研究, 国際結婚, エスニシティ</p> <p>(23 CUTRONE PINO) 語用論, 談話研究, 社会言語学, 教授法, 異文化間コミュニケーション</p> <p>(24 東 史彦) EU法, 国際法, 国際経済法, 国際人権法, 国際機構論</p> <p>(25 滝澤 克彦) 宗教学, 文化人類学・民俗学, 社会学, 地域研究</p> <p>(26 南 誠) 歴史社会学, トランスナショナルリティ, 境界文化論, 歴史と記憶, 本国帰還者 (中国帰国者), 多文化共生</p> <p>(27 COMPEL RADOMIR) 地域紛争論, 沖縄関係学, 比較政治学, 国際政治学, 日本政治史</p> <p>(28 中島 ゆり) 教育社会学, 学校から職業・社会への移行, 社会階層, ジェンダー, 地域間格差</p> <p>(29 見原 礼子) 比較教育学, 教育社会学, 移民政策, 地域研究 (ヨーロッパ), 子ども社会学</p> <p>(30 吉良 史明) 日本文学, 思想史, 美術史</p> <p>(31 谷川 晋一) 英語学, 生成統語論, 理論言語学</p> <p>(32 小松 悟) 経済政策, 国際開発, 環境経済学, 持続可能システム</p>	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習 科目	研究演習Ⅱ	(33 原田 走一郎) 言語学, 日本語学 (34 森 元齋) 現代哲学, 社会思想, 自然・人間・文化の思想史, 生の哲学 (35 畑中 大路) 教育行政, 教育経営	
研究 指導 科目	研究指導	(概要) 「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させつつ、博士(学術)の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成する。 授業到達目標としては、博士(学術)の学位に相応しい博士論文を作成するための能力を身につけ、特に、自立的に研究を遂行できる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を身につける。 具体的には、①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究、②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究、③日本・長崎の視点から、21世紀人文社会科学の土台となる新たな自己-他者関係を構築するアジア研究、④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究、⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究、のいずれかの研究領域に関して、高度に専門的な知識と独創的能力を身につける。その上で、多文化社会学の高度なレベルでの修得を通じて、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。 (1 鈴木 達治郎) 原子力平和利用, 核軍縮・核不拡散, 核セキュリティ, エネルギー・環境, 科学技術と社会 (2 吉田 文彦) 核抑止, 核軍縮・不拡散, 軍備管理条約, 安全保障, 平和 (3 森川 裕二) 国際政治学, 東アジア国際関係 (4 楊 曉安) 実験音声学, 統語論, 語用論, 比較言語学, 方言学 (5 正本 忍) フランス近世史, アンシアン・レジーム, 治安, 統治構造, 社会史 (6 王 維) 人口・移住研究, マイノリティ, 芸能・芸術研究, 文化・宗教・社会意識, 国際社会・エスニシティ (7 西原 俊明) 英語学(特に, 統語論・動詞意味論), コーパス言語学, 応用言語学 (8 井田 洋子) 公共政策, 国家論, 平和学, 政教分離 (9 葉柳 和則) ヨーロッパ文学, 文化社会学, 文化表象論, ナラトロジー (10 野上 建紀) 近世考古学, 水中考古学, 陶磁史, 海上交易史 (11 鈴木 章能) 英米・英語圏文学, 文学一般, 比較文学, 外国語教育 (12 前田 桂子) 方言学, 日本語学, 近世語, 文法学	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 博士後期課程)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 指導 科目	研究指導	(13 吉田 ゆり) 公共政策 (子育て・子育て環境), 特別支援教育, 臨床心理学 (14 首藤 明和) 社会学, 地域研究, アジア社会論 (15 木村 直樹) 日蘭交流史, 近世史, 史料研究, 外交史, 政治史 (16 針貝 綾) 美術史, 美学・芸術諸学, 芸術一般, 博物館史, デザイン史 (17 Guelbeyaz Abdurrahman) 社会言語学, 文化・宗教・社会意識, メディア, 言語教育, 音楽学 (18 細田 尚美) 東南アジア地域研究, 国際労働移動, トランスナショナル・コミュニティ (19 才津 祐美子) 文化人類学・民俗学, 文化資源, 文化財・文化遺産, 観光 (20 大平 晃久) 文化地理学, 文化遺産, 記憶論 (21 波佐間 逸博) 文化人類学・民俗学, 地域研究, 社会学, アフリカ, 地域間比較 (22 賽漢卓娜) 家族社会学, 移民研究, 国際結婚, エスニシティ (23 CUTRONE PINO) 語用論, 談話研究, 社会言語学, 教授法, 異文化間コミュニケーション (24 東 史彦) EU法, 国際法, 国際経済法, 国際人権法, 国際機構論 (25 滝澤 克彦) 宗教学, 文化人類学・民俗学, 社会学, 地域研究 (26 南 誠) 歴史社会学, トランスナショナルリティ, 境界文化論, 歴史と記憶, 本国帰還者 (中国帰国者), 多文化共生 (27 COMPEL RADOMIR) 地域紛争論, 沖縄関係学, 比較政治学, 国際政治学, 日本政治史 (28 中島 ゆり) 教育社会学, 学校から職業・社会への移行, 社会階層, ジェンダー, 地域間格差 (29 見原 礼子) 比較教育学, 教育社会学, 移民政策, 地域研究 (ヨーロッパ), 子ども社会学 (30 吉良 史明) 日本文学, 思想史, 美術史 (31 谷川 晋一) 英語学, 生成統語論, 理論言語学 (32 小松 悟) 経済政策, 国際開発, 環境経済学, 持続可能システム (33 原田 走一郎) 言語学, 日本語学 (34 森 元斎) 現代哲学, 社会思想, 自然・人間・文化の思想史, 生の哲学 (35 畑中 大路) 教育行政, 教育経営	

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ, 適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校に於ける学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合類を作成する必要はない。

【校地校舎等の図面】

長崎大学位置図



- ① 臨海研修所
- ② 海洋未来イノベーション機構
(環東シナ海環境資源センター)
- ③ 野母崎研究施設
- ④ 九州地区国立大学島原共同研修センター
- ⑤ 教育学部附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校
- ⑥ 教育学部附属特別支援学校
- ⑦ 計画・評価本部, 広報戦略本部,
インスティテューショナル・リサーチ推進本部,
海洋未来イノベーション機構, グローバル連携機構,
研究開発推進機構, 地方創生推進本部, 感染症共同研究拠点,
監査室, 事務局, 多文化社会学部, 教育学部, 薬学部,
情報データ科学部, 工学部, 環境科学部, 水産学部,
多文化社会学研究科, 教育学研究科, 工学研究科,
水産・環境科学総合研究科, 医歯薬学総合研究科(薬学系),
医歯薬学総合研究科附属薬用植物園, 附属図書館(中央図書館)
保健・医療推進センター, ICT基盤センター,
大学教育イノベーションセンター, 言語教育研究センター,
核兵器廃絶研究センター, 環境保全センター,
留学生教育・支援センター, 学務情報推進室,
やってみゅーでスク, ダイバーシティ推進センター,
先端創業イノベーションセンター, 地域教育総合支援センター,
障がい学生支援室, 福島未来創造支援研究センター
- ⑧ 国際交流会館
- ⑨ 医学部(医学科), 医歯薬学総合研究科(医系),
熱帯医学研究所, 原爆後障害医療研究所,
先端生命科学研究支援センター, 附属図書館(医学分館),
熱帯医学・グローバルヘルス研究科
- ⑩ 病院, 医学部(保健学科), 歯学部, 薬学部
医歯薬学総合研究科(保健学系・歯学系・薬学系),
国際交流会館坂本分館, 原子力災害対策戦略本部,
子どもの心の医療・教育センター
- ⑪ 経済学部, 経済学研究科, 附属図書館(経済学部分館)
- ⑫ 国際学寮ホルテンシア

【最寄り駅からの距離】



【利用交通機関】

【路面電車】

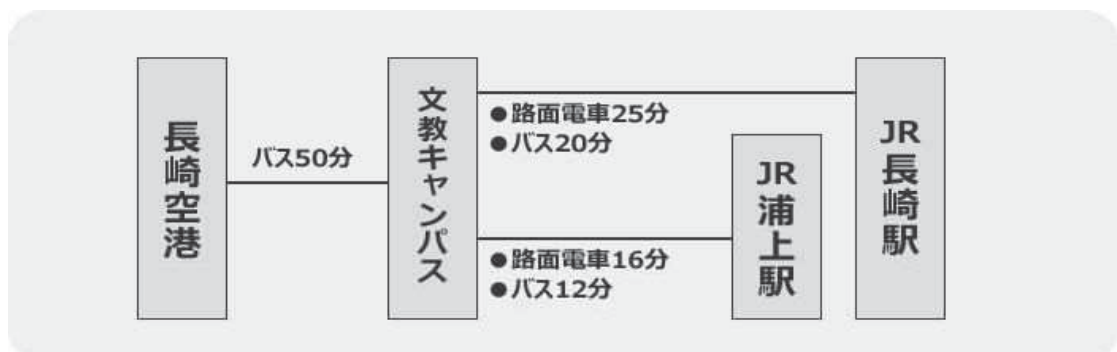
「長崎駅前」または「浦上駅前」から「赤迫」行きに乗って「長崎大学」下車、徒歩1分

【長崎バス】

「長崎駅前」または「浦上駅前」から1番系統「溝川」または「上床」または「上横尾」行きに乗って「長崎大学前」下車、徒歩1分

【長崎空港】

県営バス「長崎空港4番のりば」から長崎方面行き(昭和町・浦上経由)に乗って「長大東門前」下車、または長崎方面行き(住吉経由)に乗って「長崎大学前」下車、徒歩1分



【校舎，運動場等の配置図】

文教キャンパス



【文教キャンパス】

校地面積・・・187,125㎡
校舎面積・・・120,661㎡

○長崎大学大学院学則（案）

平成16年4月1日

学則第2号

改正 平成17年9月22日学則第4号

平成17年12月22日学則第6号

平成18年3月22日学則第2号

平成18年10月27日学則第6号

平成19年3月22日学則第2号

平成19年12月21日学則第4号

平成19年12月26日学則第5号

平成20年2月22日学則第3号

平成20年10月24日学則第4号

平成21年2月27日学則第2号

平成21年7月24日学則第4号

平成22年2月26日学則第2号

平成22年7月15日学則第3号

平成23年2月24日学則第1号

平成23年2月24日学則第2号

平成24年2月24日学則第2号

平成24年9月21日学則第3号

平成25年2月22日学則第1号

平成26年2月21日学則第2号

平成27年3月27日学則第3号

平成27年3月27日学則第4号

平成28年3月28日学則第2号

平成28年5月27日学則第3号

平成29年3月29日学則第2号

平成30年1月9日学則第2号

平成30年3月27日学則第4号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識

を養うことを目的とする。

- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科，専攻，課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年 の課程	博士課程
		後期3年 の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年 の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年 の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年 の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年 の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻，環境科学専攻	前期2年 の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年 の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	

	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	

- 2 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。
- 3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の4に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の4に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際

連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

6 研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置く。

2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年)とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 多文化社会学研究科、経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

（教育課程の編成方針）

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導

（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

（共同教育課程の編成）

第7条の4 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科(教育学研究科を除く。)における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考査及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該

外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあつては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生に

ついて認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

- 第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

- 第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

- 第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱

帯医学サテライトコース，国際健康開発コース，国際健康開発サテライトコース，ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は，当該課程に2年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は，第2項に定めるもののほか，それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし，当該単位数には，第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位，修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず，第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は，当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において，当該目的を達成するために必要と認められる場合には，前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて，次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，16単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了の要件は，当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては，2年）以上在学し，経済学研究科経営意思決定専攻にあつては24単位以上を，工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，

博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- 4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者
 - (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものと

する単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年

規則第11号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認められた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより

当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，研究科において，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，各研究科において，当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は，所定の手続により願い出なければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては，長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより，選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は，各研究科教授会の議を経て，学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の
手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願い出たときは、学期の
始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度
において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課
程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者(第24条から第26条に
規定する入学資格を有する者に限る。)で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転
入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位
並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添
えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、
研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その
転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博
士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年以内に、博士後期課程にあつては3年以内

に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程)に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあつては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあつては退学した翌月以降の授業料相当額を、第4号の場合にあつては免除された学期分の授業料相当額をいう。)を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。
- (4) 前期分又は後期分の授業料を納入した者が、長崎大学卓越した学生に対する授業料

免除に関する規程（平成30年規程第1号）により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（研究生）

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

（特別研究学生）

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」

という。)が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻(熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程)に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに

定めるもののほか，連携外国大学院と協議の上，別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については，この学則に定めるもののほか，連携外国大学院と協議の上，別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科長が学長の承認を得て，定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか，本学大学院の学生に関し必要な事項は，本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は，「学部」を「研究科」，「学部長」を「研究科長」と，それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は，廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，旧長崎大学大学院学則は，この学則の施行後も，なおその効力を有する。

附 則（平成17年9月22日学則第4号）

この学則は，平成17年9月22日から施行し，改正後の長崎大学大学院学則の規定は，平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第6号）

この学則は，平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第2号）

- 1 この学則は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は，改正後の別表第1生産科学研究

科の項，同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成18年度については，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生産科学研究科	機械システム工学専攻	30	57		
	電気情報工学専攻	52	104		
	環境システム工学専攻	36	68		
	物質工学専攻	38	65		
	水産学専攻	37	79		
	環境共生政策学専攻	8	16		
	環境保全設計学専攻	17	34		
	システム科学専攻			11	33
	海洋生産科学専攻			15	45
	物質科学専攻			14	42
	環境科学専攻			8	24
	小計	218	423	48	144
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12		
	保健学専攻	12	12		
	医療科学専攻			77	307
	新興感染症病態制御学系専攻			24	93
	放射線医療科学専攻			11	44

	生命薬科学専攻	53	106	23	69
	小計	77	130	135	513
合計		348	659	186	666

附 則（平成18年10月27日学則第6号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第4号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第3号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は、改正後の別表第1の教育学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項、同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度については、次のとおりとする。

(1) 平成20年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	18				
	教職実践専攻					20	20
	小計	18	18			20	20
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				

	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学 系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		
	生命薬科学専攻	53	106	18	64		
	小計	77	142	130	512		
国際健康開 発研究科	国際健康開発専攻	10	10				
	小計	10	10				
合計		338	636	181	665	20	20

(2) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学 系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		

	生命薬科学専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	130	507		
合計		338	664	181	660	20	40

3 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	平成20年度
学校教育専攻	6
教科教育専攻	32

附 則（平成20年10月24日学則第4号）

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日学則第2号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までについては、次のとおりとする。

(1) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専	12	24				

攻						
医療科学 専攻			62	293		
新興感染 症病態制 御学系専 攻			20	92		
放射線医 療科学専 攻			8	41		
生命薬科 学専攻	53	106	18	59		
小計	77	142	108	485		
合計	338	664	159	638	20	40

(2) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定員	収容定員
医歯薬学 総合研究 科	熱帯医学 専攻	12	12				
	保健学専 攻	12	24				
	医療科学 専攻			62	278		

	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		
	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	458		
合計		338	664	159	611	20	40

(3) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	84		

	放射線医療科学専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	436		
合計		338	664	159	589	20	40

附 則（平成21年7月24日学則第4号）

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成22年2月26日学則第2号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度については、次のとおりとする。

(1) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		

	生命薬科学専攻	36	36	18	54		
	小計	60	72	108	458		
合計		321	594	159	611	20	40

(2) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	36	72	18	54		
	小計	60	108	108	436		
合計		321	630	159	589	20	40

3 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成22年度
生命薬科学専攻	博士前期課程	53

附 則（平成22年7月15日学則第3号）

この学則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日学則第 2 号）

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第 1 工学研究科、水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度については、次のとおりとする。

(1) 平成 23 年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	200				
	生産システム工学専攻			10	10		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	5		
	小計	200	200	15	15		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	35				
	環境共生政策学専攻	8	8				
	環境保全設計学専攻	17	17				
	環境海洋資源学専攻			12	12		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	5		
	小計	60	60	17	17		

合計	363	672	143	573	20	40
----	-----	-----	-----	-----	----	----

(2) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学 研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	20		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	10		
	小計	200	400	15	30		
水 産・環 境科 学総 合研 究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	24		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	10		
	小計	60	120	17	34		
合計		363	714	143	535	20	40

(3) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

		員	員	員	員	員	定員
工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	15		
	小計	200	400	15	45		
水 産・環 境科 学総 合研 究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	15		
	小計	60	120	17	51		
合計		363	714	143	519	20	40

(4) 平成26年度

研究 科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容 定員
工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創			5	20		

	成科学専攻						
	小計	200	400	15	50		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	20		
	小計	60	120	17	56		
合計		363	714	143	529	20	40

3 生産科学研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、生産科学研究科の収容定員については、次のとおりとする。

専攻	課程	平成23年度	平成24年度
機械システム工学専攻	博士前期課程	30	
電気情報工学専攻	博士前期課程	52	
環境システム工学専攻	博士前期課程	36	
物質工学専攻	博士前期課程	38	
水産学専攻	博士前期課程	37	
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8	
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17	

システム科学専攻	博士後期課程	22	11
海洋生産科学専攻	博士後期課程	30	15
物質科学専攻	博士後期課程	28	14
環境科学専攻	博士後期課程	16	8

附 則（平成24年2月24日学則第2号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次のとおりとする。

(1) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	32				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	46		
	小計	68	116	100	406		

合計	37	72	13	52	20	40
	1	2	5	7		

(2) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	38		
	小計	68	124	100	398		
合計	37	73	13	50	20	40	
	1	0	5	3			

3 研究科の収容定員は、改正後の別表第1合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定	収容定	入学定	収容定	入学定	収容定員

		員	員	員	員	員	
合計		371	730	135	505	20	40

4 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1の規定は、適用しない。

附 則（平成24年9月21日学則第3号）

この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日学則第2号）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 教育学研究科教科実践専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成26年度
教科実践専攻	修士課程	18

3 教育学研究科の収容定員は、改正後の別表第1教育学研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践専攻					38	58
	小計					38	58
合計		353	712	135	505	38	58

附 則（平成 27 年 3 月 27 日学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第 1 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度については、次のとおりとする。

(1) 平成 27 年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	420				
	生産システム工学専攻			15	35		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	420	20	60		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	25				

	環境海洋 資源学専 攻			12	36		
	海洋フイ ールド生 命科学専 攻			5	25		
	小計	60	95	17	61		
熱帯医 学・グロ ーバル ヘルス 研究科	グローバ ルヘルス 専攻	27	27				
	小計	27	27				
合計		378	709	140	520	38	76

(2) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員			入学定員
工学研 究科	総合工 学専攻	220	440				
	生産シ ステム 工学専 攻			15	40		
	グリー ンシス			5	25		

	テム創 成科学 専攻						
	小計	220	440	20	65		
合計		378	744	140	525	38	76

4 水産・環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻並びに国際健康開発研究科国際健康開発専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成27年度
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17
国際健康開発専攻	修士課程	10

附 則（平成27年3月27日学則第4号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日学則第2号）

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 工学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1の工学研究科及び医歯薬学総合研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までについては、次のとおりとする。

(1) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	440				

	生産システム 工学専攻			1 5	4 0		
	グリーンシス テム創成科学 専攻			5	2 5		
	小計	2 2 0	4 4 0	2 0	6 5		
医歯薬学総 合研究科	保健学専攻	2 0	4 0				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	1 0	1 0				
	医療科学専攻			6 0	2 4 6		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			2 0	8 0		
	放射線医療科 学専攻			5	2 9		
	先進予防医学 共同専攻			1 0	1 0		
	生命薬科学専 攻	3 6	7 2	1 0	3 0		
	小計	6 6	1 2 2	1 0 5	3 9 5		
合計	3 8 8	7 5 4	1 4 5	5 3 5	3 8	7 6	

(2) 平成29年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	24		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	26		
	先進予防医学共同専攻			10	20		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	400		
合計		388	764	145	540	38	76

(3) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
-----	----	--------------	--------------	---------

		士前期課程		士後期課程			
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容定 員
医歯薬学総 合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	10	20				
	医療科学専攻			60	24 2		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			20	80		
	放射線医療科 学専攻			5	23		
	先進予防医学 共同専攻			10	30		
	生命薬科学専 攻	36	72	10	30		
	小計	66	13 2	10 5	40 5		
合計	38 8	76 4	14 5	54 5	38	76	

附 則（平成28年5月27日学則第3号）

この学則は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成29年3月29日学則第2号）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1の熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成29年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	52				
	小計	37	52				
合計		39	77	14	54	38	76
		8	4	5	0		

附 則（平成30年1月9日学則第2号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日学則第4号）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 多文化社会学研究科，教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1の多文化社会学研究科，教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度については、次のとおりとする。

(1) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	10				

	小計	10	10				
教育学研究科	教職実践専攻					28	66
	小計					28	66
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	5		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	5		
	小計	37	62	10	10		
合計		40	79	15	55	28	66
		8	4	5	5		

(2) 平成31年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				

教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	10		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	10		
	小計	37	62	10	20		
合計		40	79	15	57	28	56
		8	4	5	0		

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					28	56

科	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				

	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			20	80		
	放射線医療科 学専攻			5	20		
	先進予防医学 共同専攻			10	40		
	生命薬科学専 攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	410		
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘ ルス専攻	37	62	5	15		
	長崎大学ーロ ンドン大学衛 生・熱帯医学大 学院国際連携 グローバルヘ ルス専攻			5	15		
	小計	37	62	10	30		
合計		408	804	155	580	28	56

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会 学研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修 免許状	（英語）

教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	(商業)
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	(水産)

附 則

- 1 この学則は, 令和2年4月1日から施行する。
- 2 多文化社会学研究科の収容定員は, 改正後の別表第1の多文化社会学研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず, 令和2年度, 令和3年度及び令和4年度については, 次のとおりとする。

(1) 令和2年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容定 員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	3		
	小計	10	20	3	3		
合計		10	20	3	3		

(1) 令和3年度

研究科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容定 員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	6		
	小計	10	20	3	6		
合計		10	20	3	6		

(1) 令和4年度

研究科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容定 員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
合計		10	20	3	9		

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源			12	36		

	学専攻						
	海洋フィールド ト生命科学専 攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総 合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			20	80		
	放射線医療科 学専攻			5	20		
	先進予防医学 共同専攻			10	40		
	生命薬科学専 攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	410		
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘ ルス専攻	37	62	5	15		
	長崎大学ーロ ンドン大学衛 生・熱帯医学大 学院国際連携			5	15		

	グローバルヘルス専攻						
	小計	37	62	10	30		
合計		408	804	155	580	28	56

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学研究科	博士前期課程多文化社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	（工業）
水産・環境科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

学総合研究 科		免許状	
------------	--	-----	--

長崎大学大学院学則の一部改正について

改正理由

長崎大学大学院多文化社会学研究科博士後期課程の設置に伴い、同博士後期課程における教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関する必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものである。

令和元年 月 日

学則第 号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

長崎大学大学院学則の一部を改正する学則（案）

長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）の一部を、次の新旧対照表のように改正する。

新	旧
<p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。</p> <p>2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。</p> <p>第1条の2 略 （課程）</p> <p>第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第1章 同左 （目的）</p> <p>第1条 同左</p> <p>第1条の2 同左</p> <p>第2条 同左</p> <p>2～4 同左</p>

(研究科, 専攻, 課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
		前期2年の課程	後期3年の課程
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	環境海洋資源学専攻		

(研究科, 専攻, 課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
		前期2年の課程	後期3年の課程
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
同左	同左	同左	同左
同左	同左	前期2年の課程	同左
		後期3年の課程	同左
同左	同左	前期2年の課程	同左
		後期3年の課程	同左
同左	同左	前期2年の課程	同左
		後期3年の課程	同左
同左	同左	前期2年の課程	同左
		後期3年の課程	同左
同左	同左	前期2年の課程	同左
		後期3年の課程	同左

	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
	同左		
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
			同左
			同左
同左	同左	同左	同左
			同左
			同左

医歯薬学総合研究科	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻, 先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		後期3年の課程	
	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻		

2 経済学研究科, 工学研究科 (グリーンシステム創成科学専攻を除く。), 水産・環境科学総合研究科 (海洋フィールド生命科学専攻を除く。), 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は, 前期2年の課程 (以下「博士

2 多文化社会学研究科, 経済学研究科, 工学研究科 (グリーンシステム創成科学専攻を除く。), 水産・環境科学総合研究科 (海洋フィールド生命科学専攻を除く。), 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は, 前

<p>期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。</p>	<p>前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。</p>
3～5 略	3～5 同左
6 研究科の収容定員は，別表第1のとおりとする。	6 同左
第4条 略	第4条 同左
（標準修業年限）	（標準修業年限）
第5条 略	第5条 同左
2 略	2 同左
3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。	3 多文化社会学研究科多文化社会学専攻， <u>医歯薬学総合研究科保健学専攻</u> 及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
4 略	4 同左
5 多文化社会学研究科， <u>経済学研究科</u> ，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は3年とする。	5 経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
6 略	6 同左
第6条～第17条の3 略	第6条～第17条の3 同左
第3章 課程の修了要件及び学位の授与（修士課程及び博士前期課程の修了要件）	第3章 同左 （修士課程及び博士前期課程の修了要件）
第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の <u>博士前期課程</u> の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，34単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。	第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の <u>修士課程</u> の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，34単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
2～5 略	2～5 同左
第18条の2 略	第18条の2 同左

(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、経済学研究科経営意思決定専攻にあつては24単位以上を、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。）を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規

(博士後期課程の修了要件)

第19条 同左

2 同左

3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 同左

(2) 同左

定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者

第20条～第20条の3 略

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長（医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長）が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 略

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

第23条及び第24条 略

(博士後期課程の入学資格)

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与さ

第20条～第20条の3 同左

第21条 同左

第22条 同左

第4章 同左

第23条及び第24条 同左

第25条 同左

れた者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、24歳に達したもの

第26条～第36条 略

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス専攻）に進学を志願する者については、博士後期課程）に進学を許可する。

第5章～第10章 略

附 則

- 1 この学則は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 多文化社会学研究科の収容定員は、改正後の別表第1の多文化社会学研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、令和2年度、令和3年度及び令和4年度については、次のとおりとする。

第26条及び第36条 同左

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス専攻）に進学を志願する者については、各研究科課程の定めるところにより、進学を許可する。

第5章～第10章 同左

(1) 令和2年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	3		
	小計	10	20	3	3	-	-
合計		10	20	3	3		

(2) 令和3年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	6		
	小計	10	20	3	6	-	-

合計		10	20	3	6	
研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	多文化社会学研究科	10	20	3	9	
小計		10	20	3	9	-
合計		10	20	3	9	-

(3) 令和4年度

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	9		
		10	20	3	9		
小計		10	20	3	9		
教育学研究科	教職実践専攻					28	56

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
同左	同左	同左	同左				
		10	20				
小計		10	20				
同左	同左					同左	同左

ヘルス専攻								
小計	37	62	10	30				
合計	408	804	155	580	28	56		

別表第 2

研究科	専攻	教員の免許状の種類 (免許教科・領域)
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修免許状 (英語)
同左	同左	同左
		同左
		同左
		同左
		同左
		同左

ヘルス専攻								
小計	37	62	10	30				
合計	408	804	155	580	28	56		

別表第 2

研究科	専攻	教員の免許状の種類 (免許教科・領域)
多文化社会学研究科	博士前期課程多文化社会学専攻	高等学校教諭専修免許状 (英語)
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状
		中学校教諭専修免許状 (国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭専修免許状 (国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)

経済学研 究科	経済経営政策 専攻	高等学校教諭 専修免許状	(商業)	同左	同左	同左	同左
工学研究 科	総合工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	(工業)	同左	同左	同左	同左
水産・環境 科学総合 研究科	水産学専攻	高等学校教諭 専修免許状	(水産)	同左	同左	同左	同左

○長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則（平成16年規則第8号）第11条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「本研究科」という。）の教授、准教授及び助教
- (2) 本研究科の教授、准教授及び助教を命じられている教員
- (3) 本研究科の教授を命じられている国立大学法人長崎大学の理事で教授会が認めた者

2 教授会には、文教地区事務部の事務部長又は課長を出席させるものとする。

（審議事項等）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、前条第1項第3号に掲げる者は、教授会が認める事項に限り、審議に加えることができる。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (2) その他本研究科に係る教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 前2項に掲げる事項のうち、博士前期課程に関する事項については、博士前期課程の教育を担当する教員で審議するものとする。

4 第1項及び第2項に掲げる事項のうち、博士後期課程に関する事項については、博士後期課程の教育を担当する教員で審議するものとする。

（議長）

第4条 研究科長は、教授会の議長となる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。

(開催)

第5条 教授会は、原則として、毎月第3木曜日を定例の開催日とする。ただし、議長が必要と認めるとき又は構成員5人以上の者から要求があるときは、臨時に開催することができる。

2 議長は、教授会の開催日の3日前までに議案を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員(次に掲げる者を除く。)の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- (1) 休職中の者
- (2) 出勤停止者又は停職者
- (3) 長期病気療養中の者
- (4) 育児休業中の者
- (5) 海外渡航中の者
- (6) 内地研究員として派遣されている者

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学位の授与に関する事項に係る議決は、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)第12条第2項の定めるところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、関係職員を教授会に出席させることができる。

(議事要録)

第10条 研究科長は、議事要録を作成し、構成員に通知するとともに、保管するものとする。

(事務)

第11条 教授会の事務は、文教地区事務部において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営の細部に関し必要な事項は、別に定

めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

○長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的）

第2条 研究科は、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。

（専攻及び課程）

第3条 研究科に置く専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程
多文化社会学専攻	博士前期課程 博士後期課程

（教育方法）

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び1人又は2人の副指導教員を定める。この場合において、博士後期課程にあつては、副指導教員のうち少なくとも1人を主任指導教員とは異なる研究領域から定める。

（授業科目、単位数、標準履修年次等）

第5条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、教授会が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

(履修方法等)

第6条 博士前期課程の学生は、前条第1項に規定する授業科目のうちから、別表第3に定めるところにより、34単位以上を履修しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、前条第2項に規定する授業科目のうちから、別表第4に定めるところにより、16単位を履修しなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

4 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

(履修科目の登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定の期日までに登録しなければならない。

(考査及び単位の授与)

第8条 授業科目を履修した学生に対しては、試験、研究報告等による考査を行う。

2 考査の成績は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 考査に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(追試験及び再試験)

第9条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった学生が証明書を添え追試験願を提出した場合は、追試験を実施することがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験を実施することがある。

(進学)

第10条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(外国人留学生の特別選抜試験)

第11条 外国人留学生として博士前期課程に入学を志願する者があるときは、学則第24条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査(以下「特別選抜」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又

は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第13条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が他の研究科及び大学院において履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、入学後に本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(長期履修)

第15条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合には、これを認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法)

第17条 学則別表第2に規定する英語に係る教員の免許状を取得しようとする学生(博士前期課程の学生であって、言語多様性科目群を主選択した学生に限る。)は、修了に必要な単位のほか、次に掲げる単位を修得しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる授業科目の単位については学問のプラクティス科目の最低修得単位数に含めることができる。

(1) 別表第1に掲げるグローバル・スタディーズ科目群の授業科目のうちEast—West Studies特講及びEast—West Studies特定演習 3単位

(2) 別表第1に掲げる言語多様性科目群の授業科目のうち、言語学基礎研究特講b及び日中対照言語学特定演習を除く科目 13単位

(3) 別表第5に掲げる教育学研究科の開講科目 8単位

(学位論文の提出)

第18条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位

規則による所定の書類を、教授会が指定した期日までに研究科長へ提出しなければならない。

(最終試験)

第19条 博士前期課程の最終試験は、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第6条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第20条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第6条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位の授与)

第21条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第22条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第23条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

博士前期課程の授業科目，単位数及び標準履修年次

区分	授業科目	単位数		標準履修年次	
		必修	選択		
学問のエレメンツ科目	学問のエレメンツⅠ	2		1	
	学問のエレメンツⅡ	2		1	
	学問のエレメンツⅢ	2		1	
	学問のエレメンツⅣ	2		1	
	学問のエレメンツⅤ	2		1	
	学問のエレメンツⅥ	2		1	
学問のプラクティス科目	グローバル・スタディーズ科目群	文化表象論特講		2	1
		文化表象論特定演習		1	1
		現代宗教論特講		2	1
		現代宗教論特定演習		1	1
		ヨーロッパ社会史特講		2	1
		ヨーロッパ社会史特定演習		1	1
		アフリカ社会論特講		2	1
		アフリカ社会論特定演習		1	1
		グローバル社会と脱オリエンタリズム特講		2	1
		グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習		1	2

	グローバル・ヒストリー特講		2	1
	グローバル・ヒストリー特定演習		1	2
	カルチュラルスタディーズ特講		2	2
	カルチュラルスタディーズ特定演習		1	2
	East—West Studies特講		2	2
	East—West Studies特定演習		1	2
政策科学科目群	国際ジェンダー論特講		2	1
	国際ジェンダー論特定演習		1	1
	経済開発論特講		2	1
	経済開発論特定演習		1	1
	国際秩序論特講		2	1
	国際秩序論特定演習		1	1
	地域生態論特講		2	1
	地域生態論特定演習		1	1
	トランスナショナリティ論特講		2	1
	トランスナショナリティ論特定演習		1	2
	多文化家族研究特講		2	1
	多文化家族研究特定演習		1	2
	移民政策と家族・地域・教育特講		2	2
	移民政策と家族・地域・教育特定演習		1	2
環海日本長崎学・アジア研究科目群	日本近世史・日蘭交流史特講		2	1
	日本近世史・日蘭交流史特定演習		1	1

	日本儒学・中国学特講		2	1
	日本儒学・中国学特定演習		1	1
	文化遺産論特講		2	1
	文化遺産論特定演習		1	1
	海域交流史特講		2	1
	海域交流史特定演習		1	1
	華僑・華人研究特講		2	1
	華僑・華人研究特定演習		1	2
	現代日本政治外交論特講		2	1
	現代日本政治外交論特定演習		1	2
	現代アジア社会論特講		2	2
	現代アジア社会論特定演習		1	2
言語多様性科目群	言語学基礎研究特講a		2	1
	言語学基礎研究特講b		2	1
	英語学特講		2	1
	異文化語用論特講		2	1
	第二言語習得研究		2	1
	談話分析特講		2	1
	英語統語論特講		2	1
	言語教育と第二言語習得特講		2	2
	言語理論研究特講		2	2
	言語学特定演習		1	1

		応用言語学特定演習		1	1	
		日中対照言語学特定演習		1	2	
		日英対照言語学特定演習		1	2	
核軍縮・不拡散科目群		核軍縮と国際政治特講		2	1	
		核軍縮と国際政治特定演習		1	1	
		原子力平和利用と核不拡散特講		2	1	
		原子力平和利用と核不拡散特定演習		1	1	
		核軍縮交渉の法と政治特講		2	1	
		核軍縮交渉の法と政治特定演習		1	2	
		核物質管理と核セキュリティ特講		2	2	
		核物質管理と核セキュリティ特定演習		1	2	
選択科目	東洋文庫選択科目	オリエンタルスタディーズⅠ		2	1	
		オリエンタルスタディーズⅡ		2	1	
	歴史民俗博物館選択科目	総合資料学		2	1	
		海外経験選択科目	海外留学		2	2
			海外フィールドワーク		2	1
	海外インターンシップ			2	1	
必修科目	多文化社会学セミナー	2		2		
研究指導	研究指導	4		2		
計		1 8	1 1 2			

注 「研究指導」は主選択した各科目群において、4単位の必修とする。

別表第2（第5条関係）

博士後期課程の授業科目、単位数及び標準履修年次

区分	授業科目	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
講義科目	多文化社会学特論Ⅰ	2		1
	多文化社会学特論Ⅱ	2		1
演習科目	研究演習Ⅰ	4		1
	研究演習Ⅱ	4		2
研究指導科目	研究指導	4		3
計		16		

別表第3（第6条関係）

学問のエレメンツ、学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

区分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
学問のエレメンツ科目	12		12	学問のプラクティス科目では、主選択した各科目群において、最低6科目9単位（特講3科目6単位及び特定演習3科目3単位）を修得しなければならない。 第11条の規定により本研究科において修得した単位とみなす他の研究科及び大学院において修得した単位は、4単位を限度として、学問のプラクティス科目の選択科
学問のプラクティス科目	2	16	18	
研究指導	4		4	
計	18	16	34	

				目の最低修得単位数に含めることができる。
--	--	--	--	----------------------

別表第4（第6条関係）

講義科目、演習科目及び研究指導科目の最低修得単位数

区分	最低単位修得数			
	必修	選択	計	備考
講義科目	4		4	
演習科目	8		8	
研究指導科目	4		4	
計	16		16	

別表第5（第17条関係）

教員免許に係る科目（教育学研究科開講科目）

区分	授業科目名	単位数
教科又は教職に関する科目	教員の資質と職務	2
	カリキュラムの理論と実践（中等）	2
	英語科教育の実践と課題（中等）	2
	英語学力評価の理論と方法・技術	2

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称	18
3	教育課程の編成の考え方及び特色	20
4	教員組織の編成の考え方及び特色	25
5	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	30
6	施設・設備等の整備計画	46
7	既設の学部との関係	49
8	入学者選抜の概要	50
9	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	53
10	管理運営の考え方	57
11	自己点検・評価	58
12	情報の公表	59
13	教員の資質の維持向上の方策	60

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の必要性及び趣旨

ア 設置の必要性

① 21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす問題の発見・説明・解決の必要性 ——「多文化社会的状況」への専門的対応としての「多文化社会学」

「多文化社会」とは、文化と諸現象（政治、経済、社会、歴史、科学・技術、心理、身体、自然などの現象）とが、相互に条件づけを行う創発の関係にあったり、対立と相関又は相互規定の関係にあって共変したりすることが、ますます露わになっている社会のことである。また、他者への理解や共感を必要とする状況が日常化しており、文化は今までのように、経済現象、政治現象、社会現象、心理現象等の「付帯現象」ではなく、むしろそれらの「説明要因」としての重要性をますます高めている社会のことである。

今日の「多文化社会」が形成されてきた背景には、20世紀末のベルリンの壁崩壊を契機とした「カルチュラル・ターン」によるところが大きい。すなわち、イデオロギーや政治権力の統制・抑圧から諸民族、諸文化、諸宗教が一举に解放され、グローバルに、様々な対立や紛争が噴出し、今まで隠されていた文化や宗教の個別性や独自性、あるいは非寛容性や排他性が露わになってきた。宗教や民族の対立や紛争は、生活様式や世界観等の相違とそこでの非寛容性が誘発するケースとして捉えられるし、環境、資源、食料、開発に関わるリスクの増大等は、コスモロジー（身体や自然に関する固有の意味世界）の浸食やそれに伴う均衡の失調、消失等として捉えることができる。

今日の集団や個人、経済や政治、精神や身体、ジェンダーや差別、紛争や連帯等を理解し説明しようとするとき、かつてないほどに文化的要因からの説明が必要とされる。換言すれば、私たちにとって最も身近な「感覚・官能的世界」に始まって、「思考の枠をなす認知的・観念的・論理的世界」、「表現の審美的形式を形づくる芸術・パフォーマンスの世界」、「行為の目的や志向を回路づける道徳・倫理・規範の世界」、そして「超越的・理想的世界」に至るまで、今日のあらゆる世界を納得する形で理解し説明しようとするとき、文化は極めて有力な「説明要因」となっている。文化への着目とその専門的な理解は、21世紀社会で生じている様々な問題への、解決の鍵を握っているのである。

この「多文化社会」がもたらす状況や諸問題を「多文化社会的状況」と言い表すならば、その特徴は、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられず苦戦していることにある。以下に例を挙げる。

第一に、「多文化社会的状況」にみる一般的かつ根源的な問題に対する、既存の学

問的分業がともなう困難がある。すなわち、私たちが日常的に送る普段の生活では、個人、家族、市民、国民、国家、民族、宗教、文化、文明など生活のマイクロからマクロな領域に至るまで、それら活動や意識には、常に摩擦や対立の契機を孕んでいる。私たちの選択や対応によっては、存在や意味の多様性を否定したり反動に繋がったりしかねないリスクを抱えている。例えば、欧米や日本におけるヘイト・スピーチがある。言うまでもなく、異なるバックグラウンドや利害をもつ民族や国民のあいだの共生は、「多文化社会的状況」における一般的かつ根源的な課題であるが、その問題解決に向けた選択や対応においては、法的・制度的観点という個別的な学問領域からのアプローチが中心であり、かえって対策ばかりが注目されることで、解決策をめぐる議論が硬直化してしまうリスクに晒されている。ここではむしろ、哲学や思想、歴史といった文化的観点からヘイト・スピーチを分析することで、これまでの研究や議論では見落とされてきた問題の本質を明らかにしていくことも重要であろう。

第二に、こうしたヘイト・スピーチをめぐる現象を注意深く見ると、本来は前提とすべき存在や意味の多様性が、今日ではむしろ意図して目指されるべき価値として標榜されていることに気が付く。こうした「多文化社会的状況」にみる価値の倒錯の問題の背景には、コミュニケーションを通じた意味の創出やルールの革新など、言語が現実構成の基盤にあることへの理解が未だ不十分であることを指摘できる。言語の構造的（普遍的）側面への言語学的な理解とともに、コミュニケーションに根づいた多言語的世界の制度的構築を広く社会文化的観点から図っていくことは、「多文化社会的状況」における課題である。

第三に、人間が社会生活を送るなかで編み出し蓄積してきた歴史や文化は、「多文化社会的状況」にあって、ますます、現時点での立ち位置や利害関係からみた歴史や文化として制度化されたり解釈されたりする傾向を深めている。それゆえ歴史や文化は、世界との交叉、輻輳が日常化し深化した「多文化社会的状況」にみる「認識問題」として構築される側面を強めている。ここからもわかるように、歴史問題は認識論や存在論など近代学問の方法論そのもの（西洋近代文化）にかかわるものであり、決して歴史学だけで解決の道筋を示せる問題ではない。

第四に、「多文化社会的状況」にみる地球規模での不均衡な資源分配に伴う問題は、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題を顕在化させている。また、軍縮や核不拡散、核廃絶が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等での問題は、依然深刻である。こうした資源分配の不均衡は、科学・技術そのものの課題と結びつくだけでなく、その他の領域にも強く影響している。例えば 3.11 以降の核の産業利用をめぐる問題は、物理学や原子力工学など科学・技術の発展問題にとどまらず、むしろ、文化（例えば組織や地域にみる規範や秩序に関する文化）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが錯綜しながら、複雑な問題群を構成している。あるいは、遺伝子組み換えなども同様であり、単に科学・技

術的な問題にとどまらず、文化（生態環境の調和や生命観など）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが輻輳しながら、領域横断的な問題群を構成している。

こうした「多文化社会的状況」にあつて、事象を総合的にとらえ、問題の所在を明らかにし、解決に向けた道筋を指し示していくためには、もはや、学問の個別的な領域で形成された理論や概念からのアプローチだけでは、専門的な発見・説明・予測・解決を十分に図ることは難しい。むしろ求められるのは、「多文化社会的状況」に対応した新たな知の枠組みである。すなわち、「多文化社会的状況」にあつては、既存の〈知〉を繋いでいく「超域性」と、そうした超域的な知に基づき、物事を総合的に捉えていく「俯瞰性」とを備えた、21世紀社会・人文社会科学のスタンダードとなる新たな学問知、すなわち「多文化社会学」が必要である。

この「多文化社会学」とは、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、文化的他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、異なる知や人を横断的に繋ぎ、超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むための知の体系を持った〈学〉である。

② 「多文化社会学」の更なる高度化と専門化による国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等の養成の必要性

上述したような21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多文化社会学のなご一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた高度に専門的な人材——大学等の研究者及び高度専門職業人等——が必要である。

長崎大学では、平成30年4月に大学院多文化社会学研究科修士課程を設立しているが、この修士課程の修了生のなかには、更なる研鑽のニーズが存在している。すなわち、「多文化社会学」のより一層高次のレベルでの独創性や卓越性を身につけ、その専門性と実践性をいかに発揮するなかで、研究者及び高度専門職業人等を目指す者が存在する。この意味で、修士課程の学年進行への対応が必要である。

また、博士後期課程進学への対応の必要性は、以下のような国レベルでの政策とも関連している。中教審審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革（H27.9.15）」では、「我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、

既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材、「知のプロフェッショナル」を育成していくことが、我が国社会の喫緊の課題」とされている。また、地球規模で共時的かつ領域横断的に解決が必要な諸問題に対して、Society 5.0の実現を目標に掲げている日本では、AI等で代替が困難な人文社会科学系の学問を背景とした高度専門職業人等の重要度が、今後ますます高まることが予想される。本研究科構想の博士後期課程の学生は、そうした必要性に応える人材としても期待される。

※既設の大学院多文化社会学研究科修士課程は、博士後期課程が設置された場合、「博士前期課程」となるが、当該『設置の趣旨等を記載した書類』上の記載は、「修士課程」に統一する。

③ 長崎に所在する国立大学の責務への対応

長崎県に所在する国立大学の教育研究上の責務として、核兵器廃絶・平和推進への取り組みや、文化財・伝統芸能の保存、郷土史研究の発展等などがある。

本学は世界唯一の被ばく医科大学の歴史を継承する大学である。「核なき世界の実現」は、大学の歴史を鑑みても、必然的かつ不可避な課題である。被ばく地である長崎から世界への核兵器廃絶に関する情報発信はもとより、核兵器廃絶を実現するための卓越した専門知識を有する人材を育成することは、国内のみならず世界からも求められている課題である。

また、本学が位置する長崎県は、数多の世界文化遺産及び産業革命遺産を有する県である。歴史的にグローバル世界での重要な結節点を占めてきた「日本・長崎」への深い理解力を養い、「世界と地域」の相即不離な関係を踏まえつつ、地域を創生していくことのできる、卓越した専門性を身につけた人材の養成が求められている。

イ 設置の趣旨——多文化社会学を卓越的かつ独創的なレベルで修得し、21世紀の「多文化社会的状況」が求める研究者及び高度専門職業人等の育成を図る

【資料1】【資料2】

新たに多文化社会学研究科博士後期課程を設置するに当たっては、既設の多文化社会学部及び大学院多文化社会学研究科修士課程の成果を発展的に継承しつつ、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」、「実践力」といった問題解決力を十全に引き出すことが求められる。ここで掲げる「批判力」とは「現状に対する批判的反省力」のこと、「構想力」とは「現状打破に向けた展望を提示する力」のこと、「実践力」とは「領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力」のことである。

なお、既設の多文化社会学部では、「多文化社会学」の「基礎的創造」に取り組んでいる。また、既設の大学院多文化社会学研究科修士課程では、超域的かつ俯瞰的な専門知としての「多文化社会学の更なる深化」に取り組んでいる。

まず、既設の多文化社会学部では、社会的・文化的・言語的多様性の視点から、既存の人文社会科学系の学問分野を横断的に再編し、新たな学びの領域としての「多文化社会学」の創出を目指している。具体的には、三つの基礎的学問分野を通じて、多文化社会学の基礎が創出される。すなわち、①政治学、法学、経済学、経営学を基盤的分野とし、グローバル化時代における政治経済システムの特質を明らかにしていく分野、②社会学、人類学、歴史学を基盤的分野とし、グローバル化時代における社会動態・社会変容の実相をフィールド調査に基づき明らかにしていく分野、③文化学、思想学、言語学を基盤的分野とし、グローバル化時代における人間と文化の在り方を、自己と他者の相互関係、自己認識と他者理解の相関関係を軸に明らかにしていく分野である。

こうした多文化社会学の基礎の創出とその修得を通じて、多文化社会学部では、次のような人材の育成を図っている。①高度な英語力とコミュニケーション能力、②文化的多様性の意義に対する理解力、③共生的な関係を築き問題解決に向けて行動するためのリーダーシップやパートナーシップなどを身につけ、多文化の共生と協働が求められる21世紀社会において国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成、である。

一方、修士課程では、学部での取り組みを継承しつつ、多文化社会学の更なる深化(超域的かつ俯瞰的な体系知をもつ〈学〉として成熟化)とその徹底した修得を通じて、人文社会科学系が本来有している「批判力」(現状に対する批判的反省力)、「構想力」(現状打破に向けた展望を提示する力)、「実践力」(領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力)など、学問的体系に基づいた問題解決力を十全に引き出すことを試みている。

具体的には、多文化社会学の更なる深化を図るために、カリキュラム上の「学問のエレメンツ」において、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎(存在論・認識論・方法論)に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな方法論としての多文化社会学の深化を図っている。この、学問の土台的基礎を徹底して鍛えることで得られる、基礎的であるがゆえの汎用性は、多文化社会学の深化を推し進める上で重要な動力源である。

その上で、カリキュラム上の「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知に基づき、5つの科目群(「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」)のなかで、社会、文化、政策・応用、地域、言語等に対する専門研究を行い、多文化社会学の学問的な専門性を「再帰的」に、より徹底して深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を養成している。この5つの科目群は、後述する博士後期課程で提供する5つの研

究領域（系）——「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」、「核兵器廃絶・平和学系」——の基盤となるものである。

修士課程の各科目群では、以下の知識・能力を身につけさせる。

<グローバル・スタディーズ科目群>

文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決でき、かつ、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性に対する否定や反動に対して、専門的解決を図っていくための知識や能力

<言語多様性科目群>

言語学の諸分野における知見を有し、特に、言語の普遍性と個別性への理解力や、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現を精選する力、あるいは英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力

<環海日本長崎学・アジア研究科目群>

「グローバル世界」を「インター・ローカル・リレーションシップ」や「インター・コスモロジー」等として解読し、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づきつつ、超域的に知と人を繋ぐなかで、相即不離に「世界と地域」を創生していくことができ、かつ、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題について専門的解決を図っていくための知識や能力

<政策科学科目群>

政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、「多文化社会的状況」における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示でき、特に不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力

<核軍縮・不拡散科目群>

21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題のなかでも、特に軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道面、安全保障、経済等の問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力

新設する博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメ

ンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、多文化社会学という新しい学問の創設は、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の構築を目指すものであることを踏まえ、多文化社会学のより卓越的、独創的なレベルでの成熟を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

(2) 多文化社会学研究科博士後期課程の構想・特徴

① 本学に新しい大学院博士後期課程を設置する意義

本学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、「グローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成」することである。

また、本学は、長い伝統を持つ医学部及び国際的に活躍する熱帯医学研究所を有するとともに、教育学部、経済学部、歯学部、薬学部、工学部、環境科学部、水産学部を有し、平成26年度からは真のグローバル人材育成に特化した多文化社会学部を創設した。国際的活動とともに地域に根ざした活動にも力を入れ、行政とも連携を保持しつつ教育・研究を促進している。

更に、平成30年度には、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる知のスペシャリストを養成するため、多文化社会学研究科修士課程を設置した。

これまでの実績と本学のミッションを踏まえ、また、学問分業の固定化などによって人文社会科学系の本来有する力が十分に活かしきれていない教育状況を踏まえた上で、人文社会科学系の超域的かつ俯瞰的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に取り組むことのできる、研究者及び高度専門職業人等を養成する博士後期課程を新たに設置したい。このことは、本学の使命であると認識している。

② 本研究科博士後期課程の全体構想

本研究科博士後期課程の全体構想は以下のとおりである。

- (1)長崎大学第三期中期目標・中期計画に掲げているように、「世界に貢献する新たな強み領域を創生し、総合大学として日本をリードする研究力を格段に向上させる」ことを念頭に置き、
- (2)既設の多文化社会学部及び大学院多文化社会学研究科修士課程の取組みと成果を発展的に継承して、大学院多文化社会学研究科博士後期課程を設立し、
- (3)グローバルとローカルの有機的連関のなかで、長崎が文化的歴史的にインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めることへの自覚に基づきながら、相即不離の関係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて更なる歩みを進めつつ、
- (4)21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす様々な問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づき取り組むことのできる研究者及び高度専門職業人等を育成する、世界的教育研究拠点となることである。

③ 本研究科博士後期課程の基本理念

本研究科博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をより一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、多文化社会学の更なる高度化では、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の構築を目指すものであることを踏まえ、多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

こうした本研究科博士後期課程の基本理念は、その名称に反映されている。すなわち、専攻名として「多文化社会学専攻」に、学位名称として「博士（学術）」にその基本理念を反映させている。

④ 本研究科博士後期課程の特徴【資料3】

本研究科博士後期課程の特徴は、以下のとおりである。

1) 多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成

21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題について、多文化社会学に関する高度に専門的な知識に基づき、「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

2) 長崎・アジアの経験と理論の往還による、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生

グローバルとローカルの有機的連関のなかで、現在のグローバリゼーションでの学問の多中心化を鑑み、また歴史や文化において長崎がインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めていたことを鑑み、相即不離の関係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて、更なる歩みを進める。

この「世界と地域」の一体的創生のため、後述する5つの研究領域（社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系）において修得する、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づき、21世紀社会の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を持った人材と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を持った人材を養成する。

また、国内外の研究機関との包括連携等に基づく研究指導のオプションもまた、「世界と地域」の一体的創生に必要な能力獲得をサポートする。具体的には、世界で最初に日本学科が設置（1855年）され、シーボルトが日本から持ち帰った文物が所蔵されているライデン大学（蘭）との連携、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が運営し、日本の考古学、歴史、民俗を総合的に研究・展示する国立歴史民俗博物館との連携、東洋学分野で日本最古・最大の研究図書館であり、世界5大東洋学研究図書館の一つである東洋文庫との連携及びリベラルアーツ教育を土台とした「平和研究」に代表される学際的な学びを特徴とする国際基督教大学との連携に基づき、学外の教員・研究員による研究アドバイス（合同中間発表会での研究アドバイスや、学位論文審査委員への副査としての参画等）を実施する。

3) 被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、核兵器廃絶をメインに掲げる国内唯一の研究の場を提供

本学が設置している核兵器廃絶研究センターの教員による研究指導を中心にして、国内唯一の、核兵器廃絶をメインに掲げる平和に関する理論的実践的研究を実施する。

(3) 学内改革（機能強化）との関係性

本研究科博士後期課程の設置は、以下のような形で学内の更なる機能強化に貢献する。

- ① 学内諸部局（多文化社会学部，教育学部，経済学部，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センター，大学教育イノベーションセンター）の人文社会科学系教員の参画によって，既存の学部・研究科等の資源を結集させ，組織的・横断的な教育研究体制の構築を更に推進していく。
- ② グローバルネットワークの結節点にある長崎において，包括連携協定を締結している国内外の大学・研究機関とのネットワークをなお一層活用することで，学内の異分野間のコンタクトとインタラクションを更に深化させ，新しい学問分野（多文化社会学）の創生に相応しい知の拠点を作り上げていくとともに，多文化社会学からの社会貢献や地域貢献をなお一層推進していく。

(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材

ア 本学共通の人材育成

本学では，中期目標（大学の基本的目標）に，「グローバル化する社会の要請に応えるべく，国際水準の教育，キャンパスの国際化，日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し，地域の課題を掘り下げる能力と，多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する」という目標を掲げている。

また，以下は，平成 22 年度に明確化した長崎大学ブランドのグローバル人材「長崎大学共有学士像」である。博士後期課程の人材育成は，この学士像を発展させるものである。

- 1) 自ら学び，考え，主張し，行動することができる
- 2) 分野・領域を超えて活用できる汎用可能な技能を身につけている。
- 3) 専門職業人や研究者としての基盤的知識・技能を習得し，高い倫理観を身につけている。
- 4) 地球環境と社会の多様性を理解している。
- 5) 主体性をもって他者と協働できる。
- 6) 地域社会および将来世代に貢献するグローバルな視点を身につけている。

イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー【資料 4】【資料 5】

① ディプロマポリシー（本研究科博士後期課程共通の人材育成像）

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは，修士課程のディプロマポリシーを継承，発展させていることから，まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは 21 世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。

博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけでなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21 世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させた(1)の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>

21 世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の (1) から (3) の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
- ③日本・長崎の視点から、21 世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究
- ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事す

ることができる卓越した能力

② 教育方法、指導方法の修士課程との違いについて

詳細については後述するが、博士後期課程では、以下の3点において修士課程における教育方法、研究指導体制、研究指導方法を高度化し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーの(1)から(3)の能力を養成する。

1点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した5つの研究領域（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ（社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心）」と「多文化社会学特論Ⅱ（公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心）」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にも存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎学・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎学・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多

中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目（研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ及び研究指導）により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。更に、「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年

末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

③ 研究領域（5系）で身につける力

本研究科博士後期課程が提供する5つの研究領域（「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」）で、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を身につかせ、本研究科博士後期課程が目指す人材を育成していく。この5つの研究領域は、21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、前述する修士課程において設定する5つの科目群を基盤としつつも、その専門性をなお一層深化させるものであり、ディプロマポリシーで定める能力を獲得するために必要なものとなる。更に、前述した長崎に所在する国立大学の責務である核兵器廃絶・平和推進への取り組みや文化財・伝統芸能の保存、郷土史研究の発展等に加え、博士後期課程の特徴である「世界と地域」の一体的な創生を実現することにもつながる。なお、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」は、特に「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の、より一層高度な「問題本質を見極める力」の養成に関わり、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」は、より一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の養成に関わっている。これら「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」は、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づく自立的な研究者及び高度専門職業人等を養成する上では不可欠な力である。

5つの研究領域（系）で養成する力は以下のとおりである。

1) 社会文化研究系

社会文化研究系では、共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する力を身につける。

2) 言語研究系

言語研究系では、社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成さ

れることに基づき、相互理解の原理解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究していくことができる力及び言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究する力を身につける。

3) 環海日本長崎学・アジア研究系

環海日本長崎学・アジア研究系では、日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己-他者関係の理論的構築に必要な力を養成する。

具体的には、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する力やオリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する力を身につける。

4) 公共政策研究系

公共政策研究系では、公共政策研究を通じてグローバルな公共的価値を形成するために必要な力を養成する。

具体的には、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を身につける。

5) 核兵器廃絶・平和学系

核兵器廃絶・平和学系では、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する力を身につける。

(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組

① 優秀な人材の確保

本研究科博士後期課程は、入学者に以下の学力・能力、資質・素養を求める。

- ・人文社会科学に関する素養と知識を持つこと
- ・21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなご一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができること
- ・広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに関心を持つこと

そのため、入試においては、修士論文又はそれに代わる研究業績、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究計画書に関する具体的な事項、各学生の研究領域や講義で求められる語学力、人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力を問うために、口述試験を実施する。

② クォーター制の導入

本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の2学期）ではなく、クォーター制（8週ずつの4学期で構成）とする。これによって、カリキュラム編成が柔軟なものとなり、各学生の研究の必要に応じた資料収集、フィールドワーク、インターンシップなどの実施が可能となる。

特に、1年次第1・第2クォーターで受講する「多文化社会学特論Ⅰ」、「多文化社会学特論Ⅱ」で徹底的な修得を図る基盤的知識は、あくまで研究を計画・遂行するための土台となる部分であり、学生はその基盤的知識をもって研究を行うこととなる。3年間という博士後期課程の時間的制約を考慮し、早期に基盤的知識を徹底的に修得させること及び十分な研究時間を確保することを目的としてクォーター制を導入している。

③ 学際的かつ柔軟な研究指導チームの編成方法

修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる、学際的な研究指導チームを構築する。副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。また、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

④ 学外連携機関研究者（学外アドバイザー）による研究助言及び学位審査【資料6】

学外連携機関研究者（学外アドバイザー）は、本学（本研究科）と包括連携協定を締

結し、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から選出する。主な役割として、各学年末に実施される「合同中間発表会」にオブザーバーとして参加し、研究助言を行うことや、学位審査委員の副査として選出し「論文公聴会」で質疑応答や最終試験を行うこと、更に、適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施する。

学外アドバイザーは、原則として、1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際、併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は、学生の研究テーマと、以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従って、学生の研究テーマによっては、学外アドバイザーを置かない場合もある。また、学生の研究計画の見直し等により、当初の研究テーマに変更が生じた場合、変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

学外連携機関と連携する研究分野は、以下のようになる。

ライデン大学（オランダ）——

日蘭史やジャパノロジーなど日本学・長崎学・アジア研究

国際基督教大学——

平和学や公共政策研究分野

国立歴史民俗博物館——

社会文化研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学・民俗学・総合資料学の分野

公益財団法人 東洋文庫——

社会文化研究・言語研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学の分野

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称及び理由

本研究科、専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

研究科名：多文化社会学研究科

Graduate School of Global Humanities and Social Sciences

専攻名：多文化社会学専攻

Department of Global Humanities and Social Sciences

本研究科の名称を「多文化社会学研究科：Graduate School of Global Humanities and Social Sciences」とし、また、専攻の名称を「多文化社会学専攻：Department of Global Humanities and Social Sciences」とする理由は、平成 26 年度に設置された多文化社会学部及び平成 30 年度に設置された大学院多文化社会学研究科修士課程との連続性にある。

多文化社会学部は、国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成を目的として設立された。また、修士課程は、人文社会科学系の学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）を批判的に検討し、新たな〈学〉としての多文化社会学の構築と修得を目的として設立された。本研究科博士後期課程もまた、多文化社会学のより一層高度で卓越した修得を通じて、21 世紀の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質を見極める力」や「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を有して、異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力を有する人材を養成していくものである。

なお、英語名称については、学部設置の際、多文化社会学という新しい〈学〉の国際的通用性の観点から、その学問的ベースとなる分野を明示することが適切であるという判断に基づき、Global Humanities and Social Sciences とした。本研究科も同様の考えから、同じ英語名称とする。

(2) 学位の名称及び理由【資料 1】

本研究科博士後期課程において授与する学位名及び英語学位名は、次のとおりとする。

博士（学術） Doctor of Philosophy

本研究科博士後期課程での学位名及び英語学位名は「博士（学術）：Doctor of Philosophy」とする。その理由は、以下のとおりである。

本研究科博士後期課程では、21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」や、異なる社会の経験と理論を往還しつつ、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行したり、高度に専門的な職業に従事したりすることができる力を、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じて養成していく。それゆえ、この新たな学際的学問としての多文化社会学を修得した者に対しては、「学術」の学位名称を授与するのが適切と考える。

また、英語表記に関しては国際通用性の観点から、英語圏で主に使用されている「Doctor of Philosophy」とする。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本的な考え方（本研究科博士後期課程のカリキュラムポリシー）

【資料4】

5つの系から多様な専門分野で構成される研究指導チームが構成され、多角的な視野に基づく研究指導を通じて、多文化社会学の独創的な知見や卓越した能力を修得する。

- ・基盤的かつ汎用性を持った多文化社会学の、より高度で独創的な知と方法を修得するため、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の見地から「多文化社会的状況」への「問題本質を見極める力」の基盤を形成し、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の見地から新たな知と価値の創生につながる「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する講義科目を編成する。
- ・各自の研究テーマの目的・意義・方法を明確化し、「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るために演習科目を編成する。
- ・演習科目の履修で得た研究成果に基づき、更なる分析と考察を進めるなかで、博士論文を作成するために研究指導を実施する。

(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色

① 「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」で養成する力

多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法について、修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。博士後期課程では、「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目（必修・各2単位）を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。

「多文化社会学特論Ⅰ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。なかでも特に「社会文化研究系」では、共生と多様性を目指す社会文化研究の理論の確立のための力、「言語研究系」では、相互理解の原理的解決を目指す言語研究の理論の確立のための力を養成する。また、「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域では日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係の構築を目指すための力を養成する。

具体的に、「社会文化研究系」の研究領域からは、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にもみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズムの認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

「多文化社会学特論Ⅱ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。すなわち、これら研究領域における研鑽を通じて、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、より独創的で卓越的な専門的解決を図っていく力を養成することになる。

具体的に、「公共政策研究系」の研究領域からは、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍

縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」をともに履修することにより、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得することが可能となる。

② 「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」で養成する力

研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた次の3つの科目により研究指導をより高い水準で実施する。「研究演習Ⅰ」では、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究成果は「研究成果報告書Ⅰ」にまとめる。

「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていく。「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究成果は「研究成果報告書Ⅱ」にまとめる。

なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成していく。

③ 修士課程と接続した、多言語で実施可能な研究指導及び博士論文の執筆

海外の大学・研究機関，あるいはグローバル企業への就職等，本研究科博士後期課程修了生のキャリアパスを支援するため，修士課程と接続する形で，研究の分野や内容によっては，日本語・英語・中国語いずれかの言語による博士論文の執筆を可能とする。ただし，論文公聴会，学位審査委員会及び教授会の便宜に供するため，いずれの言語で執筆した場合でも日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付ける。

また，研究指導の方法は演習形式による指導とし，演習の使用言語は，研究指導チームと学生が相談の上で，日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択する。

例として，英文学に関する研究を行っている学生の場合は「英語」が博士論文の執筆及び演習での使用言語となり，言語学（特に中国語）に関する研究を行っている学生の場合は「中国語」が博士論文の執筆及び演習での使用言語となる場合がある。

なお，日本語以外を用いて博士論文作成の指導及び学位審査が可能な専任教員は，英語 18 名，中国語 5 名である。

④ 研究者育成のためのサポート体制

本研究科博士後期課程を修了した PD を研究助言者として活用するメンター制度を採り入れ，研究者を目指す学生たちのロール・モデルを育成する。メンターによる教員公募書類や研究費申請書の書き方セミナー，研究成果の報告に関連した支援などを実施する。

(3) 履修順序の考え方・教育課程の体系的な編成

講義科目として，1 年次第 1 クォーターに「多文化社会学特論Ⅰ」（2 単位・必修）を，1 年次第 2 クォーターに「多文化社会学特論Ⅱ」（2 単位・必修）を履修する。

演習科目として，1 年次通年で「研究演習Ⅰ」（4 単位・必修），2 年次通年で「研究演習Ⅱ」（4 単位・必修），3 年次通年で「研究指導」（4 単位・必修）を履修する。

これらの講義・演習で身につけた専門的知識に基づき，主指導教員及び副指導教員による研究指導チームの下で，博士論文を作成する。

以上のような履修順序で教育課程を体系的に編成している。

(4) 教育研究分野と教育課程の関係

本研究科博士後期課程の教育研究分野は，本研究科（多文化社会学部，教育学部，経済学部，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センター，大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が，本研究科に専任教員として参画）の専門分野を基に，5 つの研究領域（系）——社会文化研究系，言語研究系，環海日本長崎学・アジア研究系，公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系——を編成し，なかでも特に，社会文化研究系，言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の教員は「多文化社

会学特論Ⅰ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」の基盤の形成に注力する。他方、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の教員は「多文化社会学特論Ⅱ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤の形成に注力する。その上で、研究指導チームの編成では、系を越えた学際的な指導教員構成を採用することで、研究科の複数の研究領域に跨る、バランスの取れた統合的・網羅的な構成を実現し、
「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、より一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養成し、ディプロマポリシーで謳う人材育成に必要な力を身につけさせる教育課程を保証している。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成と基本的考え方

教員組織は、多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が、本研究科博士後期課程に専任教員として参画することで編成され、各教員の教育負担は適切な水準にある。

本研究科博士後期課程は多文化社会学（人文社会科学系の学問体系）を反映して、専任教員の研究調査フィールドは、長崎・日本、アジア、環インド洋、アフリカ、ヨーロッパ等多様であり、主とする学問的ディシプリンも、政治学、法学、経済学、社会学、教育学、文化人類学、民俗学、歴史学、宗教学、思想史、哲学、文学、言語学等、多様である。また、本研究科博士後期課程の専任教員の約2割を占める外国人教員は、外国人留学生の存在とともに多文化状況を現出している。

(2) 教員の年齢構成

本研究科博士後期課程の専任教員 35 名のうち、教授が 16 名、准教授が 19 名である。専任教員の年齢構成については、完成年度の3月31日時点で、30～39歳が2名、40～49歳が10名、50～59歳が14名、60～65歳が7名、66歳以上が2名となっており、教育研究水準の維持向上及び活性化にふさわしい構成となっている。なお、「核兵器廃絶・平和学系」については、専任教員3名のうち2名が66歳以上となるが、完成年度まで継続して雇用する。その後は後任補充を行う予定である。

(3) 教員組織と特色ある教育研究

従来の人文社会科学系は、専門的細分化の傾向と同時に、個人研究を重視する傾向を強く有しており、共同研究プロジェクトであっても実質的には個人研究の集成である場合が多かった。しかし、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題は、地球的規模のマクロな現象と地域のミクロな現象とが相互に影響し合う複雑な性格を持っており、従来の専門分野の壁を越えて多数の研究者が組織的に取り組むことによって初めて解明の道筋を見出しうるものである。

それゆえ、本研究科の理念を実現するためには、科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」で指摘されているように、研究面において、人文科学系と社会科学系の壁を越えた研究者の連携を実質化し、両領域の融合研究をより進展させていく必要がある。

本研究科は、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を試みる、まさしく多文化社会学の確立を通じたグローバルな知の創生に取り組むものである。このような学問的再編とその

更なる高度化を視野に入れ、本研究科博士後期課程の教員組織の編成に当たっては、理念を共有し、志の高い教員を学内から選抜し、土台となる学問分野の枠組みを設計し、共同研究の実施体制を構築している。

すなわち、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、修士課程において設定する5つの科目群を基盤とし、その専門性をなお一層深化させる5つの研究領域（系）に分けて教育組織を編成する。これにより、本研究科博士後期課程の教育と、教員が主体となって行う学際的研究プロジェクトとの有機的な連動によって、教育効果と研究成果の循環的で相互補完的な仕組みを恒常的に得ることができる。

なお、5つの研究領域（系）で養成する力と、各系を構成する教員が指導する主な専門分野は以下のとおり。

<社会文化研究系>

社会文化研究系では、共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究していくことができる力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授4名、准教授3名の計7名である。文学、歴史及び自然・人間・文化に関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
社会文化 研究系	文学	教授	ヨーロッパ文学，文化社会学，文化表象論，ナラトロジー
		教授	英米・英語圏文学，文学一般，比較文学，外国語教育
	歴史	教授	フランス近世史，アンシアン・レジーム，治安，統治構造，社会史
		教授	美術史，美学・芸術諸学，芸術一般，博物館史，デザイン史
	自然・人間・ 文化	准教授	社会言語学，文化・宗教・社会意識，メディア，言語教育，音楽学
		准教授	文化人類学・民俗学，地域研究，社会学，アフリカ，地域間比較
		准教授	現代哲学，社会思想，自然・人間・文化の思想史，生の哲学

<言語研究系>

言語研究系では、社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究していくことができる力及び言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究していくことができる力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授2名、准教授3名の計5名である。言語・コミュニケーションに関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
言語 研究系	言語・コミ ュニケーシ ョン	教授	実験音声学, 統語論, 語用論, 比較言語学, 方言学
		教授	英語学 (特に, 統語論・動詞意味論), コーパス言語学, 応用言語学
		准教授	語用論, 談話研究, 社会言語学, 教授法, 異文化間コミュニケーション
		准教授	英語学, 生成統語論, 理論言語学
		准教授	言語学, 日本語学

<環海日本長崎学・アジア研究系>

環海日本長崎学・アジア研究系では、日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己-他者関係の理論的構築に必要な力を養成する。

具体的には、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する力やオリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代学問の在り方に深く根差していること)を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授5名、准教授7名の計12名である。文化財・文化遺産、環海日本及び移動に関連した専門分野に基づき「問題本質の見極め」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
環海日本 長崎学・ アジア研 究系	文化財・文 化遺産	教授	近世考古学, 水中考古学, 陶磁史, 海上交易史
		准教授	文化人類学・民俗学, 文化資源, 文化財・文化遺産, 観光
		准教授	人文地理学, 文化遺産, 記憶論
	環海日本	教授	方言学, 日本語学, 近世語, 文法学
		教授	日蘭交流史, 近世史, 史料研究, 外交史, 政治史
		准教授	日本文学, 思想史, 美術史
	移動	教授	人口・移住研究, マイノリティ, 芸能・芸術研究, 文 化・宗教・社会意識, 国際社会・エスニシティ
		教授	社会学, 地域研究, アジア社会論
		准教授	東南アジア地域研究, 国際労働移動, トランスナショ ナル・コミュニティ
		准教授	家族社会学, 移民研究, 国際結婚, エスニシティ
		准教授	歴史社会学, トランスナショナルリティ, 境界文化論, 歴史と記憶, 本国帰還者 (中国帰国者), 多文化共生
		准教授	宗教学, 文化人類学・民俗学, 社会学, 地域研究 (モ ンゴル)

< 公共政策研究系 >

公共政策研究系では、公共政策研究を通じてグローバルな公共的価値を形成するために必要な力を養成する。

具体的には、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授 3 名、准教授 5 名の計 8 名である。政策及び教育に関連した専門分野に基づき「問題解決に向けた多様な解の提示」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
公共政策 研究系	政策	教授	国際公共政策, 国際政治学, 東アジア国際関係
		教授	公共政策, 国家論, 平和学, 政教分離
		教授	公共政策 (子育て・子育て環境), 特別支援教育, 臨床心理学
		准教授	EU 法, 国際法, 国際経済法, 国際人権法, 国際機構論
		准教授	経済政策, 国際開発, 環境経済学, 持続可能システム
	教育	准教授	教育社会学, 学校から職業・社会への移行, 社会階層, ジェンダー, 地域間格差
		准教授	比較教育学, 教育社会学, 移民政策, 地域研究 (ヨーロッパ), 子ども社会学
		准教授	教育行政, 教育経営

<核兵器廃絶・平和学系>

核兵器廃絶・平和学系では、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現の探究に必要な力を身につける。

本系において研究指導を行う教員は、教授 2 名、准教授 1 名の計 3 名である。核・平和に関連した専門分野に基づき「問題解決に向けた多様な解の提示」の観点から指導を行う。

研究領域 (系)	研究指導の アプローチ	職位	指導する専門分野
核兵器廃 絶・平和 学系	核・平和	教授	原子力平和利用, 核軍縮・核不拡散, 核セキュリティ, エネルギー・環境, 科学技術と社会
		教授	核抑止, 核軍縮・不拡散, 軍備管理条約, 安全保障, 平和
		准教授	地域紛争論, 沖縄関係学, 比較政治学, 国際政治学, 日本政治史

5 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

多文化社会学研究科博士後期課程の教育方法, 履修指導, 研究指導は, 多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて, 「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し, 21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命, 精神, 社会文化の持続可能な世界の構築に資する, 国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することを目的としている。よって, 以下のように(1) 博士後期課程のディプロマポリシー, (2) 教育方法及び履修方法, (3) 研究指導, (4) 教育課程と履修モデル, (5) 修了要件, (6) 学位論文の審査体制及び公表方法等, (7) 研究の倫理審査体制, 等について運用・規定する。

(1) 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー【資料4】【資料5】

1) ディプロマポリシー (本研究科博士後期課程共通の人材育成像)

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは, 修士課程のディプロマポリシーを継承, 発展させていることから, まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して, 文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会, 理念や利害を洞察し, 自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ, 多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。

博士後期課程では, 多文化社会学の更なる高度化において, 多様性を前提にして, 異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り, 世界を俯瞰的に捉えると同時に, 生命, 精神, 社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して, 人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち, 多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけでなく, 「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し, 21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命, 精神, 社会文化の持続可能な世界の構築に資する, 国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって, 博士後期課程のディプロマポリシーは, 修士課程で得られた成果を踏まえつつ, その専門性をなお一層深化させて, 卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため, 以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承, 発展させた(1)の能力のほかに, 博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

＜ディプロマポリシー＞

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について, 次の(1)から(3)の能

力を有していること。

- (1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力
 - ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
 - ②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
 - ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究
 - ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
 - ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究
- (2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」
- (3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

2) 教育方法、指導方法の修士課程との違いについて

詳細については後述するが、博士後期課程では、以下の3点において修士課程における教育方法、研究指導体制、研究指導方法を高度化し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーの(1)から(3)の能力を養成する。

1点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した5つの研究領域（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ（社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心）」と「多文化社会学特論Ⅱ（公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心）」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にも存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問の在り方に深く根差していること）を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・

副)の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目(研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ及び研究指導)により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。更に、「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士(学術)の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

(2) 教育方法及び履修方法【資料7】

1) 1年次

講義科目として、第1クォーターに「多文化社会学特論Ⅰ」を、第2クォーターに「多文化社会学特論Ⅱ」を履修し、本研究科博士後期課程が目指す人材育成像に必要な基盤的知識の徹底的な修得を行う。入学定員は3名であるため、少人数教育におけるきめ細かな指導を実施することができる。

「多文化社会学特論Ⅰ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成する。

「多文化社会学特論Ⅱ」では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する。すなわち、これら研究領域における研鑽を通じて、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、より独創的で卓越的な専門的解決を図っていく基盤的な力を養成することになる。

また、演習科目として、1年次通年で「研究演習Ⅰ」を履修する。「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの研究領域（系）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究中に相応しい学際性を担保する。

具体的には、次の(1)～(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成する
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

原則として研究指導チームとの個別指導が中心となるが、合同中間発表会などで他の学生の研究概要を共有することで、自らの研究の進捗状況を把握すると同時に研究の問題関心や方法、分析、予想される研究成果に関しての再検討が可能となる。

2) 2, 3年次

2年次通年で「研究演習Ⅱ」を履修する。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、研究指導チームからの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)-(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜、研究指導チームの体制の見直しを行う。

3年次通年で「研究指導」を履修する。「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、各系でディプロマポリシーにおいて定める能力の獲得を目指す。

3) 修士課程と接続した、多言語で実施可能な研究指導及び博士論文の執筆

海外の大学・研究機関、あるいはグローバル企業への就職等、本研究科博士後期課程修了生のキャリアパスを支援するため、修士課程と接続する形で、研究の分野や内容によっては、日本語・英語・中国語いずれかの言語による博士論文の執筆を可能とする。ただし、論文公聴会、学位審査委員会及び教授会の便宜に供するため、いずれの言語で執筆した場合でも日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付ける。

また、研究指導の方法は演習形式による指導とし、演習の使用言語は、研究指導チームと学生が相談の上で、日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択する。

例として、英文学に関する研究を行っている学生の場合は「英語」が博士論文の執筆及びゼミでの使用言語となり、言語学（特に中国語）に関する研究を行っている学生の場合は「中国語」が博士論文の執筆及びゼミでの使用言語となる。

(3) 研究指導【資料8】

本研究科博士後期課程の研究指導の特徴は、 主指導教員と副指導教員 2 名の計 3 名からなる学際的な研究指導チームを構築することである。その際、副指導教員のうち少なくとも 1 名を主指導教員とは異なる研究領域（系）から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究指導チームの体制については、その学生の研究テーマとともに教授会において審議・了承することで、研究指導体制の質の保証を行う。学生ごとの研究指導チームが研究計画作成を指導し、博士学位論文研究計画遂行のための研究指導を行う。

1) 研究指導チーム決定：1 年次第 1 クォーター

学生は、入学前に主たる指導を希望する教員と面談等を行い、入学後の研究予定テーマ等について相談を終えていることを前提とし、入学時に研究テーマ及び主指導教員の希望を申請する。「研究演習 I」の第 1 回目の授業において、学生と主指導教員が相談の上、学生の研究テーマを遂行するために必要な副指導教員 2 名の候補を選出し、教授会へ申請する。教授会は、学生の研究テーマと、主指導教員及び 2 名の副指導教員の研究領域・専門分野を勘案し、十分な研究指導体制となっているか審議し、研究指導チーム体制を承認する。

2) 博士論文研究計画の作成：1 年次第 1 クォーター

教授会で研究指導チームの構成が了承された後、学生は各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的・意義・方法を明確にしつつ研究計画を作成する。研究計画は、各学年初めに更新する。

3) 合同中間発表会の実施：1年次末，2年次末

その学年 1 年間の研究内容の中間発表と議論を行う。発表会には，研究指導チームの教員に加えて研究科に所属する他の教員，学外連携機関の学外アドバイザーや学生が参加する。研究の進捗状況を定期的に確認することで，論文作成における手戻りを減らし，論文を計画的に作成することが可能となる。また，研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

学外アドバイザーは，原則として，1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際，併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は，学生の研究テーマと，以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ，学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従って，学生の研究テーマによっては，学外アドバイザーを置かない場合もある。また，学生の研究計画の見直し等により，当初の研究テーマに変更が生じた場合，変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

4) 博士論文予備審査：3年次 9～10月

学生は，予備審査のための予備審査用博士論文を所定の期日までに提出し，論文の適合性及び内容並びに論文受理の可否について審査を受ける。予備審査の過程で論文の修正を求められた学生は，研究指導チームの指導のもと修正を行う。

5) 博士論文本審査及び最終試験の実施：3年次第4クォーター

学生は，本審査用博士論文を所定の期日までに提出する。博士論文は，多文化社会学に関連する内容で，新規性，創造性，普遍性，論証性などの高い学術的価値を有しており，博士論文の適合性として，提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が 2 編以上含まれていることを審査基準とする。審査の過程で論文の修正を求められた学生は，研究指導チームの指導のもと修正を行う。なお，学生は本審査用博士論文を論文公聴会（公開）で発表し，本研究科教員等の質疑に答えなければならない。また，学位審査委員による最終試験では，博士論文の内容とそれについての理解及び多文化社会学についての知識をディプロマポリシーの観点から口頭又は筆答で審査を受ける。

6) 合否判定・修了認定（学位授与）：3年次 3月

学位審査委員は，博士論文審査及び最終試験の結果を教授会へ報告する。教授会は，学位審査委員からの報告に基づき，課程修了の可否及び論文審査の合否について議決し，その結果を学長に報告する。学長は，教授会の報告を受け，学生の博士後期課程の修了を認定し，博士（学術）の学位を授与する。

(4) 教育課程と履修モデル【資料9】

本研究科博士後期課程の教育研究分野は、本研究科（多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターの各部局の所属教員が、本研究科に専任教員として参画）の専門分野を基に、5つの研究領域（系）——社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系——を編成し、なかでも特に、社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の教員は「多文化社会学特論Ⅰ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」の基盤の形成に注力する。他方、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の教員は「多文化社会学特論Ⅱ」を担当して21世紀の「多文化社会的状況」における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤の形成に注力する。その上で、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」における研究指導チームの編成では、系を越えた学際的な指導教員構成を採用することで、研究科の複数の研究領域に跨る、バランスの取れた統合的・網羅的な構成を実現し、より一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養成し、ディプロマポリシーで謳う人材育成に必要な力を身につけさせる教育課程を保証している。

以下に履修モデルとして各系での学びの例を示す。なお、研究指導チームの構成については、前述のとおり副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。

<履修モデル例①：社会文化研究系の場合>

社会文化研究系の概要
共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能などの多様性を理解し、世界を、「出来事の生成と消滅の反復」と「出来事の物質化（制度化）」が構成する動的平衡及び差異体系として捉えるなかで、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する。
養成する人材
研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※以下のモデルは、 <u>世界と地域の一体的な創生に貢献する研究者のケース</u>
研究テーマ（博士論文題目）
H. アーレントの「暴力論」からみるヘイト・スピーチの問題本質の解明
研究指導チームの構成
主指導教員：「社会文化研究系」専門分野が <u>生の哲学</u> の教員 副指導教員1：「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野が <u>境界文化論</u> の教員

副指導教員 21 「公共政策研究系」 専門分野が <u>国際人権法</u> の教員
研究の概要
<p>ヘイト・スピーチ研究では、その問題の所在よりも対策ばかりが注目されるが故に、かえって解決策をめぐる議論が硬直化している。<u>法的・制度的観点からの問題解決に拘るのではなく、哲学・思想的観点からヘイト・スピーチを分析することによって、これまでの研究や議論で見落とされてきた部分を明らかにし、ヘイト・スピーチにおける問題の本質を明らかにする。</u></p> <p>1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。</p> <p>また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、<u>社会文化研究系の方法論</u>を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「<u>問題本質を見極める力</u>」を身につける。具体的には、<u>主指導教員は「暴力」に関するヨーロッパ近代思想について生の哲学の観点から指導を行い、副指導教員1はトランスナショナルリティの観点から境界文化についての指導を行い、副指導教員2はヘイト・スピーチに対するEUの法令、行政について国際人権法の観点から指導を行う。更に、市民活動・学校教育における取組について学外アドバイザー(ライデン大学)からの研究助言を得る。</u></p>

<履修モデル例②：言語研究系の場合>

言語研究系の概要
<p>社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能性を求めて、言語の固有性を、記号内容(意味や意図)と記号形式(音や動作)の統語性や、言語表現の使用による意図の共有から探究する。また、言語の適応的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションによる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及び非記号的コミュニケーションについて探究する。</p>
養成する人材
<p>研究者(留学生の母国の大学や研究機関を含む。)、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし</p> <p>※以下のモデルは、<u>社会人の学びなおし(現職教員)</u>のケース</p>
研究テーマ(博士論文題目)
コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について

研究指導チームの構成
<p> 主指導教員：「言語研究系」専門分野が<u>英語学</u>、<u>応用言語学</u>の教員 副指導教員 1：「言語研究系」専門分野が<u>語用論</u>の教員 副指導教員 2：「社会文化研究系」専門分野が<u>社会言語学</u>の教員 </p>
研究の概要
<p> 言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に、表層に反映された談話文やコミュニケーションパターンなどのコーパス分析を通して、<u>言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究</u>を行う。また、言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって、<u>社会が抱える問題にも向き合い、その解決策を探究する</u>。 </p> <p> 1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。 </p> <p> また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、<u>言語研究系の方法論</u>を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、<u>主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員 1 コミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員 2 は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う</u>。 </p> <p> なお、本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが、副指導教員 2 はドイツにおけるトルコ系移民や、トルコにおけるクルド人問題を取り上げ、社会的葛藤過程と言語行為との関係を、言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して、記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから、本研究科博士後期課程においては、言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。 </p>

<履修モデル例③：環海日本長崎学・アジア研究系の場合>

環海日本長崎学・アジア研究系の概要
<p> 従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置付けなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディシプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する。すなわち、オリエンタリズム的認識 </p>

<p>(自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代学問のあり方に深く根差していること)を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバリゼーションによる世界や学問の脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する。</p>
<p>養成する人材</p> <p>研究者(留学生の母国の大学や研究機関を含む。)、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし</p> <p>※以下のモデルは、<u>アジア研究・ジャパノロジー</u>を専門とする研究者のケース</p>
<p>研究テーマ(博士論文題目)</p> <p>中国・ミャンマー・タイの雲南ムスリムと日本におけるムスリムにみる共生の作法——21世紀グローバル世界の問題本質として</p>
<p>研究指導チームの構成</p> <p>主指導教員 : 「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野が<u>アジア社会論</u>の教員</p> <p>副指導教員 1 : 「環海日本長崎学・アジア研究系」専門分野が<u>東南アジア地域研究</u>の教員</p> <p>副指導教員 2 : 「公共政策研究系」専門分野が<u>移民政策</u>の教員</p>
<p>研究の概要</p> <p>今日、世界人口の4割をイスラーム教徒が占めている。信仰や民族を異にする人びととの共生は、21世紀グローバル社会の本質的な問題である。イスラーム教徒はいかなる共生の作法を実践しているのだろうか。また、そうした作法が機能的等価性をもって、他の文脈においても問題解決の道筋を示しうるためには、どのような条件が必要なのだろうか。<u>中国雲南回族を事例に取り上げ、共生の作法に関する目的と手段を明らかにし、日本におけるムスリムに対してその文脈を越えた適用可能性を明らかにする。</u></p> <p>1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。</p> <p>また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、<u>環海日本長崎学・アジア研究系の方法論</u>を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、<u>主指導教員は東アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題についての指導を行い、副指導教員 1</u></p>

は東南アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題について指導を行い、副指導教員 2 は社会におけるムスリムの移動と教育・家族・地域の問題についての指導を行う。更に、中国雲南回族の生成と発展に関する史料を東洋文庫や歴史民俗博物館でも閲覧・収集するとともに、東洋文庫及び歴史民俗博物館の学外アドバイザーとのディスカッションを通じて史料批判を行う。更に、2, 3 年次夏季休暇中に、博士論文作成に必要な現地資料を中国・ミャンマー・タイなどでの海外フィールドワークを通じて収集する。

<履修モデル例④：公共政策研究系の場合>

公共政策研究系の概要
国際公共政策の課題設定と設計，政策形成と決定，政策実施と管理，政策評価を行うために，政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに，現在の国際関係を批判的に検討し，グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する。
養成する人材
研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。），グローバルに展開する企業，国際機関，社会人の学びなおし ※以下のモデルは， <u>社会人の学びなおし（マスコミ関係）</u> のケース
研究テーマ（博士論文題目）
国際理論からみる東アジア地域秩序——多様なアクターの参画を通じた地域紛争解決に向けた試み
研究指導チームの構成
主指導教員：「公共政策研究系」専門分野が <u>国際政治学</u> の教員 副指導教員 1：「社会文化研究系」専門分野が <u>現代哲学</u> の教員 副指導教員 2：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野が <u>比較政治学</u> の教員
研究の概要
<p>東アジアの国際関係と地域秩序の変動にアプローチするため，既存の国際理論を存在論・認識論のレベルから再考することにより，固有の地域性とアジアの経験から導かれる普遍性の双方を厳密に議論する。超越論的・科学的思考だけに根拠づけられた近代進歩主義が限界を迎えるなか，国際政治学を核にした学際的な見地から，過去から現在に至る東アジアの歴史的な連続性と非連続性について考察し，生活世界的な思考をも取り入れた新たな政策構想のために必要な専門的知識の醸成を図る。</p> <p>1 年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において，俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において，21 世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び</p>

「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、公共政策研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。具体的には、主指導教員は国際関係論に基づく課題解決型のジャーナリズム養成のために国際公共政策の課題設定と設計について国際政治学の観点から指導を行い、副指導教員 1 は実践哲学の観点から政策過程における多様なアクターについて指導を行い、副指導教員 2 は地域紛争論の観点からグローバルな公共的価値の創生について指導を行う。更に、ヨーロッパとアジアとの比較の視点から、地域秩序の構築に関して学外アドバイザー（ライデン大学）とディスカッションを行う。

<履修モデル例⑤：核兵器廃絶・平和学系の場合>

核兵器廃絶・平和学系の概要
核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する。
養成する人材
研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※以下のモデルは、 <u>国際機関での勤務</u> のケース
研究テーマ（博士論文題目）
北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ——人間の安全保障の確立に向けて
研究指導チームの構成
主指導教員：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野が <u>核抑止</u> の教員 副指導教員 1：「核兵器廃絶・平和学系」専門分野が <u>エネルギー・環境</u> の教員 副指導教員 2：「公共政策研究系」専門分野が <u>東アジア国際関係</u> の教員
研究の概要
北東アジア非核化に密接に関係したいくつかの懸案の同時解決を図る上で、 <u>「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結に向けた課題と展望を明らかにする</u> 。すなわち、(1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項の制定のための条件、(2) エネルギー資源へのアクセスにおける平等の権利と平和利用のための条件、(3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要な実務的条約締結のための条件、(4)

協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の地域安全保障協議会を設置するための条件について、国際情勢の分析を踏まえつつ、明らかにする。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、核兵器廃絶・平和学系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を身につける。具体的には、主指導教員は軍備管理条約に基づく核廃絶に向けた取り組みについて指導を行い、副指導教員1はエネルギー資源への平等なアクセスを通じた安全保障の確立について指導を行い、副指導教員2は北東アジアの安全保障について人間の安全保障の観点から指導を行う。更に、核関連及び平和構築に関わる国際機関・国際NGO等にて、2,3年次夏季休暇中にインターンシップを行うと共に、学外アドバイザー（国際基督教大学）と北東アジアの安全保障体制に関するディスカッションを行う。

(5) 修了要件

学生は、3年以上在学し、修了要件である16単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査※及び最終試験に合格することによって本研究科博士後期課程を修了する。

※博士論文の審査基準は以下のとおりとする。

博士論文は、多文化社会学に関連する内容で、新規性、創造性、普遍性、論証性などの高い学術的価値を有していること。また、博士論文の適合性として、提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が2編以上含まれていること。

(6) 学位論文の審査体制及び公表方法等

博士論文の作成については、研究指導チームが指導する。学生は指導を受けながら博士論文を作成し、指導教員の承認を得て研究科長へ提出する。なお、博士論文は日本語・英語・中国語いずれかの言語により執筆を可能としているが、いずれの言語で執筆した場合でも、日本語版及び英語版の要旨の提出を義務付けることとし、論文公聴会、学位審査委員会及び教授会の便宜に供することとする。

1) 予備審査の審査体制

学生ごとに、教授会において、研究指導チームの意見を参考に、予備審査委員会を設置する。委員会は主指導教員及び主指導教員以外の本研究科博士後期課程専任教員2名以上の計3名以上の委員で組織する。委員会に委員長を置き、主指導教員をもって充てる。委員長は、論文作成言語を用いて予備審査を実施できる能力を持つ者が任に当たる。また、委員長を除く委員のうち1名についても、論文作成言語を用いて予備審査を実施できる能力を持つ者が任に当たる。

なお、審査の公平性を担保するため、予備審査委員に1名以上は研究指導チーム以外の委員を充てることとしている。

予備審査委員会は、提出された予備審査用博士論文の適合性及び内容並びに論文受理の可否について審査を行い、審査結果を教授会へ報告する。教授会は、予備審査委員会からの報告に基づき、予備審査の可否について議決する。

2) 学位論文審査及び最終試験の審査体制

学生ごとに、教授会において、研究指導チームの意見を参考に、主査1名、副査2名以上の計3名以上の学位審査委員を研究科教授会構成員（研究指導担当適格者に限る。）から選出する。主査は、論文作成言語を用いて口頭試問及び最終試験を実施できる能力を持つ、原則として主指導教員以外の者が任に当たる。また、副査のうち1名についても、論文作成言語を用いて口頭試問及び最終試験を実施できる能力を持つ者が任に当たる。なお、審査の公平性を担保するため、学位審査委員に1名以上は研究指導チーム以外の委員を充てることとしている。また、本研究科博士後期課程を構成する教員の専門分野は多岐にわたるため、主指導教員の他に主査を選出することができない等のやむを得ない事由がある場合に限り、主指導教員が主査として審査を行うことを認める。

上記に加え、本学学位規則第8条第1項第4号の規定に基づき、学生の研究内容と、学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザーの研究分野を照らし合わせ、教授会が必要と認めた場合は、学外アドバイザーを学位審査委員の副査とすることができる。

学位審査委員は、提出された博士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門分野に関する最終試験を非公開で行う。博士論文の審査に当たっては、論文公聴会において学生に発表を課し、質疑応答を行う。博士論文は、多文化社会学に関連する内容で、新規性、創造性、普遍性、論証性などの高い学術的価値を有しており、博士論文の適合性として、提出された論文に審査制度の確立された学術雑誌に掲載又は掲載が決定された原著論文が2編以上含まれていることを審査基準とする。

最終試験では、博士論文の内容とそれについての理解及び多文化社会学についての知識をディプロマポリシーの観点から口頭又は筆答で審査する。特にディプロマ

ポリシーの(2)「人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」については、「社会文化研究系」、「言語研究系」又は「環海日本長崎学・アジア研究系」の学生は「問題本質を見極める能力」を持ち合わせているか、「公共政策研究系」又は「核兵器廃絶・平和学系」の学生は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」を持ち合わせているかを審査する。

学位審査委員は、博士論文審査及び最終試験の結果を教授会へ報告する。教授会は、学位審査委員からの報告に基づき、課程修了の可否及び論文審査の可否について議決し、その結果を学長に報告する。学長は、教授会の報告を受け、学生の博士後期課程の修了を認定し、博士（学術）の学位を授与する。

3) 博士論文の公表

博士論文の要旨と審査結果は、学位授与後3月以内にホームページ上で公表する。博士論文の全文については、原則、学位授与後1年以内に公開する。学位授与後3年を経過したものについては、原則として本学のアーカイブスNAOSITEに掲載する。

以上のように審査の厳格性及び透明性を確保している。

(7) 研究の倫理審査体制【資料10】

本研究科博士後期課程に倫理審査委員会を設置する。文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会及び各学会の倫理指針に従って、日本語・英語・中国語いずれかの言語で作成された研究計画書とそれに関連した書類を審査する。学生及び指導教員に対する研究倫理教育の徹底のため、研究倫理に係る専門家を招き講演会を実施する。

倫理審査委員会において、倫理に違反していると判断した場合には、直ちに研究を中止するとともに、被害を調査し、適切に対処する。

6 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

多文化社会学研究科博士後期課程の教育・研究を支える校地は、本学の文教キャンパスである。文教キャンパスは六つの学部及び四つの研究科が設置され、全学部の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健・医療推進センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究科博士後期課程が新設されても、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設が備えられている。

運動場については、文教キャンパス内に設置されているグラウンド(約 24,300 m²)、総合体育館(2,594 m²)及び補助体育館(862 m²)を主に使用する。このほか、文教キャンパスには、テニスコート、弓道場、ハンドボールコート、柔道場、剣道場、プール等が整備されている。

学生が休息するスペースは、学生会館内に共同談話室、食堂、喫茶室等が備えられている。

(2) 校舎等施設の整備計画

教室については、講義をするための中・小講義室、ゼミナール等を実施するための演習室を学生の動線にも十分に配慮して、まとまりのある施設として確保し整備している。これらの施設・設備は、本研究科博士後期課程の斬新かつ特色ある教育を展開するために、総合教育研究棟(専用 1,294 m²)を中心に次のように整備している。

① 講義室・演習室

- 中講義室(60～80名規模)2室、小講義室(30～40名規模)2室
- 演習室(10～15名規模)13室

② パソコン室

学生の情報処理能力を高めるために、パソコン室(50～60名規模)1室を本研究科の施設として備えている。授業のない時間帯は、本研究科の学生に自習室として開放する。

③ マルチメディア室

視聴覚教材の作成、フィールドワーク実習のデータ分析、演習・修了研究のデータ分析、WebサイトやPodキャストを利用した学修成果の公開等のために、最新のメディア機器を備えた施設を整備している。

④ 教員研究室

本研究科の専任教員のための個人研究室として、専任教員1人につき1室(約20 m²)を整備している。

このほか、教員の研究資料を保管する学術資料保管室、就職活動の支援を行う就職支援室、学生の相談に個別に対応するための学生相談室、管理運営を行うための研究科長室、小会議室、事務室等を本研究科の施設として整備している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

ア 図書資料の整備計画について

本学の全蔵書（附属図書館登録分）は、図書約 1,029,000 冊、学術雑誌約 25,000 タイトル、視聴覚資料約 6,650 点を数え、そのうち図書については、文教キャンパスの中央図書館に約 595,000 冊、坂本キャンパスの医学分館に約 157,000 冊、片淵キャンパスの経済学部分館に約 277,000 冊を所蔵している。また、本学の図書館では、約 30 種のデータベースや約 14,200 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、大半のデータベースや電子ジャーナルは、学生を含め本学の構成員は、学外からのアクセスも可能となっている。現在、約 14,000 タイトルの電子ブックも、今後、随時拡充の予定である。

本学では、長年にわたる図書資料の体系的な収集整備により、本研究科博士後期課程の教育研究領域である人文科学及び社会科学に関する図書・学術雑誌類は充実している。

また、本学未所蔵の資料については、図書館間相互貸借システムを用いて、他大学図書館等に現物貸借及び文献複写の提供依頼を行うことで、蔵書整備を補完している。更には、国内のみならず海外の大学図書館等とも相互協力を果たしながら、学術資料を迅速に提供する環境を整えている。

イ 図書館の整備計画について

文教キャンパスの附属図書館（中央図書館）は、平成 24 年度に耐震補強及び改修を行い、平成 25 年 4 月に新規開館した。改修に当たっては、本学の教育改革に即した自学自習環境の整備とアクティブラーニング支援の強化を目的として、次の機能を設計に盛り込んだ。

(ア) 床面積（総面積約 6,281 m²）は、改修前と同様であるが、事務スペースの転用等により利用者スペースを拡張し、閲覧席数を 648 席から 815 席に増加させた。

(イ) ラーニングコモンズのコンセプトを導入し、館内を①グループワーク（討議・協同学習の場）、②パーソナルワーク（PC や書籍他各種媒体を駆使した個人学習の場）、③サイレント（静粛・思索の場）にゾーニングし、多様な学習形態に対応した。

〔※ラーニングコモンズ：複数の学生の自学自習及びディスカッションの場〕

(ウ) テラス（オープンデッキ）やラウンジを配して、利用環境の快適性と利便性にも配慮した。

- (エ) 学生発表会，セミナー，講演会等に利用できる開放的な多目的ルームと，貴重資料や教員，学生の活動成果等を展示するギャラリーを設置した。
- (オ) バリアフリーに配慮して，エントランスを2階から1階に移すとともに，利用者用エレベーターを新設した。
- (カ) 1階と2階にインターネット接続可能なPCを約40台配置している。また，全フロアに無線LANアクセスポイントを整備し，個人のPCからも学内外の情報へのアクセスが可能となっている。
- (キ) 図書収容能力（約580,000冊）は改修前と同様であるが，資料保存に適切な温湿度管理のため，書庫の空調設備と外壁の断熱性能を強化した。また，貴重書庫には専用の閲覧室を併設した。
- (ク) ソフトウェア面での研究・教育支援ツールとして，平成25年度よりディスカバリーサービス（複数の学術情報データベースを統合検索するツール）を導入した。

7 既設の学部との関係【資料2】

本研究科博士後期課程が目指す、多文化社会学を基底に据えた人材育成は、平成30年度に新設した多文化社会学研究科修士課程の発展的継承を視野に入れて取り組んでいくことになる。

設置の趣旨でも述べたとおり、修士課程では、学部での取り組みを継承しつつ、多文化社会学の更なる深化（超域的かつ俯瞰的な体系知をもつ〈学〉として成熟化）とその徹底した修得を通じて、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」及び「実践力」など、学問的体系に基づいた問題解決力を十全に引き出すことを試みている。

新設する博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学に基づく各研究領域での専門化と体系化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力又は高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」及び「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

したがって、多文化社会学研究科修士課程の学年進行とも連動した形で、多文化社会学教育を重視する博士後期課程を設置することで、多文化社会学部の課題を発展的に継承し、その学術的な専門性と社会的な実践性をより一層高めていくことで、社会の更なる要請に答えていくことができると考える。

また、本研究科博士後期課程専任教員は多文化社会学部、教育学部、経済学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター、大学教育イノベーションセンターから参画する全学的な協力体制が図られており、教育研究面での有機的な連携を通じて、既存の研究科で蓄積された資源を有効に活用するとともに、互恵的な関係のなかで双方の発展を図り、ひいては人文社会科学分野全体の発展に努めていく。

8 入学者選抜の概要

(1) 本研究科博士後期課程のアドミッションポリシー【資料4】

本研究科博士後期課程では、多文化社会学のための「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をなお一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力をもった人材の育成を目的としている。その人材育成像は、以下のディプロマポリシーに集約している。

〈ディプロマポリシー〉

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ① 共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ② 言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
- ③ 日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究
- ④ グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤ 核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

したがって、本研究科博士後期課程のアドミッションポリシーでは、このような人材育成の基盤となる次のような資質を持った学生を選抜することを掲げている。

〈アドミッションポリシー〉

- ① 人文社会科学に関する素養と知識を持つ
- ② 21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなお一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができる

③ 広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに関心を持つ

こうしたアドミッションポリシーに照らし合わせて、入学する学生のバックグラウンドについては、多文化社会学研究科修士課程からの進学者、他の人文社会科学系大学院修士課程の修了者、様々な職種の社会人・外国人留学生等、多様なバックグラウンドを持つ者（社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に関心を持つ者）を想定している。

(2) **選抜方法**

① **出願資格**

修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学前年度までに取得見込みの者又はそれと同等以上と研究科が判断した者を受験対象とする。

② **募集人員**

3名（進学者選考，一般入試，社会人入試，外国人留学生入試の合計）

③ **選抜区分**

<進学者選考>

本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。

<社会人入試>

入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。

<外国人留学生入試>

日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。

<一般入試>

上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。

このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。

④ 入学者選抜方法

進学者選考，一般入試，社会人入試，外国人留学生入試の全選抜試験共通で，口述試験の成績により判断し，得点の高い順に合格者を決定する。なお，口述試験に当たっては，学生の資質を見極めるため，十分な口述試験時間を確保する。また，入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について，インターネットを利用した口述試験を許可する場合があります。ただし，予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお，インターネットを利用した口述試験は，本学で定めている実施要項に基づき実施する。

・口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試問）

口述試験では，研究計画書等の提出された書類に基づき，受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等），入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に，専門知識や研究遂行への関心・意欲，研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性，新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また，各学生の研究課題で求められる語学力，講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。なお，講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は，日本語能力試験のN1レベル程度が目安であるが，求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。配点は200点とする。

口述試験実施にあたり出願者に提出を求める書類は以下のとおりである。

- ・研究計画書（研究テーマ，志望理由，研究計画/関心領域の概要を記載したもの）
- ・修了（見込）証明書，成績証明書（最終学歴のみ）
- ・研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの，学位論文，学術論文，研究報告，学会発表，特許等の実績を記載したもの）
- ・研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に係る職務経歴について詳述したもの）
- ・研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）
- ・語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意，IELTS，TOEFL，日本語能力試験等）

9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

社会人の生涯学習ニーズ等に応えるため、社会人学生に対して、大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」を適用し、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことで学びやすさに配慮する。詳細は以下のとおりである。

(1) 修業年限

修業年限は 3 年とする。ただし、職業を有している等、14 条特例適用学生の個別の事情により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを学生が希望すれば、計画的な履修を認める。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、研究指導チームによる指導の下、履修計画を立てるとともに、必要に応じて夜間又は休日に研究指導を行う。

なお、様々なバックグラウンドを持つ社会人学生に対し研究に必要な知識を獲得させるため、必要に応じ本研究科修士課程の「学問のエレメンツ」科目の聴講を推奨することがある。

(3) 授業の実施方法

講義科目である「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」について、社会人学生の業務等の都合により通常の開講時間帯に出席できない場合は、社会人学生が出席可能な夜間又は土日に開講時間帯を変更する。演習科目である「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」及び「研究指導」については、研究指導チームとの相談により演習の開講時間帯を決定する。

(4) 教員の負担の程度

入学定員 3 名に対して 35 名の専任教員を配置し、学生の研究指導に対しても 3 名からなる研究指導チームとして対応することから、研究科として特定の教員に過度な負担が生じることのない体制となっている。これに加えて、学部教育も担当する専任教員がいることから、既設学部の授業担当の見直しや担当時間数の調整等により、学部及び研究科全体としても過度の負担が生じないよう留意する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、通常期の平日は 8 時 30 分から 22 時まで、土曜・日曜は 10 時から 17 時まで、休業期の平日は 8 時 30 分から 17 時まで、土曜・日曜は 10 時から 17 時まで開館している。情報処理施設である ICT 基盤センターは平日 9 時から 17 時 30 分まで

開館している。時間外においても、総合教育研究棟に多文化社会学研究科の共用パソコンを設置しており、自由に利用することができる。食堂、書籍販売等の福利施設も大学構内にて営業されている。

(6) 入学者選抜の概要

① 出願資格

修士の学位又は専門職学位を有する者及び入学前年度までに取得見込みの者又はそれと同等以上と研究科が判断した者を受験対象とする。

② 募集人員

3名（進学者選考，一般入試，社会人入試，外国人留学生入試の合計）

③ 選抜区分

<進学者選考>

本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。

<社会人入試>

入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種¹の社会人の受験を想定している。

<外国人留学生入試>

日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。

<一般入試>

上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。

④ 入学者選抜方法

進学者選考，一般入試，社会人入試，外国人留学生入試の全選抜試験共通で，口述試験の成績により判断し，得点の高い順に合格者を決定する。なお，口述試験に当たっては，学生の資質を見極めるため，十分な口述試験時間を確保する。また，入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について，インターネットを利用した口述試験を許可する場合があります。ただし，予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお，インターネットを利用した口述試験は，本学で定めている実施要項に基づき実施する。

・口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試問）

口述試験では，研究計画書等の提出された書類に基づき，受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等），入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に，専門知識や研究遂行への関心・意欲，研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性，新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また，各学生の研究課題で求められる語学力，講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。なお，講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は，日本語能力試験のN1レベル程度が目安であるが，求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。配点は200点とする。

口述試験実施にあたり出願者に提出を求める書類は以下のとおりである。

- ・研究計画書（研究テーマ，志望理由，研究計画/関心領域の概要を記載したもの）
- ・修了（見込）証明書，成績証明書（最終学歴のみ）
- ・研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの，学位論文，学術論文，研究報告，学会発表，特許等の実績を記載したもの）
- ・研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に係る職務経歴について詳述したもの）
- ・研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）
- ・語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意，IELTS，TOEFL，日本語能力試験等）

(7) 必要とされる分野であること

急速にグローバル化が進む現代社会において，「多文化社会的状況」は今後一層顕在化することが予想される。そのため，「多文化社会的状況」における諸問題に対して，多様性の尊重と，他者への理解や共感を基本的なマインドとし，その上で，多文化社

会学のなお一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた人材の需要は今後ますます増加するものとする。すなわち、進学者や留学生のみならず、産業界等において実際に多文化社会的状況における諸問題に直面している社会人にとっても継続した需要が存在する分野である。

詳細については「学生確保の見通し等を記載した書類」にて記載するが、社会人を対象としたアンケート調査では24名が本研究科博士後期課程への進学に非常に興味があるとしていること、企業・団体等を対象としたアンケート調査では、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨すると回答した企業等があることなどからもその必要性を確認することができる。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本研究科の専任教員のほとんどが学部教育も担当する。そのため、14条特例適用学生の個別の事情から生じる時間割の変更や夜間又は休日の研究指導等による教員の負担増が予想されるため、既設学部の授業担当の見直しや担当時間数の調整を行い、教員の負担が過度にならないよう整備する。

10 管理運営の考え方

(1) 学長主導のガバナンス体制

本学は、先進的な教育課程を実現するとともに、世界をリードしている新興感染症研究、被ばく医療研究を始めとする卓越した研究拠点の構築やグローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材の育成を目標に、学長のリーダーシップに基づく部局ガバナンスを実現することを目指している。

本研究科博士後期課程においては、教授会が主導する従来型の運営を見直し、学長が指名する研究科長がイニシアティブを十分に発揮できる研究科ガバナンスを実現することにより、迅速かつ効果的な運営が可能となる体制を構築する。

(2) 組織

ア 運営会議及び教授会

本研究科博士後期課程の教育・研究、管理及び運営は、運営会議及び教授会が行う。

運営会議は、研究科長（議長）及び学長が指名する理事を中心に、研究科長指名の副研究科長、常置委員会委員長等により組織され、研究科ガバナンスの中核となる。

教授会の審議事項は、教学事項に限定し、人事、予算その他研究科運営事項に関しては運営会議で審議し、決定する。

教授会は、全ての専任教員（教授及び准教授）により組織され、定例で開催する。

イ 常置委員会

本研究科の日常的な業務を円滑に処理するため、総務委員会、教務委員会、入試委員会、広報委員会、国際交流委員会等の常置委員会を置く。

(3) 事務組織

本研究科の事務処理は、多文化社会学研究科事務室において行う。

(4) 管理運営

本研究科の研究科長は、学長が選考し、任命する。

研究科長のイニシアティブによる研究科ガバナンスを円滑に行うため、研究科長の業務を補佐・支援する研究科長指名の副研究科長1名を置く。

11 自己点検・評価

(1) 全学的実施体制

本学の組織評価については、国立大学法人長崎大学基本規則第 31 条の規定に基づき「計画・評価本部」を置き実施することを定め、計画・評価本部規則において任務、組織等を定めている。

計画・評価本部は、中期目標・中期計画・年度計画の案の作成はもとより、国立大学法人評価委員会が行う本学の評価（以下「法人評価」という）及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という）への対応に関する業務を行うことを任務とする。同本部は、学長を本部長として、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長から構成される組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。更に、評価等の業務を行うに当たっては、必要に応じ、全学委員会、事務局各課等を活用できるようになっている。本学は、月 3 回程度学長・副学長会議を開催し、学長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を行っているが、学長・副学長会議の構成員が計画・評価本部の構成員を兼務することで、状況に応じ柔軟かつ迅速な対応が可能になっているところが特徴的である。

(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、法人化後、法人評価[第一期/H16～21、第二期/H22～27]及び認証評価[H26 年度受審]について、それぞれの評価基準等により本学における点検及び評価に関する規則（以下「点検・評価に関する規則」という）第 3 条に基づき、自己点検・評価を実施してきた。

評価結果については、計画・評価本部会議において報告し、改善点等については学長から担当の理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。更に、評価結果は本学の公式ホームページで公表するとともに、同本部のホームページにおいてもこれまでに実施した全ての評価の結果を併せて公表している。部局等では組織評価として、点検・評価に関する規則第 4 条に基づき、自ら定める評価基準等により、自己点検・評価を実施する他、第三者評価又は外部評価を行うことを定めている。また、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の 4 領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いている部局もある。

本研究科では、組織評価については、評価委員会を中心に自己点検・評価を行うとともに、外部委員から成る外部評価委員会による外部評価を行う。それらの評価結果は報告書及び本研究科のホームページで公表する。教員の個人評価については、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の 4 領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いる。

12 情報の公表

(1) 大学としての情報提供

本学では、大学のホームページを設けており、大学の理念と中期目標や中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容等と公開しているホームページアドレスは以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 3つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）に関すること
- ③ 教育研究上の基本組織に関すること。
- ④ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ⑤ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑥ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑧ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ⑪ 取得できる教員免許状等の教職課程に関すること。

(①～⑪) : <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html>

⑫ その他

(a) 長崎大学規則集

(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/rule/index.html>)

(b) 設置計画書・設置計画履行状況報告書等

(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)

(c) 評価及び監査に関する資料

(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)

(2) 多文化社会学研究科としての情報提供

本研究科の教育研究活動は、大学及び既設の本研究科ホームページに掲載する。また、上記の自己点検・評価報告書や、外部評価による評価結果を公開（長崎大学計画・評価本部ホームページ（URL:<http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/>））する。更に、研究科単位の広報パンフレットを作成し、本研究科博士後期課程のカリキュラム上の特色や教育研究活動等に関する情報を公開する。また、文部科学省への意見伺い等の内容については、ホームページに掲載する。

13 教員の資質の維持向上の方策

(1) 長崎大学の取組

- ① 全学教務委員会大学院専門部会（委員長及び部会長は教学担当理事）の下，教育改革の現状の把握，改革内容の検討，改革方針の確立等の教育改革を不断に進めていく体制を整えている。

また，学内共同教育研究施設の一つとして，教学担当理事がセンター長を務める大学教育イノベーションセンターが設置され，全学教務委員会のシンクタンクとしての役割を果たしている。同センターには，アドミッション部門，学士課程教育部門，教育改善部門及び教学 IR 部門が置かれ，教育改善部門は授業評価の在り方を研究するとともに，評価・FD 教育改善専門部会（部会長は教学担当理事）と緊密な連携を図りながら授業内容の改善に資する全学 FD の企画・立案に当たっている。
- ② FD に出席した教員には修了証を与える等，教職員の意識変革を促し主体的に教育改革に取り組む体制も整えており，FD への出席状況を教員評価の評価項目の 1 つにしている部局もある。
- ③ 学生の学修改善，授業担当教員の授業改善，大学全体の教育改善に役立てることを目的に，「授業アンケート」（平成 28 年度までは「学生による授業評価」の名称）を実施しており，集計結果は学内に公開している。
- ④ 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，大学職員に必要な知識・技能の習得を目的として，放送大学利用職員研修や英語研修等の SD を実施している。

(2) 多文化社会学研究科の取組

本研究科における授業内容の改善を含む教育改革は，研究科長のイニシアティブによる研究科ガバナンスの下，研究科の常置委員会である教務委員会の主導により，不断に推進する。

本研究科の基本理念及びディプロマポリシーに基づき有為な人材を社会に提供するために，教員の資質を向上させるとともに不断にカリキュラムを改善する。

具体的には，学生による授業評価を定期的に行い，評価結果を活用し，教育内容の質的向上や双方向的な教育方法の推進等の教育改善を図る。また，教員の資質向上のために，ライデン大学等の国内外教育研究機関との教員や教材の交流・交換等を活発に行い，教員のレベルやカリキュラム内容の向上に努める等の FD を実施する。

資料目次

- 資料 1 多文化社会学研究科博士後期課程の基本構想
- 資料 2 既設の修士課程からの進学の流れ
- 資料 3 多文化社会学研究科博士後期課程の特徴
- 資料 4 ディプロマポリシー，カリキュラムポリシー，アドミッションポリシー
- 資料 5 修士課程と博士後期課程のディプロマポリシーの比較
- 資料 6 学外アドバイザーについて
- 資料 7 カリキュラムマップ
- 資料 8 研究活動の流れ
- 資料 9 履修モデル
- 資料 10 研究の倫理審査に関する規定

多文化社会学研究科博士後期課程の基本構想

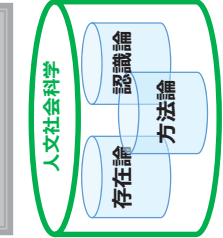
設置時期	2020年 4月
研究科・専攻名	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 (博士後期課程) Graduate School of Global Humanities and Social Sciences
概要	<p>長崎大学は平成30年4月に多文化社会学研究科修士課程を設置し、21世紀の「多文化社会的状況」——文化と、政治・経済・社会・科学・技術などの諸現象とが錯綜するなかで、社会の諸問題は超域的に形成されており、既存の学問的分業では十分に対応しきれない状況——への取り組みとして、「<u>多文化社会的状況</u>」における以下①～⑤の諸問題の「<u>発見・説明・予測・解決の道筋の提示</u>」に取り組むことのできる人材を育成している。特に、「<u>学問のエレメンツ</u>」(基礎必修科目群)では、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎(存在論・認識論・方法論)に位置付け直し、各方法論の射程と限界の批判的検討を試みる。これにより修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知に基づいて、「<u>学問のプラクティス</u>」(①～⑤の諸問題に対応する形で設けた科目群)では、各学問領域の専門性の養成を行っている。</p> <p>① 民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題 (グローバル・スタディーズ科目群) ② 不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題 (政策科学科目群) ③ 日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題 (環海日本長崎学・アジア研究科目群) ④ コミュニケーションの発語行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題 (言語多様性科目群) ⑤ 軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題 (核軍縮・不拡散科目群) ※括弧内は多文化社会学研究科修士課程における科目群名</p> <p>本研究科博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「<u>学問のエレメンツ</u>」と「<u>学問のプラクティス</u>」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をより一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。すなわち、多文化社会学の更なる高度化では、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。その上で、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を旨とし、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。</p>
学位名称	博士 (学術) (英語表記 Doctor of Philosophy) 【根拠】21世紀の世界が直面している諸問題を、既成の学問的分業から総合的、俯瞰的にとらえることは難しい。本研究科博士後期課程では、学際的な多文化社会学の更なる高度化と専門化を図るなかで、21世紀の諸問題の「 <u>問題本質の見極め</u> 」と「 <u>問題解決に向けた多様な解の提示</u> 」に必要な能力を更に深化させる。この 学際的な学知とスキルを修得した者に対しては、博士「学術」の学位名称を授与 するのが適切と考える。
入学定員	3名 【根拠】 <ul style="list-style-type: none">・平成30年4月開設の大学院多文化社会学研究科修士課程からの進学者・他の人文社会科学系大学院修士課程修了者・社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に関心を持つ留学生、社会人

既設の修士課程からの進学の流れ

博士前期課程（修士課程）

- 多文化社会学研究科修士課程
【1専攻】多文化社会学専攻

学問のエレメンツ
(基礎必修科目群)



人文社会科学の概念や理論を、
学問の土台の基礎（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、
各方法論の射程と限界を批判的に検討

多文化社会学の
深化と修得

専門知の超域的活用を助け血
へと深化させ、方法論としての
成熟化を図る。多文化社会学
の修得を徹底

徹底的な専門性の養成

学問のプラクティス

グローバル・スタディーズ科目群

人文社会科学の見地から文化的他者への理解と共感に基づき、
超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や
対立等における存在や意味の多様性に対する否定・反動に対して、
専門的解決を図っていく。

言語多様性科目群

言語学の多様性を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話
レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行
為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基礎にあることへの理
解の欠如に関わる問題について専門的解決を図っていく。

環海日本長崎学・アジア研究科目群

人文科学と社会科学の連携に基づく諸観点から、日本・ア
ジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の
問題について専門的解決を図っていく。

政策科学科目群

既存の国際経済学（上からの視点）と地球上で生活する人々の
視点（下からの視点）を調和した「世界政策論」を開拓し、政
策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題等について専門的
解決を図っていく。

核軍縮・不拡散科目群

核軍縮・不拡散分野において人文社会科学系と自然科学系及び
研究と実務の両側面を兼ね備える（文理融合）ことで、人道面・
安全保障・経済等の問題について専門的解決を図っていく。

※主選択した科目群の科目をメインに履修する。

博士後期課程

- 多文化社会学研究科博士後期課程
【1専攻】多文化社会学専攻

5つの系

社会文化研究系

共生の視点に立って、生命、精神、社会文化と、それらに関わる社会、制度、組織、相互行為、構造、機能な
どの多様性を理解し、世界を、「出来事」の生成と消滅の「反復」と「出来事」の物質化（制度化）が構成する動
的平衡及び差異体系として捉えながら、摩擦や衝突を超えた新たな秩序や文化の形成を探究する。

言語研究系

社会の現実と問題が、言語・コミュニケーションから構成されることに基づき、相互理解の原理的解決の可能
性を求めて、言語の固有性を、記号形式（意味や意図）と記号形式（音や動作）の統語性や、言語表現の使用
による意図の共有から探究する。また、言語の情動的機能に関する思考・生成文法や、コミュニケーションに
よる社会構築の可能性、コミュニケーションの情報・伝達・理解の選択を支える非言語コミュニケーション及
び非記号的コミュニケーションについて探究する。

環海日本長崎学・アジア研究系

従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置付け直し、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日
本、その1つの拠点としての長崎という視点から、従来の文学部中心の日本研究とは異なる、トランス・ディ
シプリナリーな「環海日本長崎研究・アジア研究」を探究する。すなわち、オリエンタリズム的認識（自己に
対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築するこ
と、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」（ディスコース）に基づく近代学問のあ
り方に深く相違していること）を、理論・実証を通じて脱構築し、グローバル化による世界や学問の
脱中心化と多中心化に注視しながら、21世紀の人文社会科学の前提となる、新たな自己-他者関係を探究する。

公共政策研究系

国際公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、政策過程の各
段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グロ
ーバルな公共的価値の形成と実現を探究する。

核兵器廃絶・平和学系

核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつ
つ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究する。

※学生は、研究領域に応じていずれかの系を選択する。

多文化社会学の超域的・俯瞰的な深化

学部課題を発展的に継承し、超域的、俯瞰的な（学）
である多文化社会学の専門性と実践性を更に深めること
で、教育や国際機関、グローバル企業や国際記者、文化
財関連の専門家などを養成し、変化著しい21世紀社会の
更なる要請に応えていく。

多文化社会学のプロフェッショナルの育成

- 多文化社会学における「学問のエレメンツ」と
「学問のプラクティス」の統合と展開を更に高度化
- 多文化社会学研究科修士課程の「科目群」を継承・
発展させた系の編成

多文化社会学としての集大成

多文化社会学のより一層の高度化を通じて、研究者として自立で
きる独創的な知見と能力又は高度に専門的な職業に従事できる卓
越した能力を養成する。「問題本質を見極める力」と「問題解決
に向けた多様な解を提示する力」を深化させ、21世紀の学問に求
められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能
な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度
専門職業人等を養成する。

①

多文化社会学の更なる高度化と専門化を図り、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成

多文化社会学のなご一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成する。

②

長崎・アジアの経験と理論の往還による、地球社会のインター・ローカル・リレー・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生

グローバルとローカルの有機的連関のなかで、長崎が文化的歴史的にインター・ローカル・リレー・リレーションシップの重要な結節点を占めることへの自覚に基づきながら、相即不離の關係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けて更なる歩みを進める。この「世界と地域」の一体的創生のため、後述する5つの研究領域（社会文化研究系、言語研究系、環海日本長崎学・アジア研究系、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系）において修得する、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力に基づき、21世紀社会の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を持った人材と「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を持った人材を養成する。また、シーボルトが持ち帰った文物が所蔵されているライデン大学や、日本の考古学、歴史、民俗を総合的に研究・展示する国立歴史民俗博物館など、国内外研究機関との包括連携に基づく教育・研究リソースをオプションとして広範囲に渡って活用する。

③

被爆地としての歴史的経験や記憶等を背景にした、核兵器廃絶をメインに掲げる国内唯一の研究の場を提供

本学が設置している核兵器廃絶研究センターの教員による研究指導を中心にして、国内唯一の、核兵器廃絶をメインに掲げた平和に関する理論的実践的研究を実施する。

ディプロマポリシー

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1)以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

- ①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
- ②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理解決を目指す言語研究
- ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己-他者関係を構築するアジア研究
- ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
- ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2)人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3)異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

カリキュラムポリシー

5つの系から多様な専門分野で構成される研究指導チームが構成され、多角的な視野に基づき研究指導を通じて、多文化社会学の独創的な知見や卓越した能力を修得する。

- ・基盤的かつ汎用性を持った多文化社会学の、より高度で独創的な知と方法を修得するため、社会文化研究系、言語研究系及び環境日本長崎学・アジア研究系の見地から「多文化社会的状況」への「問題本質を見極める力」の基盤を形成し、公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の見地から新たな知と価値の創生につながる「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成する講義科目を編成する。
- ・各自の研究テーマの目的・意義・方法を明確化し、「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るために演習科目を編成する。
- ・演習科目の履修で得た研究成果に基づき、更なる分析と考察を進めるなかで、博士論文を作成するために研究指導を実施する。

アドミッションポリシー

多文化社会学専攻は、入学者に以下の学力・能力、資質・素養を求めらる。

- ・人文社会科学に関する素養と知識を持つ。
- ・21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなご一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができる。
- ・広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに関心を持つ。

修士課程と博士後期課程のディプロマポリシーの比較

修士課程のディプロマポリシー

- 多文化社会学研究科修士課程
【1専攻】多文化社会学専攻

次の能力を有していること。

21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができること

継承・
発展

修士課程のディプロマポリシーを継承，発展させる（修士課程で得られた成果を踏まえつつ，その専門性をなお一層深化）

博士後期課程のディプロマポリシー

- 多文化社会学研究科博士後期課程
【1専攻】多文化社会学専攻

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について，次の(1) から (3) の能力を有していること。

- (1) 以下のいずれかの研究を行い，多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力
 - ① 共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究
 - ② 言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
 - ③ 日本・長崎の視点から，21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己-他者関係を構築するアジア研究
 - ④ グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
 - ⑤ 核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

博士後期課程で養成する人材に必要な能力 ※(1)の能力を除く

- (2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた，「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

- (3) 異なる社会の経験と理論を往還し，新たな知と価値を創生するなかで，自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

博士後期課程のディプロマポリシーは(1)の能力のほかに，博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力の3つの能力で構成。

学外アドバイザーについて

学外連携機関と連携する研究分野

ライデン大学（オランダ）



日蘭史やジャバノロジャーなど日本学・長崎学・アジア研究

国際基督教大学



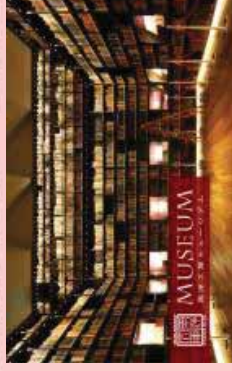
平和学や公共政策研究分野

国立歴史民俗博物館



社会文化研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学・民俗学・総合資料学の分野

公益財団法人 東洋文庫



社会文化研究・言語研究や日本学・長崎学・アジア研究において、特に歴史学の分野

学外アドバイザーの役割

- ・各学年末に実施される「合同中間発表会」にアドバイザーとして参加する。
- ・学位審査委員の副査として、「論文公聴会」での口頭試問や論文審査を行う。
- ・適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施する。

学外アドバイザー選出方法

本学（本研究科）と包括連携協定を締結し、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から選出する。

学外アドバイザーは、原則として、1年次に教授会において研究指導チーム（主指導教員・副指導教員）を決定する際、併せて決定するものとする。教授会において学外アドバイザーの決定を行う際は、学生の研究テーマと、以下に示す各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とする。従って、学生の研究テーマによっては、学外アドバイザーを置かない場合もある。また、学生の研究計画の見直し等により、当初の研究テーマに変更が生じた場合、変更後の研究テーマに合致した学外アドバイザーの再選出も可能とする。

【参考6】

多文化社会学研究科博士後期課程カリキュラムマップ

想定される出口

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びがおし

修了要件：16単位

	博士論文審査プロセス	演習科目（12単位・必修）	講義科目（4単位・必修）
D3	<p>学生毎の研究指導チームを構築し、研究計画の進捗を確認し、博士論文審査委員を選定し、修了判定まで、入学から学位取得の全プロセスを管理し、教育・研究・学位の質を担保する機能を果たす。</p> <p>博士論文の要旨と審査結果を公表 研究科教授会で学位授与判定 1~2月：学位論文審査・最終試験論文公聴会(公開)の実施 12月：博士論文提出 学位審査委員の決定 9~10月：博士論文予備審査 第1Q：研究計画書の更新 第4Q：研究成果報告書Ⅱの作成 合同中間発表会の実施</p>	<p>「研究指導Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、各系でディプロマポリシーにおいて定める能力の獲得を目指す。</p> <p>「研究指導Ⅱ」（4）</p>	
D2	<p>少人数体制の指導による、研究進捗に合わせた討論・方法と結果のチェック、実際の論文作成指導 第1Q：研究指導チームの見直し 研究計画書の更新 第4Q：研究成果報告書Ⅰの作成 合同中間発表会の実施</p>	<p>「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究指導チームからの助言を踏まえ研究計画を更新し、これに基づき研究を進めていく。資料・データの収集、分析、考察を更に進め、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図る。成果は「研究成果報告書Ⅱ」にまとめる。</p> <p>「研究演習Ⅱ」（4）</p>	
D1	<p>少人数体制の指導による、研究進捗に合わせた討論・方法と結果のチェック、実際の論文作成指導 第1Q：研究指導チームの構築 研究計画書の作成</p>	<p>「研究演習Ⅰ」（4）</p> <p>主指導教員及び副指導教員からなる研究指導チームからの指導により、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、これに基づき研究を進めていく。資料・データの収集、分析、考察を行うなかで、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養う。成果は「研究成果報告書Ⅰ」にまとめる。</p>	<p>「多文化社会学特論Ⅱ」（2）</p> <p>「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基礎を形成</p> <p>「多文化社会学特論Ⅰ」（2）</p> <p>「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本・長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に「問題本質を見極める力」の基礎を形成</p>

継続して実施

- ・メンター制度によるロール・モデル育成
- ・教員公募書類や研究費の申請書書き方セミナー
- ・研究成果報告支援

【資料7】

多様なバックグラウンドを持つ学生に対し研究に必要な知識を獲得させるために必要に応じて「学問のイニシアチブ」の聴講を推奨

想定される入口

多文化社会学研究科修士課程からの進学者、他の人文社会系大学院修士課程修了者、留学生や社会人（社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策、核兵器廃絶・平和に関心を持つ） ※長期履修制度の利用可

多文化社会学研究科博士後期課程 研究活動の流れ

D1

D2

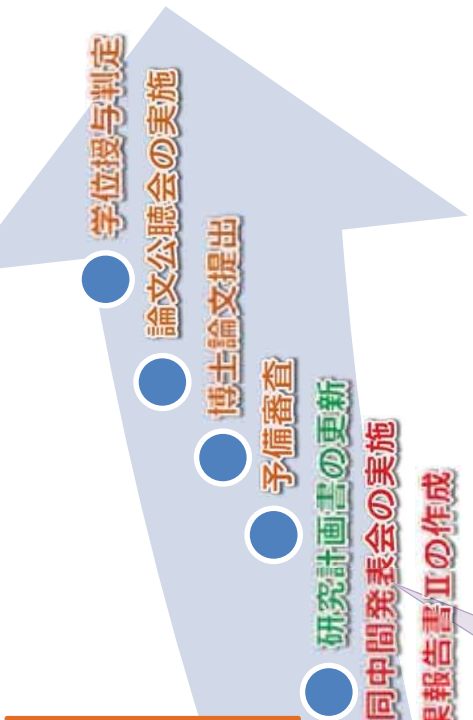
D3

博士(学術)

連携機関・学外アドバイザー

合同中間発表会のオブザーバーや学位論文審査の副査として、研究指導に参画する。(資料6参照)

ライデン大学(オランダ) 国際基督教大学 国立歴史民俗博物館 公益財団法人 東洋文庫



学位授与判定

論文公聴会の実施

博士論文提出

予備審査

研究計画書の更新

合同中間発表会の実施

研究成果報告書Ⅱの作成

研究計画書の更新

合同中間発表会の実施

研究成果報告書Ⅰの作成

研究計画書の作成

研究指導チームの構築(教授会で了承)

主指導教員 公共政策研究系 (国際政治学)

副指導教員 2 副指導教員 2

指導学生 核兵器廃絶・平和学系 (比較政治学)

副指導教員 1 社会文化研究系 (現代哲学)

研究の進捗状況を定期的に確認することで、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となる。また、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。



<研究指導チーム編成のポイント>

- ・主指導教員と副指導教員2名からなる、学際的な研究指導チームを構築する。
- ・副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで学際性を担保。
- ・研究計画の見直し等により、研究チームの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを実施。

<履修モデル例①> 社会文化研究系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし
 ※ 以下のモデル例は、世界と地域の一体的な創生に貢献する研究者のケース

博士論文題目「H. アーレントの「暴力論」からみるヘイト・スピーチの問題本質の解明」

D3

3年次通年「研究指導」(研究指導科目)4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、**博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究」**を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

【研究指導チーム】

主指導教員：社会文化研究系（生の哲学）
 副指導教員1：環海日本長崎学・アジア研究系（境界文化論）
 副指導教員2：公共政策研究系（国際人権法）

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」(演習科目)4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「**多文化社会的状況における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ**、各自の研究を更に進めていく。

【研究の概要】

ヘイト・スピーチ研究では、その問題の所在よりも対策ばかりが注目されるが故に、かえって解決策をめぐる議論が硬直化している。**法的・制度的観点からの問題解決に拘るのではなく、哲学・思想的観点からヘイト・スピーチを分析することによって、これまでの研究や議論で見落とされてきた部分を明らかにし、ヘイト・スピーチにおける問題の本質を明らかにする。**

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

1年次通年「研究演習Ⅰ」(演習科目)4単位

「社会文化研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題本質を見極める力**」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「社会文化研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、**社会文化研究系の方法論**を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題本質を見極める力**」を身につける。

具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

具体的には、主指導教員は「暴力」に関するヨーロッパ近代思想について生の哲学の観点から指導を行い、副指導教員1はトランスナショナルリティの観点から境界文化についての指導を行い、副指導教員2はヘイト・スピーチに対するEUの法令、行政について国際人権法の観点から指導を行う。更に、**市民活動・学校教育における取組についてライデン大学（学外アドバイザー）からの研究助言**を得る。

D1

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」(講義科目)2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**公共政策研究系**」と「**核兵器廃絶・平和学系**」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」(講義科目)2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**社会文化研究系**」、「**言語研究系**」及び「**環海日本長崎学・アジア研究系**」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題本質を見極める力**」の基盤を形成

<履修モデル例②> 言語研究系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし
 ※ 以下のモデル例は、社会人の学びなおし（現職教員）のケース

博士論文題目「コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、**博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。**

【研究指導チーム】

主指導教員：言語研究系（英語学、応用言語学）
 副指導教員1：言語研究系（語用論）
 副指導教員2：社会文化研究系（社会言語学）

【研究の概要】

言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に、表層に反映された談話文やコミュニケーションパターンなどのコーパス分析を通して、**言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究を行う。**また、言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって、**社会が抱える問題にも向き合い、その解決策を探究する。**

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「**多文化社会的状況における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。**

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、**言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。**具体的には、**主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員1はコミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員2は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。**

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「言語研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題本質を見極める力**」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「言語研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

なお、本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが、**副指導教員2はドイツにおけるトルコ系移民や、トルコにおけるクルド人問題を取り上げ、社会的葛藤過程と言語行為との関係を、言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して、記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから、本研究科博士後期課程においては、言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。**

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**公共政策研究系**」と「**核兵器廃絶・平和学系**」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**社会文化研究系**」、「**言語研究系**」及び「**環海日本長崎学・アジア研究系**」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題本質を見極める力**」の基盤を形成

<履修モデル例③> 環海日本長崎学・アジア研究系

養成する
人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は、アジア研究・ジャパノロジーを専門とする研究者のケース

博士論文題目「中国・ミャンマー・タイの雲南ムスリムと日本におけるムスリムにみる共生の作法——21世紀グローバル世界の問題本質として」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、**博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究」**を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

【研究指導チーム】

主指導教員：環海日本長崎学・アジア研究系（アジア社会論）
副指導教員1：環海日本長崎学・アジア研究系（東南アジア地域研究）
副指導教員2：公共政策研究系（移民政策）

【研究の概要】

今日、世界人口の4割をイスラーム教徒が占めている。信仰や民族を異にする人びととの共生は、21世紀グローバル社会の本質的な問題である。イスラーム教徒はいかなる共生の作法を実践しているのか。また、そうした作法が機能的等価性をもって、他の文脈においても問題解決の道筋を示しうるためには、どのような条件が必要なのだろうか。中国雲南回族を事例に取り上げ、**共生の作法に関する目的と手段を明らかにし、日本におけるムスリムに対してその文脈を越えた適用可能性を明らかにする。**

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「**多文化社会的状況**」における「**問題本質を見極める力**」のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、**環海日本長崎学・アジア研究系の方法論**を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題本質を見極める力**」を身につける。具体的には、**主指導教員は東アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題についての指導を行い、副指導教員1は東南アジアにおけるムスリムの共生の実態と課題について指導を行い、副指導教員2は社会におけるムスリムの移動と教育・家族・地域の問題についての指導を行う。**更に、中国雲南回族の生成と発展に関する史料を東洋文庫や歴史民俗博物館でも閲覧・収集するとともに、東洋文庫及び歴史民俗博物館の学外アドバイザーとのディスカッションを通じて史料批判を行う。更に、**2, 3年次夏季休暇中に、博士論文作成に必要な現地資料を中国・ミャンマー・タイなどでの海外フィールドワークを通じて収集する。**

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「環海日本長崎学・アジア研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「**多文化社会的状況**」におけるより一層高度な「**問題本質を見極める力**」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「環海日本長崎学・アジア研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

- 具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。
- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
 - (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
 - (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
 - (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
 - (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**公共政策研究系**」と「**核兵器廃絶・平和学系**」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**社会文化研究系**」、「**言語研究系**」及び「**環海日本長崎学・アジア研究系**」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題本質を見極める力**」の基盤を形成

<履修モデル例④> 公共政策研究系

養成する
人材

研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし
※ 以下のモデル例は、社会人の学びなおし（マスコミ関係）のケース

博士論文題目「国際理論からみる東アジア地域秩序——多様なアクターの参画を通じた地域紛争解決に向けた試み」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、**博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究」**を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。

【研究指導チーム】

主指導教員：公共政策研究系（国際政治学）
副指導教員1：社会文化研究系（現代哲学）
副指導教員2：核兵器廃絶・平和学系（比較政治学）

【研究の概要】

東アジアの国際関係と地域秩序の変動にアプローチするため、**既存の国際理論を存在論・認識論のレベルから再考することにより、固有の地域性とアジアの経験から導かれる普遍性の双方を厳密に議論する**。超越論的・科学的思考だけに根拠づけられた近代進歩主義が限界を迎えるなか、国際政治学を核にした学際的な見地から、過去から現在に至る東アジアの歴史的な連続性と非連続性について考察し、生活世界的な思考をも取り入れた新たな政策構想のために必要な専門的知識の醸成を図る。

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「**多文化社会的状況における「問題解決に向けた多様な解を提示する力」**のなお一層の高度化を図りつつ、各自の研究を更に進めていく。

具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、**公共政策研究系の方法論**を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」を身につける。

具体的には、**主指導教員は国際関係論に基づく課題解決型のジャーナリズム養成のために国際公共政策の課題設定と設計について国際政治学の観点から指導を行い、副指導教員1は実践哲学の観点から政策過程における多様なアクターについて指導を行い、副指導教員2は地域紛争論の観点からグローバルな公共的価値の創生について指導を行う**。更に、ヨーロッパとアジアとの比較の視点から、地域秩序の構築に関して学外アドバイザー（ライデン大学）とディスカッションを行う。

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「公共政策研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「**多文化社会的状況**」におけるより一層高度な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「公共政策研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。

- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
- (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
- (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
- (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
- (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**公共政策研究系**」と「**核兵器廃絶・平和学系**」の研究領域を中心に、**公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価**を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の基盤を形成

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**社会文化研究系**」、「**言語研究系**」及び「**環海日本長崎学・アジア研究系**」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題本質を見極める力**」の基盤を形成

<履修モデル例⑤> 核兵器廃絶・平和学系

養成する人材 研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※ 以下のモデル例は、国際機関での勤務のケース

博士論文題目「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ——人間の安全保障の確立に向けて」

D3

3年次通年「研究指導」（研究指導科目）4単位

「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、**博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する**

【研究指導チーム】

主指導教員：核兵器廃絶・平和学系（核抑止）
副指導教員1：核兵器廃絶・平和学系（エネルギー・環境）
副指導教員2：公共政策研究系（東アジア国際関係）

【研究の概要】

北東アジア非核化に密接に関係したいいくつかの懸案の同時解決を図る上で、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結に向けた課題と展望を明らかにする。すなわち、(1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項の制定のための条件、(2) エネルギー資源へのアクセスにおける平等の権利と平和利用のための条件、(3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要な実務的条約締結のための条件、(4) 協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の地域安全保障協議会を設置するための条件について、国際情勢の分析を踏まえつつ、明らかにする。

D2

2年次通年「研究演習Ⅱ」（演習科目）4単位

「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「**多文化社会的状況**」における「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の**なお一層の高度化を図りつつ**、各自の研究を更に進めていく
具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。

1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。

D1

1年次通年「研究演習Ⅰ」（演習科目）4単位

「核兵器廃絶・平和学系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。

研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「核兵器廃絶・平和学系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。

- 具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。
- (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成
 - (2)研究計画に基づき、各自の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む
 - (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う
 - (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う
 - (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する

また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、**核兵器廃絶・平和学系の方法論**を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」を身につける。具体的には、主指導教員は**軍備管理条約に基づく核廃絶に向けた取り組みについて指導**を行い、副指導教員1は**エネルギー資源への平等なアクセスを通じた安全保障の確立について指導**を行い、副指導教員2は**北東アジアの安全保障について人間の安全保障の観点から指導**を行う。更に、核関連及び平和構築に関わる**国際機関・国際NGO等にて、2、3年次夏季休暇中にインターンシップ**を行うと共に、**国際基督教大学（学外アドバイザー）と北東アジアの安全保障体制に関するディスカッション**を行う。

1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**公共政策研究系**」と「**核兵器廃絶・平和学系**」の研究領域を中心に、**公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価**を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題解決に向けた多様な解を提示する力**」の**基盤を形成**

1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」（講義科目）2単位

俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「**社会文化研究系**」、「**言語研究系**」及び「**環海日本長崎学・アジア研究系**」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「**問題本質を見極める力**」の**基盤を形成**

○長崎大学研究倫理規程

平成30年9月21日

規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、長崎大学研究者行動規範（平成21年2月3日制定）に定める倫理規範に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等と行う共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、教員、学生その他の本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

3 この規程において「部局等」とは、広報戦略本部、原子力災害対策戦略本部、インスティテューショナル・リサーチ推進本部、海洋未来イノベーション機構、グローバル連携機構、研究開発推進機構、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター、各学内共同教育研究施設、ダイバーシティ推進センター、先端創薬イノベーションセンター、地域教育総合支援センター、障がい学生支援室、福島未来創造支援研究センター、子どもの心の医療・教育センター及び生命医科学域をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の法令、告示、指針等及び学内規則等を遵守しなければならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究者自らの自覚に基づいた高い倫理規範の下に良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

4 研究者は、異なる分野の研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努めなければならない。

5 研究者は、学内外の研究者と共同で研究を行うに際しては、当該研究者が相互に独立した対等の研究者として誠意を持って接し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第4条 研究者は、あらゆる研究活動において、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究費の適切な使用に努めるとともに、法令、学内規則等その他当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(試料、情報、データ等の収集及び管理)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等をその目的に適した必要な範囲において収集しなければならない。

2 研究者は、当該研究のために収集又は作成した情報、データ等の関連する研究記録を法令、学内規則等に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(研究対象等の保護)

第7条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮しなければならない。

2 研究者は、動物等に対しては、法令、学内規則等に基づき、真摯な態度でこれを取り扱わなければならない。

(研究成果等の公表)

第8条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 研究者は、前項の公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行又はルールを十分に尊重しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令、学内規則等に基づき適正に取り扱わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第10条 研究者は、自らの研究活動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令、学内規則等を遵守し、本学の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(部局等の長の責務)

- 第11条 部局等の長は、この規程を当該部局等内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じなければならない。
- 2 部局等の長は、この規程の目的を達成し、かつ、適切な運用を図るため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、部局等（各学部、各研究科、各附置研究所、病院及び生命医学域を除く。）の長は、当該部局等に倫理審査委員会を設置することが困難な場合には、他の部局等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、人を対象とする医学系研究については、長崎大学における人を対象とする医学系研究に関する規則（平成27年規則第24号）の規定に基づき設置する委員会において処理するものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部
人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学研究倫理規程（平成30年規程第44号）第11条第2項の規定に基づき、多文化社会学研究科及び多文化社会学部（以下「本学部等」という。）に設置する長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、学部長の諮問に応じ、研究者から申請があった人を対象とする実験研究及び調査研究（医学系研究を除く、以下「研究」とする）の実施計画に関し、長崎大学研究者行動規範、長崎大学研究倫理規程に基づく倫理的配慮及び社会的配慮が適切に行われているか否かについて審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を担当する副学部長又は副研究科長 1名
- (2) 研究を担当する委員会から選出された教員 1名以上
- (3) その他学部長又は研究科長が必要と認めた者 1名以上

2 委員のうち、本学部等の教員である者は学部長又は研究科長が命じ、その他の者は学部長又は研究科長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長の任期は1年とする。但し再任を妨げない。第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該委員を命じ又は委嘱した者が別途定める。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員の任期の終期は、当該委員を命じ又は委嘱した者の任期の終期を超えることはできないものとする。

(委員会の開催)

第6条 委員会では人を対象とした研究に関する倫理審査を審議する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(研究責任者及び共同責任者の役割)

第7条 研究全体を統括するものとして、研究責任者を1名置く。

2 研究責任者は、当該研究に関する十分な知識及び経験を有する者であって、研究実施計画の立案、変更及び実施に際しては、本内規及びその他関係法令を遵守し、研究の適正な実施、管理及び監督に当たらなければならない。

3 共同研究者は、研究責任者の監督の下、適切に研究実施計画を遂行しなければならない。

(委員会での審議対象)

第8条 委員会は、本学部等で主に研究教育業務に従事する教員が、研究責任者となる研究課題について、倫理審査を行う。

2 主たる教育研究活動を本学部等外である教員が研究責任者となる研究課題は、審議の対象としない。

3 多文化社会学部及び多文化社会学研究科の学生が研究責任者となる研究課題の審議を希望する場合は、主指導教員が研究責任者として倫理審査を申請する。

4 多文化社会学部及び多文化社会学研究科の客員研究員が研究責任者となる研究課題の審議を希望する場合は、受入教員が研究責任者として倫理審査を申請する。

(審議事項)

第9条 委員会では、本学部等の構成員から提出された「人を対象とした研究に関する倫理審査申請書」(別紙様式第1号)を基に審議を行う。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 委員長が必要と認めたときは、研究責任者に申請書の修正及び追加資料の提出を求めることができる。

4 委員会では次の各号に掲げる判定を行い、委員長から学部長に報告する。委員長はその結果を速やかに倫理審査結果通知書(別紙様式第2号)により、研究責任者に通知する。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

5 研究責任者が前項において、変更勧告或いは不承認の通知を受けた場合、再度研究倫理審査の審議を希望することができる。

(関係職員の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、文教地区事務部総務課総務班において処理する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

人を対象とした研究に関する倫理審査申請書

年 月 日

長崎大学多文化社会学研究科
多文化社会学部
倫理審査委員会 委員長 殿

研究責任者
所属・職位
氏名

印

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部における、人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会第9条に基づき、下記研究課題の倫理審査を申請いたします。

記

研究課題名					
研究組織 (共同研究者の 人数分作成する こと)		氏名	所属・職名	連絡先	役割
	研究責任者				
	共同研究者				
	共同研究者				
実施場所					
研究実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
被験者(研究対象者)					
添付書類	<input type="checkbox"/> 質問票 <input type="checkbox"/> 被験者への説明文 <input type="checkbox"/> 同意文書 <input type="checkbox"/> 同意撤回文書 <input type="checkbox"/> その他 ()				

研究実施計画書

1. 研究の概要

(1) 研究の背景 (100~200字)

(2) 研究の目的 (200~400字)

2. 研究計画 (500-1,000字)

(1) 被験者 (研究対象者) 数

(2) 被験者 (研究対象者) の募集方法

(3) 研究方法

(4) 期待される効果 (学問的意義及び社会的意義)

3. 研究に際しての倫理的配慮

(1) 被験者 (研究対象者) の人権への対応

(2) 被験者 (研究対象者) に同意を求める方法

(3) 被験者 (研究対象者) に同意を得る際に説明する具体的内容

(4) 研究によって生じる被験者 (研究対象者) の不利益への配慮

(5) 被験者（研究対象者）に不利益が生じた場合の措置

(6) 分析結果などの被験者（研究対象者）への公表方法，個人情報への配慮

(7) その他

(様式1)

記入上の留意点

様式1は日本語或いは英語で記入すること。

3. 研究に際しての倫理的配慮

(1) 被験者(研究対象者)の人権への対応

被験者の基本的人権を侵害しないよう、どのような配慮をするのか記載すること。

例)

- ・被験者には事前に調査目的の説明を行うとともに、自らの自由意志によっていつでも回答への協力を撤回、あるいは一部の質問への回答を拒否できることを事前に説明する。(アンケート調査の場合)
- ・被験者の回答は学術目的のみに利用し、他者に個人が特定されるような形で情報が開示することがないことを十分説明する。(アンケート調査の場合)
- ・被験者の参加/不参加が成績評価に影響しないことを説明する(被験者が学生の場合)
- ・被験者及び被験者の所属する社会集団に関わる具体的事項(性別、出自、職業、居住地、企業名等)を論文中で一切記載しないことを説明する。(被験者の属性に機微が含まれる場合)

(2) 被験者(研究対象者)に同意を求める方法

被験者にどのような方法で同意を求めるのかを記載すること。

例)

- ・被験者にあらかじめ調査・実験の目的や方法、想定される人体への影響、プライバシー保護の方法を説明し、同意した場合は同意書にサイン或いは捺印をしてもらう。

(3) 被験者(研究対象者)に同意を得る際に説明する具体的内容

被験者に実施する説明事項を記載のこと。必要に応じて、同意書の他に説明内容を記載した書面等を添付すること。

例)

- ・被験者に調査・実験の目的や方法、想定される人体への影響、プライバシー保護の方法、を説明する際は、別添の同意書を元に説明する。

(4) 研究によって生じる被験者(研究対象者)の不利益への配慮

肉体的、精神的な苦痛、政治的迫害など、被験者に生じると想定される不利益について、どのように配慮するか、記載のこと。

例)

- ・被験者が調査中の肉体的・精神的な負担を考慮し、実験中に適宜休憩を入れることで健康上の負担が生じないように配慮する。
- ・被験者の回答によって家族への政治的不利益が生じることが想定される場合、研究責任者が関係各位に丁寧な説明を行うなど、可能な限りの対応を行う。

(5) 被験者（研究対象者）に不利益が生じた場合の措置

仮に被験者に不利益が生じた場合の措置について記載すること。

例)

- ・調査中の事故による負傷や健康悪化などの症状がみられた場合、即座に調査を中止し、医療機関に搬送する等の適切な措置を取る。
- ・調査後に被験者に不利益が生じる可能性に配慮し、被験者が現地の共同研究者と直接連絡を取るための窓口を設置する（海外調査の場合）
- ・データ流出や研究成果の公表によって不利益が発生した場合、あるいは不利益の発生が想定される場合、状況を被験者に伝え、不利益を回復するための措置を講ずる。データ流出による不利益が生じた場合は、直ちにデータの流出原因を特定し、可能な限り流出先でのデータ破棄に努める。

(6) 分析結果などの被験者（研究対象者）への公表方法、個人情報への配慮

分析結果の公表方法及び個人情報保護に対する配慮について記載すること。

例)

- ・調査を通じて得られたデータは統計的に処理することで、個票データは開示しない。
- ・調査で得られた結果は、研究責任者及び共同研究者以外が取り扱えないようデータの管理を徹底する。
- ・被験者が自らのデータの開示を求めた場合は積極的に対応する。

(様式2)

倫理審査結果通知書

年 月 日

研究責任者

殿

長崎大学多文化社会学研究科
多文化社会学部

印

長崎大学多文化社会学研究科・多文化社会学部における，人を対象とした研究に関する倫理審査及び倫理審査委員会第9条に基づき，下記研究課題の判定結果を通知します。

記

研究課題名	
研究責任者	
審査日	年 月 日
判定結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更勧告 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 非該当
判定理由	

目 次

1	学生確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について・	1
	(2) 受け入れる学生像と定員設定の考え方・・・・・・・・	1
	(3) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析・・・・・・・・	3
	① アンケート調査の概要・・・・・・・・	3
	② 対面による意向調査について・・・・・・・・	3
	③ インターネット調査について・・・・・・・・	4
	(4) 研究科の特色について・・・・・・・・	6
	(5) 研究科としての見通しについて・・・・・・・・	6
	(6) 学生確保に向けた具体的な取組・・・・・・・・	8
2	社会的な人材需要の見通し・・・・・・・・	9
	(1) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析・・・・・・・・	10
	① アンケート調査の概要・・・・・・・・	10
	② アンケート結果について・・・・・・・・	10
	(2) 研究科としての見通しについて・・・・・・・・	12
	○別添「アンケート結果：グラフ」・・・・・・・・	13
	○別添「アンケート様式：例」・・・・・・・・	14

学生確保の見通しと社会的な人材需要の見通し

1 学生確保の見通し

(1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について

平成30年度に設置した本研究科修士課程の入学定員は10名であり、定員充足の状況については、表1のとおりとなっている。毎年入学定員を大きく上回る志願者がいることから、多文化社会学の修得に確かな需要があることがわかる。

表1 多文化社会学研究科多文化社会学専攻修士課程定員充足状況について (入学定員10名)

	学内進学者				学外進学者				留学生				社会人				合計				
	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	定員超過率
平成30年度	3名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名	14名	14名	7名	6名	6名	5名	3名	3名	25名	21名	12名	11名	110%
平成31年度	4名	3名	3名	2名	1名	1名	0名	0名	13名	13名	6名	6名	5名	5名	3名	2名	23名	22名	12名	10名	100%
割合※	15%	9%	17%	14%	6%	5%	4%	5%	56%	63%	54%	57%	23%	23%	25%	24%					

※ 志願者、受験者、合格者及び入学者共にそれぞれの合計に占める割合(小数点第一を四捨五入)

(2) 受け入れる学生像と定員設定の考え方

本研究科博士後期課程が受け入れる学生像として想定しているのは、①修士課程修了生、②留学生、③社会人である。その詳細は以下のとおりである。

① 修士課程修了生

多文化社会学研究科など本学の修士課程修了生や他大学の人文社会科学系大学院修士課程修了生。

② 留学生

本学の人文社会科学系大学院と交流協定を締結している大学の修了生などで社会と文化、日本・長崎・アジア、言語・コミュニケーション、公共政策及び核兵器廃絶・平和などに関心がある留学生。

③ 社会人

職務上必要な知識を求める者、又は職務上身につけた知識・経験を学問的に考察・検証し、深化させたい者。

また、日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係の理論的構築に必要な力を養成する「環海日本長崎学・アジア研究系」や核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや原子力平和利用と核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現の探求に必要な力を身につける「核兵器廃絶・平和学系」などを含む5つの研究領域（系）を設け、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を備えた人材を育成する体制を整備している。

本研究科博士後期課程の入学定員は、研究指導を行う上での教育研究効果の発揮の観点に基づく教員組織体制の検討とともに、本学が実施した大学院進学希望調査等の結果を総合的に勘案して、3名と定めることとした。

(3) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析

① アンケート調査の概要

学生確保の見通しを把握するため、多文化社会学研究科及び多文化社会学部の学生（留学生含む。）を対象とした、本研究科博士後期課程進学に関する対面による意向調査に加え、全国の学生及び社会人を対象とした本研究科博士後期課程進学に関するインターネット調査を実施した。インターネット調査の対象を全国としている理由について、本研究科博士後期課程は長崎・アジアの経験と理論の往還による、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生を掲げるグローバルな性格を持った特色のある研究科であること、核兵器廃絶について学ぶことのできる国内唯一の研究科であること等を踏まえ、全国各地からの入学者を想定しているからである。

② 対面による意向調査について

(1) 調査対象：本研究科の修士課程 1 年生及び平成 31 年度入学予定の学生
多文化社会学部の 3 年生

(2) 調査方法：多文化社会学研究科長または主任指導（予定）教員との個別面談

(3) 調査期間：平成 31 年 1-2 月

本調査の結果、本研究科博士後期課程に進学したいと回答した学生は、表 2 のとおり、令和 2 年度は 4 名（うち留学生 3 名）、令和 3 年度は 6 名（うち留学生 4 名）、令和 4 年度は 3 名（うち留学生 2 名）となり、毎年少なくとも 3 名以上の確実な学内の進学希望者がいることがわかった。

表 2 本研究科博士後期課程に進学したいと回答した学生数

進学可能な年次	日本人学生	留学生	合計
令和 2 年度	1 名	3 名	4 名
令和 3 年度	2 名	4 名	6 名
令和 4 年度	1 名	2 名	3 名
合計	4 名	9 名	13 名

※進学可能な年次とは、博士後期課程への進学が可能となる最初の年次のこと。

例) 平成 30 年度の時点で修士課程 1 年の学生は、令和元年度末に修士課程を修了するため、博士後期課程へ進学可能となる最初の年次は令和 2 年度である。

③ インターネット調査について（別添「アンケート様式：例」14-16 ページ参照）

(1) 調査対象：全国の学外学生（大学生及び大学院生）及び19歳～49歳の社会人

(2) 調査方法：調査実施機関（株式会社帝国データバンク）への委託による調査

※ 集計に当たっては、クロス集計後の数字を用いている

(3) 調査期間：平成31年1月

インターネット調査の結果、表3のとおり、学生618名、社会人618名、合計1,236名から回答が得られた。

表3 インターネット調査の有効回答数

対 象	回答数
学外学生	618名
社会人	618名
合 計	1,236名

回答者総数1,236名のうち、多文化社会学研究科博士後期課程への進学に「非常に興味がある（進学を考えたい）」と回答した者は表4のとおり40名であった。

表4 「非常に興味がある（進学を考えたい）」と回答した者

対 象	非常に興味がある（進学を考えたい）
学外学生	16名
社会人	24名
合 計	40名

インターネット調査の結果、多文化社会学研究科博士後期課程への進学に「非常に興味がある（進学を考えたい）」と回答した者を博士後期課程へ進学可能な年次順※に並び替えると表5のとおりとなる。本研究科博士後期課程の設置を予定している令和2年度は6名、令和3年度は7名、令和4年度は7名、令和5年度は7名、令和6年度は7名となっており、令和2年度から5年にわたって、毎年少なくとも6名以上の進学希望者がいることがわかる。

表5 「非常に興味がある（進学を考えたい）」の年次ごとの人数

進学可能な年次	学外学生	社会人	合計
令和2年度	2名	4名	6名
令和3年度	3名	4名	7名
令和4年度	3名	4名	7名
令和5年度	3名	4名	7名
令和6年度	3名	4名	7名
その他（対象外）	2名	—	2名
合計	16名	20名	36名

※社会人の場合は学生と異なり、志願する時期は個々人の状況によるものが大きく、実際に志願するタイミングの予測が困難であるため、令和2年度から5年間で志願するものと仮定し、5年で割った人数である4名を毎年の進学希望者数として算定している。（社会人の合計人数が表4と異なるのは、毎年の進学希望者数を算定する際、小数点以下を切り捨てているため。）

(4) 研究科の特色について

本研究科は、新しい〈学〉としての多文化社会学を修めることができる国内初の研究科であるとともに、本学の理念——長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献すること——を踏まえて、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生を掲げる、グローバルな性格を持った研究科である。

こうした特色を説明するものとして、例えば、核軍縮と平和の促進に取り組む国際学術ジャーナル「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」(J-PAND)の刊行や、「北東アジア非核化専門家パネル」の設置など、これら学術的国際発信を続ける核兵器廃絶研究センターの教員らが、本研究科に参画していることがあげられる。博士後期課程では「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、世界でも有数の核軍縮教育・研究環境のなかで、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことができる。

このほかにも、本研究科では、長崎市民を中心に隆盛した民間の学である「長崎学」の現状などを鑑みて、「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。この民間を中心とした「長崎学」とは、「長崎市長崎学研究所」に拠れば、「長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究」のことであるが、今後の課題として、「長崎学」の体系化と後継者の育成が指摘されている。一方、本学では、長崎の歴史や文化に関する課題を学術面でサポートする分野横断型の研究グループ「地域文化研究会」を、既に学内に設立しており、これまでも、長崎にある国立大学として長崎研究の中心を担ってきた。このような背景からみても、この度新たに、本研究科が博士学位の取得を目指した長崎研究の機会を提供することは、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的創生にとっても、大きな意義を有するものと考えられる。

(5) 研究科としての見通しについて

令和2年度から令和4年度までの3年間、毎年少なくとも3名以上の確実な進学希望者がいることに加えて、「(4) 研究科の特色について」で示したとおり、多文化社会学を修めることができる研究科として設置された国内初の研究科であること、また、長崎にある国立大学として、他大学にはない研究分野を提供することを踏まえると、全国の学外学生及び社会人を対象としたインターネット調査からも、学生確保の見通しを判断することができる。これらのアンケート調査の結果から見た学生確保の見通しは、表6のとおりである。

また、本研究科において、「(1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について」で示したとおり、修士課程における受入学生の約半数は留学生であること、修士課程に関する進学説明会参加者へ実施したアンケート調査において、修士課程への進学に

意欲のある複数の留学生が博士後期課程へ「ぜひ進学したい」という関心を示していること、既に中央民族大学（中国）の修士課程修了予定者から本研究科の教員に対して博士後期課程進学を前提とした相談が寄せられていること等から、海外からの進学希望者も十分に想定することができる。このほか、後述する企業等へのアンケート調査においても、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨するとの回答が 6 件あり、表 6 の合計欄を上回る進学希望者があるものと判断する。

したがって、入学定員 3 名を超過する十分な志願者数が見込まれることから、進学希望者数から見た入学定員は適切なものであると考える。

表 6 令和 2 年度から 5 年にわたり見込まれる進学希望者数

進学可能な年次	学内学生	学外学生	社会人	合計
令和 2 年度	4 名	2 名	4 名	10 名
令和 3 年度	6 名	3 名	4 名	13 名
令和 4 年度	3 名	3 名	4 名	10 名
令和 5 年度		3 名	4 名	7 名
令和 6 年度		3 名	4 名	7 名
合 計	13 名	14 名	20 名	47 名

※学内学生には留学生を含む。

(6) 学生確保に向けた具体的な取組

多文化社会学研究科修士課程では受験生確保のために進学説明会を実施しており、平成30年度には本学で年4回(6月に1回, 7月に1回, 11月に2回)行った。平成31年度も引き続き実施する予定であり、博士後期課程についても、修士課程の進学説明会と併せて実施する予定である。県内や近隣県にある博士後期課程未設置の人文社会科学系大学院への進学説明会等の広報活動についても実施する予定である。

また、長崎大学では、第三期中期目標・中期計画において、留学生に関して下記のとおり掲げている。

【中期目標】

外国人教員や留学生を増加させ、キャンパスの国際化を図る。

【中期計画】

留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。

この第三期中期目標・中期計画の達成のために、①留学生のための教育プログラムの構築、②住環境の整備状況、③外国人留学生後援会による福利厚生支援等、今後留学生が増加するための取組みを行っている。

多文化社会学部及び多文化社会学研究科では、吉林大学(中国)、国立台湾大学(台湾)、エディスコーワン大学(オーストラリア)、キール大学(イギリス)及びウィニペグ大学(カナダ)等の学術交流協定を結んでいる複数の大学との交流実績があり、今後も各大学との交流推進を予定している。その際に本研究科博士後期課程に関する広報活動も実施する予定である。

2 社会的な人材需要の見通し

日本経済団体連合会による「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」(2011年1月18日)※によれば、「グローバルに活躍する日本人の人材に求められる素質、知識・能力」として半数以上の企業が「既成概念に捉われず、チャレンジ精神を持ちつづけること」「海外との文化、価値観の差に興味・関心を持ち、柔軟に対応する」と回答している。「外国語によるコミュニケーション能力」への回答も多くみられた。このほか、「採用に際して大学生に期待する素質・態度、知識・能力」について、特に重視されるのは「主体性」「コミュニケーション能力」「実行力」「協調性」「課題解決能力」「倫理性・社会性」「論理的思考力・創造性」などであった。また、日本国内における外国人の人材の採用状況については、「外国人人材を継続的に採用している」割合が全体で42%を占め、本社の外国人人材の採用において、留学生の占める割合は増加傾向にある。

次に、中央教育審議会大学分科会における「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(平成27年9月15日)によれば、諸外国では国際競争力を高めるために博士号の取得者数が増加しており、博士号取得者が高度な専門性と見識を備えた人材として評価され活躍し、各国の発展の原動力を担っていることに鑑み、日本の発展を担う主役として高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材(知のプロフェッショナル)を博士課程で育成する必要性を説いている。

とりわけ、IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の技術が進展している日本においては、これらの先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」の実現を目標に掲げており、課題先進国として諸問題への対応に資する高度な人材が求められている。特に、人工知能による代替が困難な人文社会科学系の学問を背景とした職業において、その重要度は特に高いものとされている。

以上のように、現代社会においては、人工知能による代替が困難な職業がその一例であるように、人文社会科学系の学問を修めた人材に確かな需要があるとともに、その人材には既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる資質を備えていることが求められている。本研究科博士後期課程が21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を試みる、まさしく多文化社会学の確立・深化を通じたグローバルな知の創生に取り組む研究科であることは、社会からの要請に応え得るものであることがわかる。

※日本経団連会員企業 1,283 社、及び地方別経済団体加盟企業（各都道府県の地方別経済団体に加盟する非経団連会員企業）への調査。（答数は 596 社）

（1）本学が実施したアンケート調査に基づく分析

①アンケート調査の概要

次に、具体的な人材需要の見通しを把握するため、企業・団体等へのアンケート調査を調査実施機関(株式会社帝国データバンク)への委託により実施した。（別添「アンケート様式：例」17-19 ページ参照）

本アンケート調査では、帝国データバンクが保有する約 160 万件にのぼる企業・団体等（以下「企業等」という）のデータベースから、本研究科博士後期課程が育成する人材の就職先として想定し得る調査対象企業 400 社を抽出し、平成 31 年 1 月 7 日から 1 月 31 日にかけてアンケート調査を実施、採用意向等に関する情報を収集した。調査方法は郵送配布・郵送回収で行い、回答率向上のため、フォローコールを実施した。

また、帝国データバンクが保有する企業等のデータベースに含まれない博物館、発掘調査会社、国際機関等の一部機関 70 社についても本学からの郵送により調査を実施した。

②アンケート結果について（別添「アンケート結果：グラフ」13 ページ参照）

本学及び帝国データバンクへの委託により実施したアンケート調査の結果、「製造業」「情報通信業」「運輸業」「卸売業、小売業」「不動産業」「教育、学習支援業」「国際関係機関」等から表 7 のとおり、156 件の回答が得られた。本研究科博士後期課程を修了した日本人学生の採用意向について「是非採用したい」又は「採用したい」と回答した企業等は 27 件 (17.2%)、留学生の採用意向について「是非採用したい」又は「採用したい」と回答した企業等は 15 件 (9.6%) であった。また、採用を「検討したい」と回答した企業はそれぞれ 47 件 (日本人学生)、42 件 (留学生) であった。海外に拠点を持つ企業や国際関係機関など、海外展開している企業等も採用意向を示しており、日本人学生のみならず留学生についても高い関心が示された。

表 7 本研究科博士後期課程を修了した学生の採用意向

採用意向	日本人学生	留学生
是非採用したい	7 件	3 件
採用したい	20 件	12 件
検討したい	47 件	42 件
検討しない	45 件	61 件
その他	37 件	38 件
合計	156 件	156 件

採用意向を示した企業等のうち、採用にあたり、学生に求める能力として「協調性・コミュニケーション能力」「行動力」「課題発見・解決能力」を挙げた企業が多数あり、日本経済団体連合会の調査と類似する結果となった。

また、自由記述欄においては、以下の意見があった。

(自由記述欄における意見)

・管理部門の人材として貴学のような専門課程を修了した学生が必要。
・主として地元長崎に関する高度な有識者は、後世へ引き継ぐ意味でも必要である。
・平和に関するとりくみを行っています。そういったことについて主体的に活動をされる方々にご興味をいただければと思います。

本研究科博士後期課程の入学定員が3名であることから、本調査においても十分な需要があることが確認できた。

(2) 研究科としての見通しについて

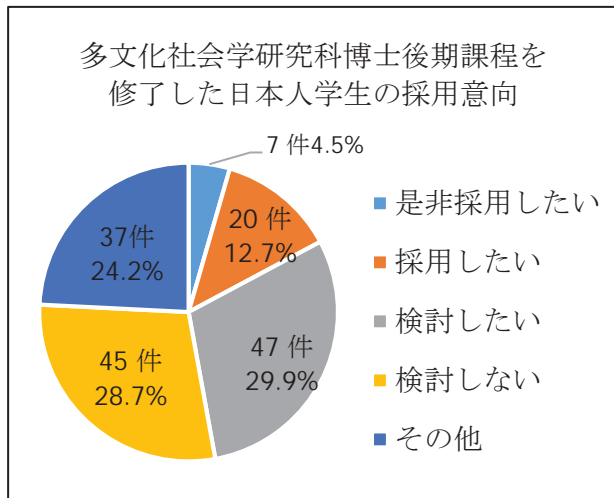
前述した社会的要請や企業等へのアンケート調査から見る人材需要のほか、本研究科博士後期課程が育成する人材の一つである研究者についても触れておきたい。日本学術会議における「学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言—」によれば、人文社会科学の応えるべき「社会的要請」として「伝統的に形成された専門分野の枠内に安住することなく、それらが有する意味と魅力について、幅広い人びとにあらゆる機会をとらえて語り、示すこと。」とある。このように、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられない「多文化社会的状況」の中で、専門分野の枠内に捉われないことの重要性を読み解くことができる。ここに、既存の人文社会科学系の学問分野を横断的に再編し、新たな学びの領域としての「多文化社会学」の重要性を再確認することができる。つまり、本研究科博士後期課程において人文社会科学系の超域的かつ俯瞰的な専門知である多文化社会学を修得し、多文化社会学マインドを持った研究者として教育・研究を行う人材は、学术界の要請にも応え得るものである。平成31年1月28日時点で科学技術振興機構に掲載されている「人文学」、「総合人文社会」、「社会科学」の助教及び研究員の求人数は175件であり、アンケート調査で本研究科博士後期課程を修了した学生への興味を示した教育・研究機関があるように、研究者としての人材需要を確認できると共に、人工知能による代替が困難な職業であることを踏まえると、今後も継続した需要があることが予想される。

また、急速にグローバル化が進む現代社会において、「多文化社会的状況」は今後一層顕在化することが予想される。そのため、「多文化社会的状況」における諸問題に対して、多様性の尊重と、他者への理解や共感を基本的なマインドとし、その上で、多文化社会学のなお一層高度化された専門性の修得を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」に必要な能力を更に深化させ、その上で、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた人材の需要は今後ますます増加するものと考えられる。

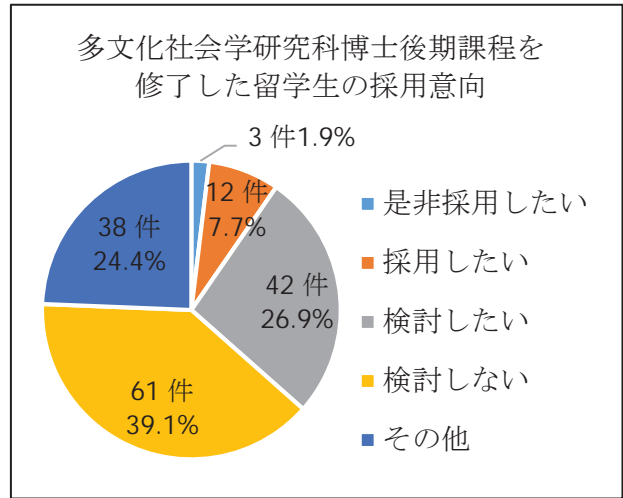
さらに、本研究科の研究指導では、日本語・英語・中国語いずれかの言語で指導が受けられることから、就職先は国内だけにとどまらず、国外の企業等からの人材需要も見込むことができる。

したがって、十分な人材需要が見込まれることから、社会的な人材需要の見通しから見た入学定員も適切なものであると考える。

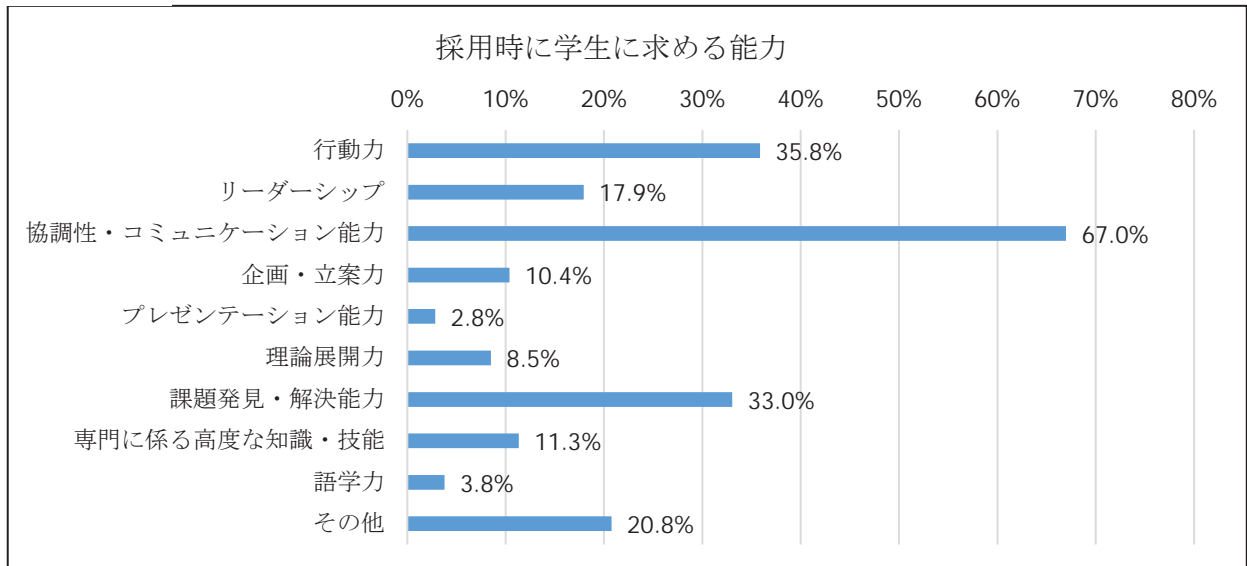
(図 1)



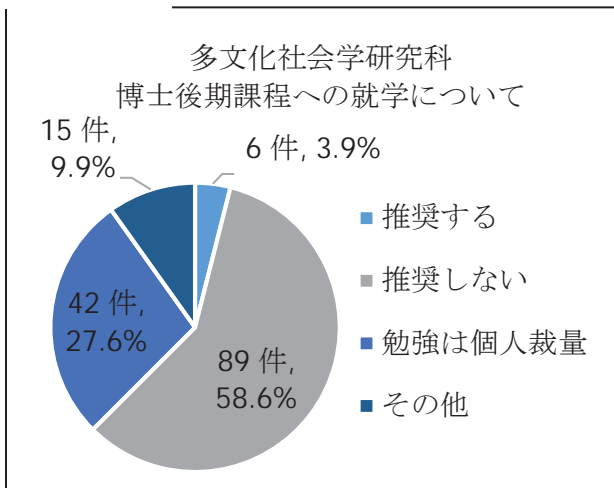
(図 2)



(図 3)



(図 4)



別添「アンケート様式：例」（学外学生・社会人共通）

「多文化社会学研究科(博士後期課程)」設置に関するアンケート調査票

長崎大学では、以下の趣旨により、2020年4月に「多文化社会学研究科(博士後期課程)」の設置を計画しています。設置の計画に当たり、みなさまの関心度等についてアンケートを実施いたします。

つきましては、設置の趣旨、リーフレットをそれぞれ一読の上、以下のアンケートにご協力ください。

【設置の趣旨】

長崎大学は2018年4月に多文化社会学研究科修士課程を設置し、21世紀の「多文化社会的状況」への取り組みとして、「多文化社会的状況」における諸問題の「発見・説明・予測・解決の道筋の提示」に取り組むことのできる人材育成を目指しています。

一方で、IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の技術が進展している日本は、これらの先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」の実現を目標に掲げており、課題先進国として諸問題への対応に資する高度な人材が求められています。特に、人工知能による代替が困難な人文社会科学系の学問を背景とした職業において、その重要度は特に高いものとなっています。

そこで、本研究科博士後期課程では多文化社会学の更なる高度化と専門化をなお一層図り、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決の多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及、および、生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者または高度専門職業人等の人材(知のプロフェッショナル)を養成します。

1	研究科名	多文化社会学研究科	2	専攻名	多文化社会学専攻
3	学位	博士(学術)	4	設置	2020年4月1日
5	修業年数	3年	6	入学定員	3名程度
7	学修可能な専門分野 <small>(入学希望者等が分かりやすいよう専門分野に応じて教員を6つの系※に分類しています。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会文化研究系(歴史学、文学、社会学、哲学、人類学、ヨーロッパ語系文学 他) ・言語研究系(言語学、英語学、応用言語学、理論言語学、中国方言学 他) ・環海日本長崎学・アジア研究系(史学、日本史、民俗学、文化人類学、考古学、人文地理学、宗教学、地域研究 他) ・公共政策研究系(政治学、国際法学、公法学、経済学、地域研究、環境創成学 他) ・核兵器廃絶・平和学系(原子力政策、核軍縮・不拡散政策、科学技術と社会論、国際関係論 他) 			
8	入口(望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> ・人文社会科学に関する素養と知識を持っている。 ・21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会のあり方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のおお一層の交叉・輻輳をともないつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができる。 ・広く世界の様々なバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに、関心を持っている。 			
9	養成する人材像	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀の学問に求められる価値の創生と普及、および、生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた人材。 ・研究者として自立できる独創的知見と能力、または高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を持った人材。 			
10	カリキュラム(特色)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なバックグラウンドを持つ学生の入学を想定し、希望する専門分野及び出口に応じて、異なる専門分野の副指導教員を含む学際的な研究指導体制を学生毎に構築。 ・学外アドバイザー(ライデン大学、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫)との連携による研究助言等の実施。 			
11	出口 (想定される就職先)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の研究者、グローバル企業、有職者のキャリアアップ等 			

<p>問1 あなたの専攻分野をお答えください。(単一回答)</p> <p>①人文学 (文学、語学、史学、哲学、心理学)</p> <p>②社会科学 (法学、政治学、国際関係、商学、経済学、社会学、社会心理学)</p> <p>③教育 (教育学、教育心理学)</p> <p>④理学 (数学、物理学、化学、生物学、地学)</p> <p>⑤工学 (機械工学、電気通信工学、土木建築学、応用化学)</p> <p>⑥医学 (理学、薬理学、歯医学、看護学)</p> <p>⑦医学・保健 (医学、歯学、理学、看護学)</p> <p>⑧その他 ()</p>	<p>問6 質問でご案内した、多次元社会科学研究博士後進課程が設置された場合、同研究科への進学に興味はありますか? (単一回答)</p> <p>①非常に興味がある (進学を考えた)</p> <p>②興味がある</p> <p>③多少興味がある</p> <p>④興味がない</p> <p>⑤知らなから</p>
<p>問2 学年をお答えください。(単一回答)</p> <p>①学部1年生</p> <p>②学部2年生</p> <p>③学部3年生</p> <p>④学部4年生</p> <p>⑤修士・博士前期課程1年生</p> <p>⑥修士・博士前期課程2年生</p> <p>⑦その他 ()</p>	<p>問7 前問で新たに認識される多次元社会科学研究博士後進課程への進学に、「興味がある」と回答された場合は、お答えください。(複数回答)</p> <p>①本研究科博士後進課程が養成する人材像に興味があるから</p> <p>②博士の学位を目指しているから</p> <p>③将来働きたい分野に該当しそうだから</p> <p>④高度に専門的な研究ができそうだから</p> <p>⑤新しい学際的な研究ができてそうだから</p> <p>⑥多数の学外進路機関が提携できそうだから</p> <p>⑦その他 ()</p>
<p>問3 「国際化、学統、文化の違いによる理解の不足」、「学内での競争意識の高まり」、「人脈の差による就職の不利」、「給与や福利厚生」等の進路選択で悩まなければならない問題に就いて関心がありますか? (単一回答)</p> <p>①ある</p> <p>②多少関心がある</p> <p>③ない</p>	<p>問8 本研究科博士後進課程についてどのような印象を受けられましたか? 各項目においてお答えください。(複数回答)</p> <p>①実社会で役立つ</p> <p>②科目が多い</p> <p>③時代にマッチした感じがある</p> <p>④比較的大卒らしい研究内容である</p> <p>⑤その他 ()</p>
<p>問4 将来、大卒程度で希望している職業 (単一回答)</p> <p>①希望している</p> <p>②希望していない</p> <p>③わからない</p>	<p>問9 本研究科博士後進課程で博士の学位を取得した場合、どのようなところで働きたいですか? (複数回答)</p> <p>①研究機関・大学</p> <p>②政府機関</p> <p>③民間機関・NPO等</p> <p>④民間企業</p> <p>⑤その他 ()</p>
<p>問5 もし大学院に進学した場合、その理由として考えられるものはありますか? (複数回答)</p> <p>①より高度な知識を身に付けたいから</p> <p>②希望する就職先において必要・有利だから</p> <p>③研究室に興味があるから</p> <p>④その他 ()</p>	<p>問10 (複数回答)</p>

<p>問1 あなたの専攻分野を教えてください。(単一回答)</p>	<p>①人文系 (文学、哲学、史学、国学、心理学) ②社会科学 (法学、政治学、国際関係、商学、経済学、社会学、社会心理学) ③教育 (教育学、教育心理学) ④理学 (数学、物理学、化学、天文学、生物科学) ⑤工学 (機械工学、電気通信工学、土木建築学、応用化学) ⑥農学 (農学、畜産学、園芸学、水産学等) ⑦医学・保健 (医学、歯学、薬学、看護学) ⑧その他 ()</p>
<p>問2 (国家編、京大、文化の場)による理解や対応、「主体的な意識形成」を行うリソースは、「人間の安全保障」、「知性や社会意識」等の新課程で編成された科目に対して関心がありますか? (単一回答)</p>	<p>①ある ②多少関心がある ③ない</p>
<p>問3 同様、大学院進学を希望していますか? (単一回答)</p>	<p>①希望している ②希望していない ③わからない</p>
<p>問4 もし大学院に進学した場合は、その専攻として考えられるものはなんですか? (複数回答)</p>	<p>①より高度な知識を身に付けたいから ②希望する就職先において必要・有利だから ③研究の興味があるから ④その他 ()</p>
<p>問5 質問でご案内した、多文社会科学系博士後期課程が設置された場合、同課程への進学に興味がありますか? (単一回答)</p>	<p>①非常に興味がある (進学を考えた) ②興味がある ③多少興味がある ④興味がない ⑤わからない</p>
<p>《横断に読む》</p>	<p>3</p>
<p>問6 横断に書かれた設問を、多文社会科学系博士後期課程への進学に「興味がある」と回答された理由を教えてください。(複数回答)</p>	<p>①博士課程上級課程の養成する人材像に興味があるから ②博士の学位の取得を目指しているから ③自身働きたい分野に表もそそぐから ④高度に専門的な研究ができるから ⑤新しい分野的な研究ができそうだから ⑥多数の学生が興味関心を抱いてきそうだから ⑦その他 ()</p>
<p>問7 本課程博士後期課程についてどのような印象を受けられましたか? (複数回答)</p>	<p>①対応がよさそう ②授業内容がある ③時代にマッチした感じがある ④民間大学らしい雰囲気である ⑤その他 ()</p>
<p>問8 本課程博士後期課程で博士の学位を取得した場合は、どんなところで働きたいですか? (複数回答)</p>	<p>①研究機関・大学 ②和洋機関 ③民間機関・NPO等 ④民間企業 ⑤その他 ()</p>

「多文化社会学研究科(博士後期課程)」設置に関するアンケート調査票

※本学では、2020年4月に新たに「多文化社会学研究科(博士後期課程)」の設置を計画しています。別紙「設置の趣旨」をご一読いただき、貴社・貴団体の同研究科に対する関心度等について、以下のアンケート調査にご協力ください。

■■ 留意事項 ■■

- ❖ お忙しいところ大変恐縮ですが、ご回答後は **1月31日(木)** までに同封の返信用封筒(切手不要)にて、投函していただきますようお願いいたします。
- ❖ ご回答結果はすべて統計的にデータ処理をした後、本調査の目的に限定して使用させていただきます。また、本調査は調査の実施・集計業務を株式会社帝国データバンクに委託しています。

■ 貴社概要をご記入ください

貴社・団体名

■ ご回答者様の連絡先をご記入ください

部署・役職

ご芳名

電話番号(部署もしくは代表)

- あてはまる番号に○印をつけてください。
- 比率については合計が100%となるようご記入ください。

【多文化社会学研究科(博士後期課程)の概要】

※系および専門分野等の詳細については、別紙リーフレット裏面をご覧ください。

1	研究科名	多文化社会学研究科	2	専攻名	多文化社会学専攻
3	学位	博士(学術)	4	設置	2020年4月1日
5	修業年数	3年	6	入学定員	3名程度
7	学修可能な専門分野 <small>(入学希望者が該当しない、 より専門分野に応じて教員を中心 の単位を分類しています。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会文化研究系(歴史学、文学、社会学、哲学、人類学、ヨーロッパ(語系文学)他) ・言語研究系(言語学、英語学、応用言語学、理論言語学、中国方言学)他) ・環海日本長崎学・アジア研究系(史学、日本史、民俗学、文化人類学、考古学、人文地理学、宗教学、地域研究)他) ・公共政策研究系(政治学、国際法学、公法学、経済学、地域研究、環境創成学)他) ・核兵器廃絶・平和学系(憲法論、核軍縮・不拡散政策、科学技術と社会論、国際関係論)他) 			
8	入口(望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> ・人文社会科学に関する素養と知識を持っている。 ・21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会のあり方、不均等な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなご一層の交叉・複雑なももいつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を保めることができる。 ・広く世界の様々なバックグラウンドを持つ人々との交わりとともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに、関心を持っている。 			
9	養成する人材像	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀の学問に求められる価値の創生と普及、および、生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた人材。 ・研究者として自立できる独創的知見と能力、または高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を持った人材。 			
10	カリキュラム(特色)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なバックグラウンドを持つ学生の入学を想定し、希望する専門分野及び出口に応じて、異なる専門分野の副指導教員を含む学際的な研究指導体制を学生毎に構築。 ・学外アドバイザー(ライデン大学、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫)との連携による研究助言等の実施。 			
11	出口 (想定される就職先)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の研究者、グローバル企業、有職者のキャリアアップ等 			

問1 貴社の主要な業種についてお答えください。(単一回答)

- ①農業、林業 ②漁業 ③鉱業、採石業、砂利採取業 ④建設業 ⑤製造業
⑥電気・ガス・熱供給・水道業 ⑦情報通信業 ⑧運輸業、郵便業 ⑨卸売業、小売業
⑩金融業、保険業 ⑪不動産業、物品賃貸業 ⑫学術研究、広告業 ⑬宿泊業、飲食サービス業
⑭教育、学習支援業 ⑮医療、福祉 ⑯サービス業(他に分類されないもの)
⑰その他()

問2 貴社・団体において、近年の人文社会科学系大学院修了生の採用状況を回答ください。(単一回答)

- ①実績あり(____人/年) ②実績はないが、採用を予定または検討している
③実績なし

※【問3】以降の設問につきましては、貴社・貴団体の関連企業等、グループ全体としてお答えください。

問3 長崎大学において新たに設置を検討している多文化社会学研究科博士後期課程を修了した日本人学生の採用意向についてお聞かせください。(単一回答)

- ①是非採用したい ②採用したい ③検討したい
④検討しない ⑤その他(具体的に)

問4 長崎大学において新たに設置を検討している多文化社会学研究科博士後期課程を修了した留学生の採用意向(国外での現地採用も含む)についてお聞かせください。(単一回答)

- ①是非採用したい ②採用したい ③検討したい
④検討しない ⑤その他(具体的に)

問5 採用にあたり、学生に求める能力で、重視する項目を次の中から3つお選びください。(複数回答)

- ①行動力 ②リーダーシップ ③協調性・コミュニケーション能力
④企画・立案力 ⑤プレゼンテーション能力 ⑥論理展開力
⑦課題発見・解決能力 ⑧専門に係る高度な知識・技能 ⑨語学力
⑩その他()

(裏面に続く)

問 6 本研究科博士後期課程が育成する人材のうち、貴社にとって需要のあるものを次の中から3つまでお選びください。(複数回答)

- ①多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を修得している
- ②多文化社会的状況における諸問題の本質を見極めることができる
- ③多文化社会的状況の問題解決における多様な解を拓くことができる
- ④新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる
- ⑤新たな知と価値を創生するなかで、高度に専門的な職業に従事することができる

問 7 本研究科博士後期課程で学習可能な研究領域(5つの系)を修めた者について、貴社にとって需要のあるものを次の中からお選びください。(複数回答可)

- ①社会文化に関する高度な知識や関心を持つ者
- ②言語に関する高度な知識や関心を持つ者
- ③アジアや日本(長崎)に関する高度な知識や関心を持つ者
- ④公共政策に関する高度な知識や関心を持つ者
- ⑤核兵器廃絶に関する高度な知識や関心を持つ者

問 8 貴社社員・貴団体職員の本研究科博士後期課程での就学を推奨しますか?(単一回答)

- ①推奨する
- ②推奨しない
- ③勉強は個人裁量としている
- ④その他(具体的に)

問 9 本研究科博士後期課程についてどのような印象を受けられましたか?(複数回答可)

- ①修了後は実社会で役立つ
- ②将来性がありそう
- ③時代にマッチした感じがする
- ④長崎大学らしい大学院研究科である
- ⑤その他()

問 10 本研究科博士後期課程について、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

回答欄	
-----	--

アンケートは以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	河野 茂 <平成29年10月>		医学博士		長崎大学学長 (平成29.10～令和2.9)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻)												
調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専任	教授	鈴木 達治郎 ＜令和2年4月＞		工学博士		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	核兵器廃絶研究センター 教授 (平26.4)	5日
2	専任	教授	吉田 文彦 ＜令和2年4月＞		国際公共 政策博士		多文化社会学特論Ⅱ※	1②	0.4	1	核兵器廃絶研究センター 教授 (平28.12)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
3	専任	教授	森川 裕二 ＜令和2年4月＞		博士(学術)		多文化社会学特論Ⅱ※	1②	0.4	1	多文化社会学部 教授 (平25.11)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
4	専任	教授	楊 暁安 ＜令和2年4月＞		文学博士 (中国)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 教授 (平18.4)	5日
5	専任	教授	正本 忍 ＜令和2年4月＞		博士 (社会学)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 教授 (平7.4)	5日
6	専任	教授	王 維 ＜令和2年4月＞		博士 (学術) 文学博士 (中国)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 教授 (平26.10)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
7	専任	教授	西原 俊明 ＜令和2年4月＞		博士 (言語学)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 教授 (平2.10)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
8	専任	教授	井田 洋子 ＜令和2年4月＞		法学修士		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	経済学部 教授 (平9.10)	5日
9	専任	教授	葉柳 和則 ＜令和2年4月＞		博士 (文学)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 教授 (平12.10)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
10	専任	教授	野上 建紀 ＜令和2年4月＞		博士 (文学)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 教授 (平26.4)	5日
11	専任	教授	鈴木 章能 ＜令和2年4月＞		博士 (英文学)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	教育学部 教授 (平26.4)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
12	専任	教授	前田(米澤) 桂子 ＜令和2年4月＞		博士 (文学)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 教授 (平26.4)	5日
13	専任	教授	吉田 ゆり ＜令和2年4月＞		博士 (現代社会)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 教授 (平24.4)	5日
14	専任	教授 (研究 科長)	首藤 明和 ＜令和2年4月＞		博士 (学術)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 教授 (平26.4)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
15	専任	教授	木村 直樹 ＜令和2年4月＞		博士 (文学)		多文化社会学特論Ⅰ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 教授 (平25.4)	5日
							研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
16	専任	教授	針貝 綾 ＜令和2年4月＞		博士 (芸術学)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 教授 (平16.6)	5日
17	専任	准教授	Guelbeyaz Abdurrahman ＜令和2年4月＞		博士 (人間科学)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平31.2)	5日
18	専任	准教授	細田(垂水) 尚美 ＜令和2年4月＞		博士 (地域研究)		研究演習Ⅰ 研究演習Ⅱ 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	京都大学大学院アジア・アフリカ 地域研究研究科 助教 (平28.4)	5日

教 員 の 氏 名 等												
(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻)												
調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
19	専任	准教授	才津 祐美子 〈令和2年4月〉		博士 (文学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平20.4)	5日
20	専任	准教授	大平 晃久 〈令和2年4月〉		博士 (人間・環境学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 准教授 (平24.4)	5日
21	専任	准教授	波佐間 逸博 〈令和2年4月〉		博士 (地域研究)		多文化社会学特論 I ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 准教授 (平21.4)	5日
							研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
22	専任	准教授	賽漢卓娜 〈令和2年4月〉		博士 (教育学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
23	専任	准教授	CUTRONE PINO 〈令和2年4月〉		Ph. D. (Applied Linguistics) (英国)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平24.4)	5日
24	専任	准教授	東 史彦 〈令和2年4月〉		博士 (法学)		多文化社会学特論 II ※	1②	0.4	1	多文化社会学部 准教授 (平29.9)	5日
							研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
25	専任	准教授	滝澤 克彦 〈令和2年4月〉		博士 (文学)		多文化社会学特論 I ※	1①	0.3	1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
							研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
26	専任	准教授	南 誠 (梁 雪江) 〈令和2年4月〉		博士 (人間・環境学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平23.10)	5日
27	専任	准教授	COMPEL RADOMIR 〈令和2年4月〉		博士 (国際経済法学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平25.4)	5日
28	専任	准教授	中島 ゆり 〈令和2年4月〉		博士 (Ph. D., Educational Culture, Policy, and Society) (米国)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	大学教育イノベーションセンター 准教授 (平27.1)	5日
29	専任	准教授	見原(吉野)礼子 〈令和2年4月〉		博士 (社会学)		多文化社会学特論 II ※	1②	0.4	1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
							研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
30	専任	准教授	吉良 史明 〈令和2年4月〉		博士 (文学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 准教授 (平30.4)	5日
31	専任	准教授	谷川 晋一 〈令和2年4月〉		博士 (言語学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平28.4)	5日
32	専任	准教授	小松 悟 〈令和2年4月〉		博士 (学術)		多文化社会学特論 II ※	1②	0.4	1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
							研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1		
33	専任	准教授	原田 走一郎 〈令和2年4月〉		博士 (文学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平29.10)	5日
34	専任	准教授	森 元斎 〈令和2年4月〉		博士 (人間科学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	福岡大学人文学部 非常勤講師 (平29.4)	5日
35	専任	准教授	畑中 大路 〈令和2年4月〉		博士 (教育学)		研究演習 I 研究演習 II 研究指導	1通 2通 3通	4 4 4	1 1 1	教育学部 准教授 (平28.4)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	8人	4人	2人	1人	15人	
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2人	10人	6人	1人	人	人	19人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	10人	14人	5人	2人	1人	34人	
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

○長崎大学職員就業規則

平成16年4月1日

規則第44号

改正 平成17年3月31日規則第16号

平成18年3月24日規則第10号

平成19年3月30日規則第18号

平成20年1月18日規則第1号

平成20年3月24日規則第13号

平成21年1月23日規則第1号

平成21年11月27日規則第30号

平成22年1月22日規則第1号

平成22年3月31日規則第22号

平成24年3月29日規則第17号

平成25年3月26日規則第5号

平成25年3月26日規則第6号

平成25年3月26日規則第15号

平成26年3月28日規則第6号

平成27年2月3日規則第2号

平成27年3月27日規則第15号

平成28年3月31日規則第23号

平成29年3月31日規則第14号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 人事

第1節 採用（第6条—第9条）

第2節 昇任及び降任（第10条・第11条）

第3節 異動（第12条・第13条）

第4節 休職及び派遣（第14条—第18条の2）

第5節 退職及び解雇（第19条—第28条）

第3章 給与（第29条）

第4章 服務（第30条—第37条の2）

第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等（第38条—第39条の4）

第6章 職員研修（第40条）

第7章 賞罰（第41条—第44条）

第8章 安全衛生（第45条）

第9章 旅費（第46条）

第10章 福利・厚生（第47条・第47条の2）

第11章 災害補償（第48条・第49条）

第12章 退職手当（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本学に勤務する船員を除くすべての者をいう。
- (2) 教育職員 本学の教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。以下同じ。）、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者をいう。
- (3) 外国人研究員 本学における学術研究の推進を図ることを目的として、熱帯医学研究所及び原爆後障害医療研究所において共同研究等に参画させるため、本学が招へいし、契約により研究員として雇用する外国人をいう。
- (4) フルタイム 本学に勤務する常時勤務を要しない職員のうち、1週間の勤務時間が38時間45分又は31時間で、かつ、1日の勤務時間が7時間45分と定められている者をいう。
- (5) パートタイム 本学に勤務する常時勤務を要しない職員のうち、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で定められている者をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則の規定は、本学の職員（次項に規定する職員を除く。）に適用する。

2 第6条第2項の規定により期間を定めて雇用される職員，労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約により雇用される職員，第22条の規定により再雇用される職員，外国人研究員，フルタイム及びパートタイムの就業については，別に定める。

（他の法令との関係）

第4条 この規則に定めのない事項については，労基法，労働契約法その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（本学等の責務）

第5条 本学及び職員は，それぞれの立場でこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

（採用の方法等）

第6条 職員の採用は，選考によるものとする。

2 学長は，前項により職員を採用するに当たって本学の教育研究上又は管理運営上必要と認める場合は，労基法第14条の規定に基づき，労働契約により期間を定めて雇用することができる。

（労働条件の明示）

第7条 学長は，職員の採用に際しては，採用をしようとする者に対し，あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項

（採用時の提出書類）

第8条 職員に採用された者は，次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 資格に関する証明
- (3) その他学長が必要と認める書類

- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面で学長に届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 新たに採用した職員には、採用の日から6月(附属学校の教諭に採用した場合にあっては、1年)の試用期間を設ける。ただし、国、都道府県その他関係団体の職員から引き続き本学の職員となった者で学長が適当と認めるときは、当該期間を短縮し、又は設けないことがある。

- 2 試用期間中に職員として不適格と学長が認めるときは、解雇することがある。
3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任の方法)

第10条 職員の昇任は、選考によるものとする。

- 2 前項の選考は、その職員の勤務成績等に基づいて行う。

(降任)

第11条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、長崎大学人事委員会規則(平成16年規則第36号)に定める人事委員会(以下「人事委員会」という。)の審議を経た後、職員の意に反して、これを降任することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
(3) その他職員として必要な適性を欠く場合

- 2 教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教及び助手(以下「大学教員」という。)については、人事委員会の審議を経た後、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第28条に規定する教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の審議を経なければならない。

第3節 異動

(人事異動)

第12条 職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向を命ぜられることがある。ただし、大学教員は、教育研究評議会の審議を経なければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

(赴任)

第13条 赴任の命令を受けた職員は、その辞令を受けた日から、住居移転を伴わない赴任にあつては即日、住居移転を伴う赴任にあつては7日以内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないことについて、新任地の上司の承認を得たときは、この限りでない。

第4節 休職及び派遣

(休職)

第14条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他学長が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は学長が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は学長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができない場合
- (6) 労働組合業務に専従する場合
- (7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (8) その他特別の事由により休職にすることが適当と学長が認める場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第3号及び第5号並びに第7号及び第8号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、人事委員会の審議を経た後、学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、人事委員会の審議を経た後、これを更新することができる。ただし、前条第1項第1号の規定による休職の期間又はこれを更新する期間を定

める場合は、当該休職にされる職員の同意があるときは、人事委員会の審議を省略するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び附属学校に勤務する事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職の期間は、2年とする。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、その休職の期間を3年まで延長することができる。
- 3 第1項の規定の適用については、前条第1項第1号の規定による休職にされた職員が、復職をした日から1年に達する日までの間に、同一の傷病又はその傷病に起因する傷病により再度の休職にされたときは、当該再度の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いているものとみなす。
- 4 前条第1項第2号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 5 前条第1項第4号及び第6号の規定による休職の期間は、必要に応じ、5年を超えない範囲内において、学長が定める。この休職の期間が5年に満たない場合においては、前条第1項第6号の規定による休職の期間を除き、休職にした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 6 前条第1項第3号及び第5号の規定による休職の期間が引き続き3年に達する際、学長が特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。
- 7 前条第1項第4号の規定による休職及び前項の規定に基づく前条第1項第5号の規定による休職の期間が引き続き5年に達する際、学長が特に必要があると認めるときは、必要と認める期間これを更新することができる。

(休職に関する説明書の交付)

第16条 職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合には、この限りでない。

(復職)

第17条 学長は、第15条に規定する休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めるときは、復職を命じる。ただし、第14条第1項第1号の規定による休職については、休職の期間を満了するまでに職員が復職を願い出て、産業医が休職事由が消滅したと認める場合に限り、復職を命じる。

2 前項の場合において、学長は、原則として、休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件等を考慮し、他の職場に復帰させることがある。

(休職中の身分及び給与)

第18条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、その休職の期間中、長崎大学職員給与規程（平成16年規程第47号）で別段の定めをしない限り、何らの給与も支給されない。

(派遣)

第18条の2 学長は、国際協力等の目的でわが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を5年を超えない範囲内において、派遣することができる。ただし、学長が必要と認めるときは、5年を超えることができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、その派遣期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第19条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 辞職を願い出て、学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用された場合において、その期間が満了したとき。
- (4) 休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者となったとき。

(辞職)

第20条 職員が辞職しようとするときは、辞職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

2 職員は、辞職願を提出した場合にあっても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年による退職)

第21条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 大学教員 年齢65年

(2) 守衛、作業員及び消毒夫 年齢63年

2 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年退職者の再雇用)

第22条 学長は、前条の規定により退職した者(大学教員を除く。)については、1年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用することができる。ただし、その者が再雇用しようとする職に係る定年に達していないとき又は次条若しくは第24条第1項に規定する解雇事由に該当するときは、この限りでない。

(当然解雇)

第23条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(その他の解雇)

第24条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合には、人事委員会の審議を経た後、これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他職員として必要な適性を欠く場合

(4) 事業活動の縮小により剰員を生じ、配置換等が不可能な場合

(5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

2 大学教員にあつては、前項第5号に該当する場合を除き、人事委員会の審議を経た後、教育研究評議会の審議を経なければならない。

(解雇制限)

第25条 第23条及び前条第1項第1号から第4号までの各号の一に該当する場合にあつても、次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第18条の規定による傷病補償年金を受ける場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性の職員が長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平

成16年規程第42号)第26条第6号及び第7号の規定による休暇を取得している期間及びその後30日間

- 2 学長は、前条第1項第1号から第4号までの各号の一に該当する者を解雇しようとする場合にあっても、その解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、これを解雇してはならない。

(解雇予告)

第26条 学長は、第23条及び第24条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

(退職者の守秘義務)

第27条 退職者(解雇された者を含む。以下同じ。)は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第28条 学長は、退職者が退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

- 3 前項の証明書には、退職者が請求した事項のみを記載するものとする。

第3章 給与

(給与)

第29条 職員の給与の決定、計算、支払方法等については、長崎大学職員給与規程(平成16年規程第47号)の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学教員(助手を除く。)でその給与を年俸制とする者の給与の決定、支給等は別に定める。

第4章 服務

(誠実義務)

第30条 職員は、学長の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を

遂行するよう努めなければならない。

- 2 職員は、本学の産学連携活動等において利益相反及び責務相反の行為を行ってはならない。

(職務専念義務)

第31条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務の免除期間)

第32条 職員は、次の各号の一に該当する期間、職務専念義務を免除される。

- (1) 勤務時間内にレクリエーションに参加することを承認された期間
- (2) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に健康診査を受けることを承認された期間
- (4) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しないことを承認された期間
- (5) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (6) その他特別の事由により職務専念義務を免除することが適当と学長が認める期間

(職場規律)

第33条 職員は、上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知ることのできた秘密又は個人情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (4) 本学の敷地及び施設内（以下「本学内」という。）で、喧騒行為その他の秩序又は風紀を乱す行為をしてはならない。
- (5) 学長の許可なく、本学内で、職務に関係のない放送、宣伝、集会又は文書画の配布、回覧若しくは掲示の行為等（電子媒体及び情報機器を用いて行う行為を含み、労働組合法（昭和24年法律第174号）により正当な行為として認められるものを除く。）を

してはならない。

(6) 学長の許可なく、本学内で営利を目的とする金品の貸借、物品の売買等を行ってはならない。

(職員の倫理)

第35条 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、長崎大学職員倫理規程（平成16年規程第46号）の定めるところによる。

(ハラスメントの防止に関する責務)

第36条 職員は、学長の定める指針及び長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則（平成16年規則第37号）に従い、ハラスメントをしてはならない。

(兼業の制限)

第37条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、事業を営み、又は他の業務に従事してはならない。

2 職員の兼業の許可手続等については、長崎大学職員兼業規程（平成16年規程第45号）の定めるところによる。

(出張)

第37条の2 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 前項の出張を命ぜられた職員は、当該出張を終えたときは、所定の様式により、速やかに当該出張を命じた者に届け出なければならない。

第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等

(勤務時間等)

第38条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第42号）の定めるところによる。

(育児休業)

第39条 職員のうち3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 育児休業期間が終了したときは、当該育児休業に係る職員は、育児休業前の職に復帰するものとする。

3 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

5 育児休業の対象者、手続等については、長崎大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第43号）の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第39条の2 学長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が大学等における修学、学術に関する調査若しくは研究又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）を請求した場合において業務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の職員には、自己啓発等休業から職務復帰後5年以上本学に在職することが見込まれない者は含まない。

3 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業)

第39条の3 学長は、教育学部附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が大学院の課程等に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）を請求した場合において業務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が大学院修学休業をすることを承認することができる。

2 大学院修学休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業)

第39条の4 学長は、職員（試用期間中の者を除く。）が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業（以下「配偶者同行休業」という。）を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第6章 職員研修

(職員研修)

第40条 職員は、業務上必要がある場合は、研修を命ぜられることがある。

2 職員は、本務に支障のない場合において、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第41条 学長は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを表彰する。

- (1) 永年にわたり本学等に勤務し、かつ、その勤務成績が良好な場合
- (2) 本学の名誉を高める行為又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他学長が必要と認める場合

2 前項の規定による表彰については、長崎大学表彰規程（平成16年規程第50号）の定めるところによる。

（懲戒）

第42条 職員の懲戒処分については、長崎大学職員懲戒規程（平成16年規程第44号）の定めるところによる。

（訓告等）

第43条 前条の懲戒処分のほか、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

（損害賠償）

第44条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、前2条に規定する懲戒処分又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

（安全衛生管理）

第45条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全衛生管理に関する具体的措置については、長崎大学安全衛生管理規則（平成16年規則第38号）の定めるところによる。

第9章 旅費

（旅費）

第46条 職員が出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費については、長崎大学旅費規程（平成24年規程第6号）の定めるところによる。

第10章 福利・厚生

（宿舎利用基準）

第47条 職員の宿舎の利用については、長崎大学職員宿舎管理規程（平成16年規程第88号）の定めるところによる。

（保育園利用基準）

第47条の2 職員の保育園の利用については、長崎大学文教おもやい保育園規程（平成29年規程第2号）及び長崎大学病院あじさい保育園規程（平成21年病院規程第18号）の定めるところによる。

第11章 災害補償

（業務上の災害補償）

第48条 職員の業務上の災害補償については、労災法及び長崎大学職員災害補償規程（平成16年規程第149号）の定めるところによる。

（通勤途上の災害補償）

第49条 職員の通勤途上における災害補償については、労災法及び長崎大学職員災害補償規程（平成16年規程第149号）の定めるところによる。

第12章 退職手当

（退職手当）

第50条 職員の退職手当については、長崎大学職員退職手当規程（平成16年規程第48号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第18号）抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第1号）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第13号）

この規則は、平成20年3月24日から施行する。ただし、第2条第5号及び第3条第2項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月23日規則第1号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日規則第30号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 17 号）抄

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に長崎大学職員就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとしてなされた休職の期間の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 5 号）抄

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 15 号）抄

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 15 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○長崎大学有期雇用職員就業規則

平成17年3月31日

規則第21号

改正 平成18年3月24日規則第12号

平成20年3月27日規則第19号

平成21年9月25日規則第27号

平成23年3月29日規則第18号

平成25年3月26日規則第9号

平成26年3月28日規則第9号

平成30年3月30日規則第17号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人事（第3条—第14条）

第3章 給与（第15条）

第4章 雑則（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎大学職員就業規則（平成16年規則第44号。以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、職員就業規則第6条第2項の規定により長崎大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用される職員（以下「有期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、労働契約法（平成19年法律第128号。以下「労働契約法」という。）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（本学等の責務）

第2条 本学及び有期雇用職員は、それぞれの立場でこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

（採用の方法）

第3条 有期雇用職員の採用は、選考によるものとする。

(労働契約の期間等)

第4条 労働契約の期間は、労基法第14条の規定に基づき、5年の範囲内で個々の有期雇用職員ごとに定める。

2 労働契約は、更新することができる。ただし、第11条及び第12条に規定する場合のほか、その業務を必要としなくなったときは、労働契約を更新しない。

3 前2項に定めるもののほか、職員就業規則第21条第1項に規定する定年年齢に相当する年齢に達した者については、当該日以降に到来する最初の3月31日を超えて、労働契約を締結し、又は更新することができない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(労働条件の明示)

第5条 学長は、有期雇用職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書を交付しなければならない。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項

(採用時の提出書類)

第6条 有期雇用職員に採用された者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 資格に関する証明
- (3) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面で学長に届け出なければならない。

(試用期間)

第7条 新たに採用した有期雇用職員には、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、学長が適当と認めるときは、当該期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間中に有期雇用職員として不適格と学長が認めるときは、解雇することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(赴任)

第8条 赴任の命令を受けた有期雇用職員は、その辞令を受けた日から、住居移転を伴わない赴任にあつては即日、住居移転を伴う赴任にあつては7日以内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないことについて、新任地の上司の承認を得たときは、この限りでない。

(退職)

第9条 有期雇用職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、有期雇用職員としての身分を失う。

- (1) 労働契約の期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て、学長から承認されたとき。
- (3) 休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者となったとき。

(退職手続)

第10条 有期雇用職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

2 有期雇用職員は、退職願を提出した場合にあつても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(当然解雇)

第11条 学長は、有期雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(その他の解雇)

第12条 学長は、有期雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、人事委員会の審議を経た後、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しくよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職員として必要な適性を欠く場合

- (4) 事業活動の縮小により剰員を生じ、配置換等が不可能な場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 外部資金の受入終了、プロジェクト事業等の業務完了等のため、業務を終了せざるを得ない場合

(解雇制限)

第13条 第11条並びに前条第1号から第4号まで及び第6号の各号の一に該当する場合にあっても、次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第18条の規定による傷病補償年金を受けられる場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性の有期雇用職員が長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第42号）第26条第6号及び第7号の規定による休暇を取得している期間及びその後30日間

2 学長は、前条第1号から第4号まで及び第6号の各号の一に該当する者を解雇しようとする場合にあっても、その解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、これを解雇してはならない。

(解雇予告)

第14条 学長は、第11条及び第12条の規定により有期雇用職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日以上分の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の有期雇用職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

第3章 給与

(給与)

第15条 有期雇用職員の給与の決定、計算、支払方法等（次項において「給与決定等」という。）については、長崎大学職員給与規程（平成16年規程第47号。次項において「給与規程」という。）の定めるところによる。

2 有期雇用職員の給与決定等について職務内容等を考慮し給与規程の規定によることができないと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、学長が認めるところにより、その者の給与決定等を行うことができる。

第4章 雑則

(職員就業規則の規定の準用)

第16条 職員就業規則第14条から第18条まで、第27条、第28条及び第30条から第49条までの規定(第41条第1項第1号の規定を除く。)は、有期雇用職員について準用する。

2 職員就業規則第50条の規定は、有期雇用職員のうち次に掲げる者(年俸制対象者その他の前条第2項の規定により給与が決定される者で当該給与に退職手当相当額が含まれるものを除く。)について準用する。

(1) 長崎大学における教育職員のテニユア・トラック制に関する規程(平成21年規程第43号)に定めるテニユア・トラック教員

(2) 長崎大学病院診療助教取扱規程(平成21年規程第45号)に定める診療助教

3 職員就業規則第18条の2の規定は、有期雇用職員のうち学長が別に定める者について準用する。

(無期労働契約の締結の申込み)

第17条 労働契約法第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みは、労働契約の期間の満了日の30日前までに行うものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第19号)

この規則は、平成20年3月27日から施行する。

附 則(平成21年9月25日規則第27号)

この規則は、平成21年9月25日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第18号)

この規則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第9号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に締結している有期労働契約の契約期間が施行日の前日以後に満了する有期雇用職員については、改正後の第

4条第2項ただし書の規定にかかわらず,当該満了日の翌日を同項の当初の採用日とみなして同項の規定を適用する。

附 則 (平成26年3月28日規則第9号)

この規則は,平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第17号)

この規則は,平成30年4月1日から施行する。

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次） 多文化社会学研究科 多文化社会学専攻（D）

【大学等の設置の趣旨・必要性】

1. 設置の趣旨等を記載した書類で説明している「多文化社会」がもたらす状況や諸問題等の説明が、抽象的な記載に留まっている。より具体的な状況や諸問題等を説明した上で本博士後期課程における必要性を説明することが望まれるため、申請書の記載を充実させること。（改善事項）・・・ 1

2. 学生確保の見通しについて、アンケート調査等により一定数の進学希望者がいることを説明しているが、より根拠のある説明を行うため、以下についてのデータや大学としての考え方を示し、改めて本専攻博士後期課程において、中長期的に学生が確保出来ることを説明すること。
 - （1）平成30年度開設の本専攻修士課程における開設後の定員充足の状況について、学内進学者、学外進学者、留学生、社会人別の内訳を示すこと。
 - （2）本研究科の教育・研究分野について日本国内における位置付けや、地域における位置付けを明確化すること。（改善事項）・・・ 5

【教育課程等】

3. 本博士後期課程においては、人文社会科学系の超域的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題等に取り組むことの出来る人材を養成することを掲げているが、例えば「履修モデル②（言語研究系）」の研究指導チームの構成を見ると、旧来の言語学の研究を行う教員体制になっているようにも見え、また、修士課程との違いも不明確である。修士課程との違いについて、ディプロマ・ポリシーとの比較も示して明らかにするとともに、現在の教育課程や、より具体的な教育方法及び指導方法を説明することで、目標とする人材を養成出来ることを明らかにすること。（是正事項）・・・ 13

4. 学外アドバイザーについて、学生の学びによっては4機関以外の機関における学びが必要になることも想定されることから、修士課程における連携機関を挙げるとともに、今後連携機関を増やしていく構想があるかについて大学としての考えを説明すること。（改善事項）… 35

5. 本学においては、2学期制とクォーター制を併用し、科目により前期・後期又は第1クォーター～第4クォーターの各クォーターで開設する科目がある。本専攻博士後期課程においては、「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」を第1及び第2クォーターに開設する構想であるが、両科目ともオムニバス科目であることから、自律的・自発的な研究を行う研究者を養成する本専攻博士後期課程において、オムニバス科目を開設する意義や、クォーター制を導入する意義について、両科目の教育課程における位置付け等を踏まえて、大学としての考えを説明すること。（改善事項）・・・ 36

【名称, その他】

6. 選抜方法等について不明確であるため、以下の点について明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (1) 進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試と4種類の区分を設けているが、それぞれの入試区分についての説明が不十分であるため、どのような学生の受験を想定しているのかなど、区分ごとの方針の違いについて明確にすること。
 - (2) 全選抜試験共通で口述試験のみを行う計画になっているが、口述試験のみでどのようにアドミッションポリシーを満たしているかを判断するのか不明である。人文社会科学の知識等を確認するための筆記試験を行うことも考えらえると思うが、入学者選抜の際に出願者に提出させる書類（例えば修士論文や研究計画書など）を全て明らかにした上で、口述試験の内容を具体的に説明し、入学者選抜の方法の妥当性について説明すること。
 - (3) 外国人留学生入試について、どの程度の日本語能力を有する学生を想定しているのかを、教育面及び学生生活面を含めて必要な語学力を明確にしつつ、本学としての留学生への配慮について明確にすること。
 - (4) 「④社会人及び外国人留学生の積極的な受け入れについて」の項目で説明されている内容は、社会人入試及び外国人留学生入試の対象者等についての説明であり、積極的な受け入れ方策ではない。大学として社会人の積極的な受け入れを計画しているのであれば、適切に記載を改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1. 設置の趣旨等を記載した書類で説明している「多文化社会」がもたらす状況や諸問題等の説明が、抽象的な記載に留まっている。より具体的な状況や諸問題等を説明した上で本博士後期課程における必要性を説明することが望まれるため、申請書の記載を充実させること。

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類においては、「多文化社会」がもたらす状況や諸問題を「多文化社会的状況」と表現している。その特徴は、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に答えられず苦戦していることにある。以下に例を挙げる。

第一に、「多文化社会的状況」にみる一般的かつ根源的な問題に対する、既存の学問的分業がともなう困難がある。すなわち、私たちが日常的に送る普段の生活では、個人、家族、市民、国民、国家、民族、宗教、文化、文明など生活のミクロからマクロな領域に至るまで、それら活動や意識には、常に摩擦や対立の契機を孕んでいる。私たちの選択や対応によっては、存在や意味の多様性を否定したり反動に繋がったりしかねないリスクを抱えている。例えば、欧米や日本におけるヘイト・スピーチがある。言うまでもなく、異なるバックグラウンドや利害をもつ民族や国民のあいだの共生は、「多文化社会的状況」における一般的かつ根源的な課題であるが、その問題解決に向けた選択や対応においては、法的・制度的観点という個別的な学問領域からのアプローチが中心であり、かえって対策ばかりが注目されることで、解決策をめぐる議論が硬直化してしまうリスクに晒されている。ここではむしろ、哲学や思想、歴史といった文化的観点からヘイト・スピーチを分析することで、これまでの研究や議論では見落とされてきた問題の本質を明らかにしていくことも重要であろう。

第二に、こうしたヘイト・スピーチをめぐる現象を注意深く見ると、本来は前提とすべき存在や意味の多様性が、今日ではむしろ意図して目指されるべき価値として標榜されていることに気が付く。こうした「多文化社会的状況」にみる価値の倒錯の問題の背景には、コミュニケーションを通じた意味の創出やルール革新など、言語が現実構成の基盤にあることへの理解が未だ不十分であることを指摘できる。言語の構造的（普遍的）側面への言語学的な理解とともに、コミュニケーションに根づいた多言語的世界の制度的構築を広く社会文化的観点から図っていくことは、「多文化社会的状況」における課題である。

第三に、人間が社会生活を送るなかで編み出し蓄積してきた歴史や文化は、「多文化社会的状況」にあって、ますます、現時点での立ち位置や利害関係からみた歴史や文化として制度化されたり解釈されたりする傾向を深めている。それゆえ歴史や文化は、世界との交叉、輻輳が日常化し深化した「多文化社会的状況」にみる「認識問題」として構築される側面を強めている。ここからもわかるように、歴史問題は認識論や存在論など近代学問の方法論そのもの（西洋近代文化）にかかわるものであり、決して歴史学だけで解決の道筋を示せる問題ではない。

第四に、「多文化社会的状況」にみる地球規模での不均衡な資源分配に伴う問題は、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題を顕在化させている。また、軍縮や核不拡散、核廃絶が未完

のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等での問題は、依然深刻である。こうした資源分配の不均衡は、科学・技術そのものの課題と結びつくだけでなく、その他の領域にも強く影響している。例えば 3.11 以降の核の産業利用をめぐる問題は、物理学や原子力工学など科学・技術の発展問題にとどまらず、むしろ、文化（例えば組織や地域にみる規範や秩序に関する文化）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが錯綜しながら、複雑な問題群を構成している。あるいは、遺伝子組み換えなども同様であり、単に科学・技術的な問題にとどまらず、文化（生態環境の調和や生命観など）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象とが輻輳しながら、領域横断的な問題群を構成している。

こうした「多文化社会的状況」にあって、事象を総合的にとらえ、問題の所在を明らかにし、解決に向けた道筋を指し示していくためには、もはや、学問の個別的な領域で形成された理論や概念からのアプローチだけでは、専門的な発見・説明・予測・解決を十分に図ることは難しい。むしろ求められるのは、「多文化社会的状況」に対応した新たな知の枠組みである。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (1~3 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性 (1) 設置の必要性及び趣旨</p> <p>この「多文化社会」がもたらす状況や諸問題を「多文化社会的状況」と言い表すならば、その特徴は、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられず苦戦していることにある。<u>以下に例を挙げる。</u></p> <p><u>第一に、「多文化社会的状況」にみる一般的かつ根源的な問題に対する、既存の学問的分業がともなう困難がある。すなわち、私たちが日常的に送る普段の生活では、個人、家族、市民、国民、国家、民族、宗教、文化、文明など生活のミクロからマクロな領域に至るまで、それら活動や意識には、常に摩擦や対立の契機を孕んでいる。私たちの選択や対応によっては、存在や意味の多様性を否定したり反動に繋がったりしかねないリスクを抱えている。例えば、欧米や日本におけるヘイト・スピーチがある。言うまでもなく、異なるバックグラウンドや利害をもつ民族や国民のあいだの共生は、「多文化社会的状況」における一般的かつ根源的な課題であるが、その問題解決に向けた選択や対応に</u></p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性 (1) 設置の必要性及び趣旨</p> <p>この「多文化社会」がもたらす状況や諸問題を「多文化社会的状況」と言い表すならば、その特徴は、文化と諸現象が錯綜するなかで諸問題が超域的に形成され、既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられず苦戦していることにある。</p> <p>例えば 3.11 以降の原発政策をめぐる問題が、物理学や原子力工学など自然科学の領域だけでなく、文化（例えば組織や地域にみる規範や秩序に関する文化）と諸現象が複雑に錯綜しながら構成されていることは明らかである。また、人工知能や臓器移植、遺伝子組み換えなど個別具体的で応用的な科学技術の急速な発展は、文化（生態環境の調和や生命観など）と諸現象が輻輳した総合的問題に対する関心や配慮を損ないやすい。しかしながら、もはや、学問の個別的な領域で形成された理論や概念からのアプローチでは、これまで発生した出来事やこれから発生し得る出来事に対して、専門的な発見・説明・予測・解決を図ることは難しい。</p> <p>この「多文化社会的状況」にあって、事象を</p>

においては、法的・制度的観点という個別的な学問領域からのアプローチが中心であり、かえって対策ばかりが注目されることで、解決策をめぐる議論が硬直化してしまうリスクに晒されている。ここではむしろ、哲学や思想、歴史といった文化的観点からヘイト・スピーチを分析することで、これまでの研究や議論では見落とされてきた問題の本質を明らかにしていくことも重要であろう。

第二に、こうしたヘイト・スピーチをめぐる現象を注意深く見ると、本来は前提とすべき存在や意味の多様性が、今日ではむしろ意図して目指されるべき価値として標榜されていることに気が付く。こうした「多文化社会的状況」にみる価値の倒錯の問題の背景には、コミュニケーションを通じた意味の創出やルールの革新など、言語が現実構成の基盤にあることへの理解が未だ不十分であることを指摘できる。言語の構造的（普遍的）側面への言語学的な理解とともに、コミュニケーションに根づいた多言語的世界の制度的構築を広く社会文化的観点から図っていくことは、「多文化社会的状況」における課題である。

第三に、人間が社会生活を送るなかで編み出し蓄積してきた歴史や文化は、「多文化社会的状況」にあって、ますます、現時点での立ち位置や利害関係からみた歴史や文化として制度化されたり解釈されたりする傾向を深めている。それゆえ歴史や文化は、世界との交叉、輻輳が日常化し深化した「多文化社会的状況」にみる「認識問題」として構築される側面を強めている。ここからもわかるように、歴史問題は認識論や存在論など近代学問の方法論そのもの（西洋近代文化）にかかわるものであり、決して歴史学だけで解決の道筋を示せる問題ではない。

第四に、「多文化社会的状況」にみる地球規模での不均衡な資源分配に伴う問題は、政策・

総合的にとらえ、問題の所在を明らかにし、解決に向けた道筋を指し示すために、既存の〈知〉を繋いでいく「超域性」と、そうした超域的な知に基づき、物事を総合的に捉えていく「俯瞰性」とを備えた、21世紀社会・人文社会科学のスタンダードとなる新たな学問知、すなわち「多文化社会学」が必要である。

制度・規範と人間の安全保障に関わる問題を顕在化させている。また、軍縮や核不拡散、核廃絶が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等での問題は、依然深刻である。こうした資源分配の不均衡は、科学・技術そのものの課題と結びつくだけでなく、その他の領域にも強く影響している。例えば 3.11 以降の核の産業利用をめぐる問題は、物理学や原子力工学など科学・技術の発展問題にとどまらず、むしろ、文化（例えば組織や地域にみる規範や秩序に関する文化）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象と錯綜しながら、複雑な問題群を構成している。あるいは、遺伝子組み換えなども同様であり、単に科学・技術的な問題にとどまらず、文化（生態環境の調和や生命観など）と、政治、経済、社会、歴史、心理、身体、自然などの諸現象と輻輳しながら、領域横断的な問題群を構成している。

こうした「多文化社会的状況」にあって、事象を総合的にとらえ、問題の所在を明らかにし、解決に向けた道筋を指し示していくためには、もはや、学問の個別的な領域で形成された理論や概念からのアプローチだけでは、専門的な発見・説明・予測・解決を十分に図ることは難しい。むしろ求められるのは、「多文化社会的状況」に対応した新たな知の枠組みである。すなわち、「多文化社会的状況」にあっては、既存の〈知〉を繋いでいく「超域性」と、そうした超域的な知に基づき、物事を総合的に捉えていく「俯瞰性」とを備えた、21 世紀社会・人文社会科学のスタンダードとなる新たな学問知、すなわち「多文化社会学」が必要である。

(改善事項) 多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 (D)

2. 学生確保の見通しについて、アンケート調査等により一定数の進学希望者がいることを説明しているが、より根拠のある説明を行うため、以下についてのデータや大学としての考え方を示し、改めて本専攻博士後期課程において、中長期的に学生が確保出来ることを説明すること。
- (1) 平成30年度開設の本専攻修士課程における開設後の定員充足の状況について、学内進学者、学外進学者、留学生、社会人別の内訳を示すこと。
- (2) 本研究科の教育・研究分野について日本国内における位置付けや、地域における位置付けを明確化すること。

(対応)

(1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について

平成30年度に設置した本研究科修士課程の入学定員は10名であり、定員充足の状況については、表1のとおりとなっている。毎年入学定員を大きく上回る志願者がいることから、多文化社会学の修得に確かな需要があることがわかる。

表1 多文化社会学研究科多文化社会学専攻修士課程定員充足状況について (入学定員10名)

	学内進学者				学外進学者				留学生				社会人				合計				
	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	定員超過率
平成30年度	3名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名	14名	14名	7名	6名	6名	5名	3名	3名	25名	21名	12名	11名	110%
平成31年度	4名	3名	3名	2名	1名	1名	0名	0名	13名	13名	6名	6名	5名	5名	3名	2名	23名	22名	12名	10名	100%
割合※	15%	9%	17%	14%	6%	5%	4%	5%	56%	63%	54%	57%	23%	23%	25%	24%					

※ 志願者、受験者、合格者及び入学者共にそれぞれの合計に占める割合(小数点第一を四捨五入)

(2) 本研究科の教育・研究分野について日本国内における位置付けや、地域における位置付けを明確化すること。

本研究科は、新しい〈学〉としての多文化社会学を修めることができる国内初の研究科であるとともに、本学の理念——長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献すること——を踏まえて、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生を掲げる、グローバルな性格を持った研究科である。

こうした特色を説明するものとして、例えば、核軍縮と平和の促進に取り組む国際学術ジャーナル「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」(J-PAND)の刊行や、「北東アジア非核化専門家パネル」の設置など、これら学術的国際発信を続ける核兵器廃絶研究センターの教員らが、本研究科に参画していることがあげられる。博士後期課程では「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、世界でも有数の核軍縮教育・研究環境のなかで、被ばく地長崎の

地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことができる。

このほかにも、本研究科では、長崎市民を中心に隆盛した民間の学である「長崎学」の現状などを鑑みて、「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。この民間を中心とした「長崎学」とは、「長崎市長崎学研究所」に拠れば、「長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究」のことであるが、今後の課題として、「長崎学」の体系化と後継者の育成が指摘されている。一方、本学では、長崎の歴史や文化に関する課題を学術面でサポートする分野横断型の研究グループ「地域文化研究会」を、既に学内に設立しており、これまでも、長崎にある国立大学として長崎研究の中心を担ってきた。このような背景からみても、この度新たに、本研究科が博士学位の取得を目指した長崎研究の機会を提供することは、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的創生にとっても、大きな意義を有するものと考えられる。

以上の2点を含め、改めて中長期的な学生確保の見通しを述べる。

本学が学内学生に対して実施した対面による意向調査の結果は「学生確保の見通し等を記載した書類」における表2のとおりである。

表2 本研究科博士後期課程に進学したいと回答した学生数

進学可能な年次	日本人学生	留学生	合計
令和2年度	1名	3名	4名
令和3年度	2名	4名	6名
令和4年度	1名	2名	3名
合計	4名	9名	13名

※進学可能な年次とは、博士後期課程への進学が可能となる最初の年次のこと。

例)平成30年度の時点で修士課程1年の学生は、令和元年度末に修士課程を修了するため、博士後期課程へ進学可能となる最初の年次は令和2年度である。

博士後期課程では令和2年度から令和4年度までの3年間、毎年少なくとも3名以上の確実な学内の進学希望者がいる。また、全国の学外学生及び社会人を対象としたインターネット調査結果は「学生確保の見通し等を記載した書類」における表5のとおりである。

表5 「非常に興味がある（進学を考えたい）」の年次ごとの人数

進学可能な年次	学外学生	社会人	合計
令和2年度	2名	4名	6名
令和3年度	3名	4名	7名
令和4年度	3名	4名	7名
令和5年度	3名	4名	7名
令和6年度	3名	4名	7名
その他（対象外）	2名	—	2名
合計	16名	20名	36名

※社会人の場合は学生と異なり、志願する時期は個々人の状況によるものが大きく、実際に志願するタイミングの予測が困難であるため、令和2年度から5年間で志願するものと仮定し、5年で割った人数である4名を毎年の進学希望者数として算定している。

本研究科が多文化社会学を修めることができる国内初の研究科であることや、長崎にある国立大学として、他大学にはない研究分野を提供することを踏まえると、全国の学外学生及び社会人を対象としたインターネット調査結果も十分に信頼できる。これらのアンケート調査の結果から見た学生確保の見通しは、「学生確保の見通し等を記載した書類」における表6のとおりである。

表6 令和2年度から5年にわたり見込まれる進学希望者数

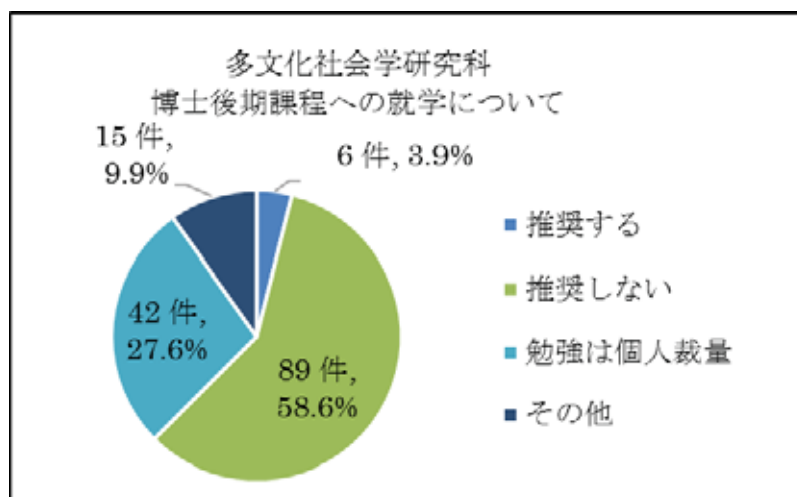
進学可能な年次	学内学生	学外学生	社会人	合計
令和2年度	4名	2名	4名	10名
令和3年度	6名	3名	4名	13名
令和4年度	3名	3名	4名	10名
令和5年度		3名	4名	7名
令和6年度		3名	4名	7名
合計	13名	14名	20名	47名

※学内学生には留学生を含む。

さらに、本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況で示したとおり、修士課程における受入学生の約半数は留学生であること、修士課程に関する進学説明会参加者へ実施したアンケート調査において、修士課程への進学に意欲のある複数の留学生が博士後期課程へ「ぜひ進学したい」という関心を示していること、既に中央民族大学（中国）の修士課程修了予定者から本研究科の教員に対して博士後期課程進学を前提とした相談が寄せられていること等から、海外からの進学希望者も十分に想定することができる。このほか、「学生確保の見通し等を記載した書類」における図4のとおり、本学が実施した企業等へのアンケート調

査においても、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨するとの回答が6件あった。

図4 多文化社会学研究科博士後期課程への就学について



したがって、入学定員3名を超過する十分な志願者数が見込まれることから、中長期的に学生を確保できるものとする。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (1 ページ)

新	旧
<p>1 学生確保の見通し (1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について <u>平成30年度に設置した本研究科修士課程の入学定員は10名であり、定員充足の状況については、表1のとおりとなっている。毎年入学定員を大きく上回る志願者がいることから、多文化社会学の修得に確かな需要があることがわかる。</u> 表1「【別紙1】参照」</p>	<p>1 学生確保の見通し (追加)</p>

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (6 ページ)

新	旧
<p>1 学生確保の見通し (4) 研究科の特色について <u>本研究科は、新しい〈学〉としての多文化社会学を修めることができる国内初の研究科で</u></p>	<p>1 学生確保の見通し (追加)</p>

あるとともに、本学の理念——長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献すること——を踏まえて、地球社会のインター・ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的な創生を掲げる、グローバルな性格を持った研究科である。

こうした特色を説明するものとして、例えば、核軍縮と平和の促進に取り組む国際学術ジャーナル「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」(J-PAND)の刊行や、「北東アジア非核化専門家パネル」の設置など、これら学術的国際発信を続ける核兵器廃絶研究センターの教員らが、本研究科に参画していることがあげられる。博士後期課程では「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、世界でも有数の核軍縮教育・研究環境のなかで、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことができる。

このほかにも、本研究科では、長崎市民を中心に隆盛した民間の学である「長崎学」の現状などを鑑みて、「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。この民間を中心とした「長崎学」とは、「長崎市長崎学研究所」に拠れば、「長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究」のことであるが、今後の課題として、「長崎学」の体系化と後継者の育成が指摘されている。一方、本学では、長崎の歴史や文化に関する課題を学術面でサポートする分野横断型の研究グループ「地域文化研究会」を、既に学内に設立しており、これまでも、長崎にある国立大学として長崎研究の中心を担ってきた。このような背景からみても、この度新たに、本研究科が博士学位の取得を目指した長崎研究の機会を提供することは、地球社会のインター・

ローカル・リレーションシップに基づく「世界と地域」の一体的創生にとっても、大きな意義を有するものと考える。	
---	--

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類 (6 ページ)

新	旧
<p>1 学生確保の見通し</p> <p>(5) 研究科としての見通しについて</p> <p>令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、毎年少なくとも 3 名以上の確実な進学希望者がいることに加えて、<u>「(4) 研究科の特色について」</u>で示したとおり、<u>多文化社会学を修めることができる研究科として設置された国内初の研究科であること、また、長崎にある国立大学として、他大学にはない研究分野を提供することを踏まえ、全国の学外学生及び社会人を対象としたインターネット調査からも、学生確保の見通しを判断することができる。</u>これらのアンケート調査の結果から見た学生確保の見通しは、表 6 のとおりである。</p> <p>また、本研究科において、<u>「(1) 本研究科修士課程における開設後の定員充足の状況について」</u>で示したとおり、<u>修士課程における受入学生の約半数は留学生であること、修士課程に関する進学説明会参加者へ実施したアンケート調査において、修士課程への進学に意欲のある複数の留学生が博士後期課程へ「ぜひ進学したい」という関心を示していること、既に中央民族大学(中国)の修士課程修了予定者から本研究科の教員に対して博士後期課程進学を前提とした相談が寄せられていること等から、海外からの進学希望者も十分に想定することができる。</u>このほか、後述する企業等へのアンケート調査においても、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨するとの回答が 6 件あり、表 6 の合計欄を上回</p>	<p>1 学生確保の見通し</p> <p>(3) 研究科としての見通しについて</p> <p>平成 32 年度から平成 34 年度までの 3 年間、毎年少なくとも 3 名以上の確実な進学希望者がいることに加えて、学外学生及び社会人を対象としたインターネット調査からも、学生確保の見通しを判断することができる。これらのアンケート調査の結果から見た学生確保の見通しは、表 5 のとおりである。</p> <p>また、本研究科において、修士課程における受入学生の約半数は留学生であること、修士課程に関する進学説明会参加者へ実施したアンケート調査において、修士課程への進学に意欲のある複数の留学生が博士後期課程へ「ぜひ進学したい」という関心を示していること、既に中国の修士課程修了予定者から本研究科の教員に対して博士後期課程進学を前提とした相談が寄せられていること等から、海外からの進学希望者も十分に想定することができる。このほか、後述する企業等へのアンケート調査においても、美術館、博物館及び海外展開しているコンサル会社等から社員又は職員に本研究科博士後期課程での就学を推奨するとの回答が 6 件あり、表 5 の合計欄を上回る進学希望者があるものと判断する。</p> <p>したがって、入学定員 3 名を超過する十分な志願者数が見込まれることから、進学希望者数から見た入学定員は適切なものであると考え</p>

る進学希望者があるものと判断する。

したがって、入学定員 3 名を超過する十分な志願者数が見込まれることから、進学希望者数から見た入学定員は適切なものであると考える。

(新)

【別紙1】

表1 多文化社会学研究科多文化社会学専攻修士課程定員充足状況について (入学定員10名)

	学内進学者				学外進学者				留学生				社会人				合計				
	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	志願者	受験者	合格者	入学者	定員超過率
平成30年度	3名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名	14名	14名	7名	6名	6名	5名	3名	3名	25名	21名	12名	11名	110%
平成31年度	4名	3名	3名	2名	1名	1名	0名	0名	13名	13名	6名	6名	5名	5名	3名	2名	23名	22名	12名	10名	100%
割合※	15%	9%	17%	14%	6%	5%	4%	5%	56%	63%	54%	57%	23%	23%	25%	24%					

※ 志願者，受験者，合格者及び入学者共にそれぞれの合計に占める割合（小数点第一を四捨五入）

3. 本博士後期課程においては、人文社会科学系の超域的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題等に取り組むことの出来る人材を養成することを掲げているが、例えば「履修モデル②(言語研究系)」の研究指導チームの構成を見ると、旧来の言語学の研究を行う教員体制になっているようにも見え、また、修士課程との違いも不明確である。修士課程との違いについて、ディプロマ・ポリシーとの比較も示して明らかにするとともに、現在の教育課程や、より具体的な教育方法及び指導方法を説明することで、目標とする人材を養成出来ることを明らかにすること。

(対応)

ここでは、本研究科博士後期課程で定めているディプロマポリシーが修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることを念頭に、それがわかるよう両者を改めて説明し、ディプロマポリシーを達成するための教育方法及び指導方法について説明する。そのうえで、研究指導チーム体制について説明し、例示された履修モデルに関しても言及する。

(1) ディプロマポリシーについて

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることから、まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。

博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけでなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーそれを継承、発展させた(1)の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究

- ②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究
 - ③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己―他者関係を構築するアジア研究
 - ④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究
 - ⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究
- (2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」
- (3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

(2) 教育方法、指導方法の修士課程との違いについて

博士後期課程では、以下の3点において修士課程における教育方法、研究指導體制、研究指導方法を高度化し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーの(1)から(3)の能力を養成する。

1点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した5つの研究領域(系)の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ(社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心)」と「多文化社会学特論Ⅱ(公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心)」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎学・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎学・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識（自己に対して優越的な意味を付与するため

に、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代学問の在り方に深く根差していること)を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

1点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名(主、副)体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

2点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員(主・副)の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目(研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ及び研究指導)により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。更に、「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士(学術)の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互

チェック作用も期待できる。

(3) 「履修モデル」の研究指導チームの構成について

「(2) 教育方法, 指導方法の修士課程との違いについて」で記載したとおり, 博士後期課程では修士課程における教育方法, 研究指導體制, 研究指導方法を高度化し, 多文化社会学のなご一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてディプロマポリシーに掲げる能力を養成する。研究指導チームの構成について言及すると, 主指導教員と副指導教員 2 名の 3 名からなる研究指導チーム体制とすることに加え, 副指導教員のうち少なくとも 1 名を主指導教員とは異なる系から選出することで, 研究の手法や観点における学際性を担保しており, 修士課程よりも高度な研究指導體制となっている。

設置の趣旨等を記載した資料に列挙した履修モデル例①から⑤においても, 上述した学際的な研究指導チーム体制としている。例えば, 履修モデル例②(言語研究系)について説明すると, 研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが, 研究指導チームを構成する教員 3 名のうち, 専門分野が社会言語学である副指導教員 2 ※(特に, ドイツにおけるトルコ系移民や, トルコにおけるクルド人問題を取り上げ, 社会的葛藤過程と言語行為との関係を, 言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して, 記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している)は, 言語研究系とは異なる研究領域である社会文化研究系に属しており, 旧来の言語学の研究にはない観点から指導を行う学際的な体制としていることから, 人文社会科学系の超域的な専門知である多文化社会学を修得し, 21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題等に取り組むことの出来る人材を養成することが可能な指導體制となっている。また, 長崎県は他の都道府県に比べて宗教をとまなう移住を大きく経験してきた土地であり, 移住に伴う言語行動の変容, 維持を理解するには, 民俗学, 宗教学及び歴史学の知見が不可欠である。この観点から, 言語研究系では, 上述した履修モデル②のほか, 民族学, 宗教学及び歴史学の学問を専門とする教員を副指導教員とする研究指導チーム体制も想定され, 旧来の言語学の研究を行う研究体制とは異なる研究指導チーム体制により研究指導を行う。

※本件はあくまで履修モデルの一例であるが, 社会言語学を専門分野とする副指導教員 2 の以下の業績からも旧来の言語学にはない観点から研究指導を行うことができる。

- ・ 学術論文「言語の, 社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術としての, 音楽化」
- ・ 著書「言語と人間性 — コンフリクト社会に見る言語行為と多言語」など

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10~11 ページ)

新	旧
1 設置の趣旨及び必要性 (4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材 イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー	1 設置の趣旨及び必要性 (4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材 イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー

① ディプロマポリシー（本研究科博士後期課程共通の人材育成像）

本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることから、まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。

修士課程のディプロマポリシーは21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。

博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけでなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させた(1)の能力のほかに、

① ディプロマポリシー（本研究科博士後期課程共通の人材育成像）

大学院多文化社会学研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で謳っているディプロマポリシーを継承、発展させたものである。

修士課程のディプロマポリシーは、21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題(①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題等)に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成することである。

博士後期課程では、この修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越的かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成する。

すなわち、多文化社会学の更なる高度化では、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。その上で、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本

博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>
(同右)

質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

上記を踏まえ、博士後期課程では以下のディプロマポリシーを掲げる。

<ディプロマポリシー>

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究

②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究

③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究

④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究

⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める能力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新たな知と価値を創生するなかで、自立的に研究を遂行することができる卓越した能力又は高度に専門的な職業に従事することができる卓越した能力

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料 5)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材</p> <p>イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー</p> <p>【資料 4】(追加)</p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材</p> <p>イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー</p> <p>【資料 4】<u>【資料 5】</u></p> <p>【資料 5】:【別紙 2】参照</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (12~14 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材</p> <p>イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー</p> <p>② 教育方法, 指導方法の修士課程との違いについて</p> <p><u>詳細については後述するが, 博士後期課程では, 以下の 3 点において修士課程における教育方法, 研究指導體制, 研究指導方法を高度化し, 多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレベルでの修得を通じてこれらの能力を養成する。</u></p> <p><u>1 点目は, 多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法である。修士課程では, 「学問のプラクティス」科目として, 5 つの科目群 (「グローバル・スタディーズ科目群」, 「言語多様性科目群」, 「環海日本長崎学・アジア研究科目群」, 「政策科学科目群」, 「核軍縮・不拡散科目群」) の中で履修するが, 履修方法としては, 5 つの科目群のうち, 1 つを主選択することとしており, 必ずしも 5 つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方, 博士後期課程では, 修士課程の科目群を発展的に継承した 5 つの研究領域</u></p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(4) 多文化社会学研究科博士後期課程が育成する人材</p> <p>イ 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー</p> <p>(追加)</p>

(系)の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ(社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心)」と「多文化社会学特論Ⅱ(公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心)」の受講により徹底的に修得することができる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」の研究領域から、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等にみる存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の实態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識(自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代

学問の在り方に深く根差していること)を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名(主、副)体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任

であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目（研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ及び研究指導）により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い、成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では、「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで、研究計画の更新と、これに基づき、資料・データの収集、分析、考察を更に進めさせ、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに、その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。さらに、「研究指導」では、「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年末には研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し、その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで、研究の進捗状況を定期的に確認し、論文作成における手戻りを減らし、論文を計画的に作成することが可能となり、研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組</p> <p>③ 学際的かつ柔軟な研究指導チームの編成方法</p> <p><u>修士課程では、指導教員 2 名 (主, 副) 体制としているが、博士後期課程では、</u>主指導教員と副指導教員 2 名の 3 名からなる、学際的な研究指導チームを構築する。</p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組</p> <p>③ 学際的かつ柔軟な研究指導チームの編成方法</p> <p>主指導教員と副指導教員 2 名の 3 名からなる、学際的な研究指導チームを構築する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (20, 22 ページ)

新	旧
<p>3 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色</p> <p>① 「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」で養成する力</p> <p><u>多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法について、修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5 つの科目群 (「グローバル・スタディーズ科目群」, 「言語多様性科目群」, 「環海日本長崎学・アジア研究科目群」, 「政策科学科目群」, 「核軍縮・不拡散科目群」) の中で履修するが、履修方法としては、5 つの科目群のうち、1 つを主選択することとしており、必ずしも 5 つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。</u></p> <p>博士後期課程では、「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目 (必修・各 2 単位) を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。</p> <p>② 「研究演習Ⅰ」, 「研究演習Ⅱ」及び「研究</p>	<p>3 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色</p> <p>① 「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」で養成する力</p> <p>(追加)</p> <p>「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目 (必修・各 2 単位) を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。</p> <p>② 「研究演習Ⅰ」, 「研究演習Ⅱ」及び「研究</p>

<p>指導」で養成する力</p> <p>研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週 1 回のゼミを通じて 1 年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1 年次より在学年次に応じた次の 3 つの科目により研究指導をより高い水準で実施する。「研究演習 I」では、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21 世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員 2 名の計 3 名からなり、副指導教員のうち少なくとも 1 名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究成果は「研究成果報告書 I」にまとめる。</p>	<p>指導」で養成する力</p> <p>（追加）</p> <p>「研究演習 I」では、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」のうち、いずれかの系（研究領域）に基づいて研究課題にアプローチし、研究指導チームの指導の下、21 世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施していく。研究指導チームは、主指導教員と副指導教員 2 名の計 3 名からなり、副指導教員のうち少なくとも 1 名を主指導教員とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保する。研究成果は「研究成果報告書 I」にまとめる。</p>
---	---

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（30 ページ）

新	旧
<p>5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>多文化社会学研究科博士後期課程の教育方法、履修指導、研究指導は、多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21 世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能</p>	<p>5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>多文化社会学研究科博士後期課程の教育方法、履修指導、研究指導は、多文化社会学のより高度なレベルでの洗練化を通じて、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21 世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能</p>

力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することを目的としている。よって、以下のように(1) <u>博士後期課程のディプロマポリシー</u> 、(2) 教育方法及び履修方法、(3) 研究指導、(4) 教育課程と履修モデル、(5) 修了要件、(6) 学位論文の審査体制及び公表方法等、(7) 研究の倫理審査体制、等について運用・規定する。	力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することを目的としている。よって、以下のように(1) 教育方法及び履修方法、(2) 研究指導、(3) 教育課程と履修モデル、(4) 修了要件、(5) 学位論文の審査体制及び公表方法等、(6) 研究の倫理審査体制、等について運用・規定する。
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (30～33 ページ)

新	旧
<p>5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(1) 本研究科博士後期課程のディプロマポリシー</p> <p>1) <u>ディプロマポリシー (本研究科博士後期課程共通の人材育成像)</u></p> <p><u>本研究科博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させていることから、まず修士課程のディプロマポリシーについて説明する。</u></p> <p><u>修士課程のディプロマポリシーは21世紀社会の「多文化社会的状況」における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができることである。</u></p> <p><u>博士後期課程では、多文化社会学の更なる高度化において、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルの接続を図り、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合して、人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立が目指される。すなわち、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地か</u></p>	<p>5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(追加)</p>

ら問題の発見・説明・予測・解決に取り組むだけでなく、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人等を養成することが求められている。

したがって、博士後期課程のディプロマポリシーは、修士課程で得られた成果を踏まえつつ、その専門性をなお一層深化させて、卓越かつ独創的な多文化社会学の専門家を養成するため、以下のとおり修士課程のディプロマポリシーを継承、発展させた(1)の能力のほかに、博士後期課程で養成する人材に必要な能力である(2)及び(3)の能力で構成されている。

<ディプロマポリシー>

21世紀の「多文化社会的状況」における諸問題について、次の(1)から(3)の能力を有していること。

(1) 以下のいずれかの研究を行い、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力

①共生と多様性の理論の確立を目指す社会文化研究

②言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究

③日本・長崎の視点から、21世紀の人文社会科学の土台となる新たな自己—他者関係を構築するアジア研究

④グローバルな公共的価値を形成する公共政策研究

⑤核兵器廃絶の推進に寄与する平和に関する理論的及び実践的研究

(2) 人文社会科学系の再編を通じた多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法のより一層高度な修得を通じた、「多文化社会

的状況」における「問題本質を見極める能力」
又は「問題解決に向けた多様な解を提示する能
力」

(3) 異なる社会の経験と理論を往還し、新た
な知と価値を創生するなかで、自立的に研究を
遂行することができる卓越した能力又は高度
に専門的な職業に従事することができる卓越
した能力

2) 教育方法、指導方法の修士課程との違い について

詳細については後述するが、博士後期課程で
は、以下の 3 点において修士課程における教
育方法、研究指導体制、研究指導方法を高度化
し、多文化社会学のなお一層高度で卓越的なレ
ベルでの修得を通じてこれらの能力を養成す
る。

1 点目は、多文化社会学の基盤的かつ汎用性
を持った知と方法を修得するための教育方法
である。修士課程では、「学問のプラクティス」
科目として、5 つの科目群（「グローバル・ス
タディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環
海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学
科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履
修するが、履修方法としては、5 つの科目群の
うち、1 つを主選択することとしており、必ず
しも 5 つの科目群全ての科目を履修するとは
限らない。一方、博士後期課程では、修士課程
の科目群を発展的に継承した 5 つの研究領域
（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文
化社会学特論Ⅰ（社会文化研究系、言語研究系
及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域
が中心）」と「多文化社会学特論Ⅱ（公共政策
研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が
中心）」の受講により徹底的に修得することが
できる。

多文化社会学特論Ⅰでは、「社会文化研究系」
の研究領域から、文化的他者への理解と共感に

基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等に見る存在や意味の多様性を明確にする力を身につけ、その上で、問題解決への多様な解の持続的更新を可能にする、独創的かつ卓越的な理論と方法及び選択の基盤を構築する力を養成する。

「言語研究系」の研究領域からは、言語を文法的・音声的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることの専門的理解を深めることのできる力を身につけ、その上で、独創的かつ卓越的な理論と方法及び相互理解の原理的解決の可能性を明確にするための力を身につける。

「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域からは、従来の日本研究の諸成果を、東アジア及び世界に位置づけなおし、ヒト、モノ、コトの流動のなかにある日本、その1つの拠点としての長崎という視点から、トランス・ディシプリナリーな環海日本長崎・アジア及び世界の実態と展望を明らかにする力を身につける。すなわち、環海日本長崎研究・アジア研究の独創的かつ卓越的な理論と方法として、オリエンタリズム的認識(自己に対して優越的な意味を付与するために、他者を一段劣った存在として、搾取や救済の対象に据えて構築すること、このような自己中心的な自己-他者認識が、「他者支配の言説」(ディスコース)に基づく近代学問の在り方に深く根差していること)を脱構築し、グローバリゼーションにおける世界や学問の脱中心化と多中心化の動向にも注視しながら、21世紀の学問の前提となる、新たな自己-他者関係を明らかにするための力を身につける。

多文化社会学特論Ⅱでは、「公共政策研究系」の研究領域から、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を

行うために、独創性と卓越性を備えた専門的、実践的により高度なレベルでの理論と方法の力を身につけた上で、政策過程の各段階でそれぞれのアクターが演じる役割や限界を理解するとともに、現在の国際関係を批判的に検討し、グローバルな公共的価値の形成と実現を探究する力を養成する。

また、「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域からは、核抑止力に依存しない安全保障の枠組みや核不拡散の関係等について国際情勢を注視しつつ分析・考察し、核軍縮・不拡散に関する専門性の涵養を通じて、核なき世界の形成と実現を探究し、核軍縮・不拡散分野における、人道面・安全保障・経済等の問題についての専門的解決を図っていくことのできる力を養成する。

2点目は、研究指導チームの編成方法である。修士課程では、指導教員2名（主、副）体制としているが、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員2名の3名からなる研究指導チーム体制とすることに加え、副指導教員のうち少なくとも1名を主指導教員とは異なる系から選出することで、研究の手法や観点における学際性を担保する。学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は適宜、指導体制の見直しを行う。また、学生の研究テーマと各学外連携機関との連携研究分野及び学外アドバイザー候補者の研究分野を照らし合わせ、学生の研究を推進する上で適任であるかを選出の基準とし、学生一人ひとりの研究内容に沿った学外アドバイザーを配置する。

3点目は、指導方法である。研究指導の方法について、修士課程では、指導教員（主・副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身につけるとともに、週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行っている。博士後期課程では、1年次より在学年次に応じた3つの科目（研

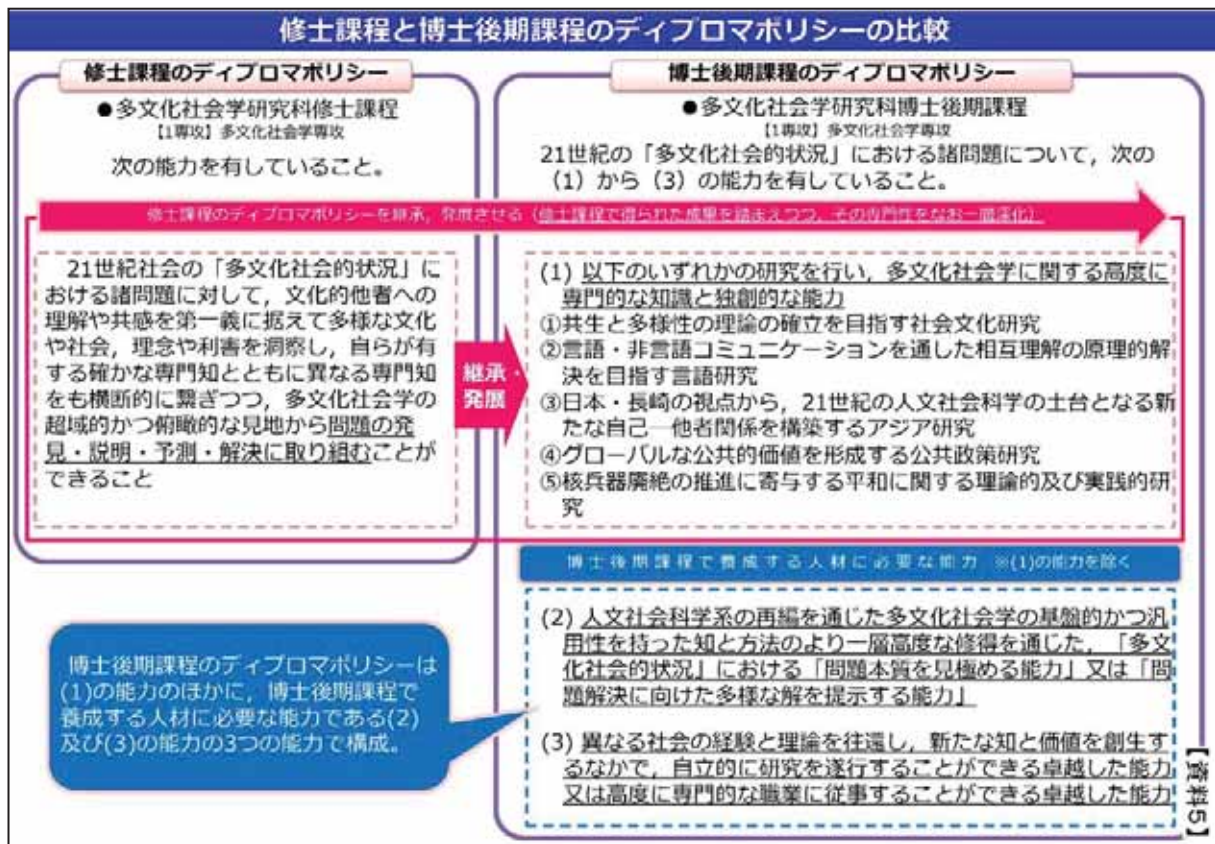
研究演習Ⅰ，研究演習Ⅱ及び研究指導)により研究指導をより高い水準で実施する。特に、「研究演習Ⅰ」において、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」を養い，成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめさせる。「研究演習Ⅱ」では，「研究演習Ⅰ」の成果を更に発展させるなかで，研究計画の更新と，これに基づき，資料・データの収集，分析，考察を更に進めさせ，「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」又は「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の更なる高度化を図るとともに，その中間的成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめさせる。さらに，「研究指導」では，「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ，先行研究の読解とその批判的検討の成果を更に発展させつつ，博士（学術）の学位に相応しい論点，方法，分析，考察，論証を有した博士論文の作成を指導する。各学年末には研究指導チームの教員に加えて，研究科に所属する他の教員や院生，国内外の学外連携機関の学外アドバイザーが参加する合同中間発表会を開催し，その学年1年間の研究内容の中間発表と議論を行うことで，研究の進捗状況を定期的に確認し，論文作成における手戻りを減らし，論文を計画的に作成することが可能となり，研究指導チーム間の相互チェック作用も期待できる。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料9)

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 (3) 教育課程と履修モデル 【資料9】履修モデル例 (その2) 【資料9】：【別紙3】参照	設置の趣旨等を記載した書類 5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 (4) 教育課程と履修モデル 【資料9】履修モデル例 (その2) 【資料9】：【別紙4】参照

新	旧
<p>5 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(4) 教育課程と履修モデル</p> <p><履修モデル例②: 言語研究系の場合></p> <p>(中略)</p> <p>また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員 1 はコミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員 2 は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。</p> <p><u>なお、本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが、副指導教員 2 はドイツにおけるトルコ系移民や、トルコにおけるクルド人問題を取り上げ、社会的葛藤過程と言語行為との関係を、言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦術に着目して、記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから、本研究科博士後期課程においては、言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。</u></p>	<p>5 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(3) 教育課程と履修モデル</p> <p><履修モデル例②: 言語研究系の場合></p> <p>(中略)</p> <p>また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員 1 はコミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員 2 は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。</p> <p>(追加)</p>

【別紙2】修士課程と博士後期課程のディプロマポリシーの比較



【資料5】

【別紙3】履修モデル例（その2）

多文化社会学研究科博士後期課程 履修モデル例（その2）	
<履修モデル例②> 言語研究系	
養成する 人材	研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※ 以下のモデル例は、社会人の学びなおし（現職教員）のケース
博士論文題目「コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について」	
D3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3年次通年「研究指導」(研究指導科目)4単位</p> <p>「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理的解決を目指す言語研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【研究指導チーム】 主指導教員：言語研究系（英語学、応用言語学） 副指導教員1：言語研究系（語用論） 副指導教員2：社会文化研究系（社会言語学）</p> <p>【研究の概要】 言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に、表層に反映された談話文やコミュニケーションパターンなどのコーパス分析を通して、言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究を行う。また、言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって、社会が抱える問題にも向き合い、その解決策を探究する。</p> <p>1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。</p> <p>また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員1はコミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員2は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。</p> <p>なお、本モデルにおける研究指導チームは言語学を専門とする教員のみで構成されているが、副指導教員2はドイツにおけるトルコ系移民や、トルコにおけるクルド人問題を取り上げ、社会的葛藤過程と言語行為との関係を、言語の社会記憶建設様式と迫害犠牲者の自己保存戦略に着目して、記憶と記憶に関連する現象の文脈から研究している点で他の教員と異なる性格を有していることから、本研究科博士後期課程においては、言語研究系ではなく社会文化研究系の教員として研究指導に携わることで学際性を担保している。</p> </div>
D2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2年次通年「研究演習Ⅱ」(演習科目)4単位</p> <p>「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通じて、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ、各目的の研究を更に進めていく。</p> <p>具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。</p> </div>
D1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1年次通年「研究演習Ⅰ」(演習科目)4単位</p> <p>「言語研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。</p> <p>研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「言語研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。</p> <p>具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成 (2)研究計画に基づき、各目的の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」(講義科目)2単位</p> <p>俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」(講義科目)2単位</p> <p>俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成</p> </div>

【別紙4】履修モデル例（その2）

多文化社会学研究科博士後期課程 履修モデル例（その2）	
＜履修モデル例②＞ 言語研究系	
養成する 人材	研究者（留学生の母国の大学や研究機関を含む。）、グローバルに展開する企業、国際機関、社会人の学びなおし ※ 以下のモデル例は、社会人の学びなおし（現職教員）のケース
博士論文題目「コーパス分析を中心とした中間構文の使用域とその本質について」	
D3	<p>3年次通年「研究指導」(研究指導科目)4単位</p> <p>「研究演習Ⅰ」及び「研究演習Ⅱ」で取り組んだ内容を踏まえ、その成果を更に発展させていくなかで、博士（学術）の学位に相応しい論点、方法、分析、考察、論証を有した博士論文を作成し、ディプロマポリシーに定める「言語・非言語コミュニケーションを通じた相互理解の原理解決を目指す言語研究」を通して多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を獲得する。</p> <p>【研究指導チーム】 主指導教員：言語研究系（英語学、応用言語学） 副指導教員1：言語研究系（語用論） 副指導教員2：社会文化研究系（社会言語学）</p> <p>【研究の概要】 言語使用場面における意味の生成と理解を人間の言語能力の深層部分に求めると同時に、表層に反映された談話文やコミュニケーションパートナーなどのコーパス分析を通して、言語及び言語コミュニケーションや非言語コミュニケーションの本質にせまる研究を行う。また、言語使用の場面と言語を使用する人々を取り巻く環境にも目を向けることによって、社会が抱える問題にも向き合い、その解決策を探究する。 1年次の「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」において、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。 また、「研究演習Ⅰ」、「研究演習Ⅱ」及び「研究指導」において、言語研究系の方法論を学び、「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を身につける。具体的には、主指導教員は英語学（特に動詞意味論）、応用言語学の観点から指導を行い、副指導教員1はコミュニケーションについて語用論、談話分析の観点から指導を行い、副指導教員2は意識と言語の関連を社会言語学の観点から指導を行う。 （追加）</p>
D2	<p>2年次通年「研究演習Ⅱ」(演習科目)4単位</p> <p>「研究演習Ⅰ」の成果を継承し、更に発展させていくなかで、主指導教員及び副指導教員からの指導を通して、「多文化社会的状況」における「問題本質を見極める力」のなお一層の高度化を図りつつ、各目の研究を更に進めていく。 具体的には、「研究演習Ⅰ」と同様に(1)~(4)を行い、(5)研究成果を「研究成果報告書Ⅱ」にまとめて提出する。なお、学生の研究計画の見直し等により、研究テーマの変更が生じた場合は、適宜研究指導チーム体制の見直しを実施する。</p>
D1	<p>1年次通年「研究演習Ⅰ」(演習科目)4単位</p> <p>「言語研究系」の観点から研究課題にアプローチし、主指導教員及び副指導教員の指導の下、21世紀の「多文化社会的状況」におけるより一層高度な「問題本質を見極める力」を養うなかで、持続可能な社会の構築に資する質の高い研究計画を立案し、それに基づき研究を実施。 研究指導チームは、主指導教員と副指導教員2名の計3名からなり、副指導教員のうち少なくとも1名を「言語研究系」とは異なる系から選出することで、多文化社会学研究に相応しい学際性を担保。 具体的には、次の(1)~(5)の指導を行う。 (1)研究指導チームの指導のもと、研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法を明確にしつつ、研究計画書を作成 (2)研究計画に基づき、各目の研究テーマに関連した先行研究を収集し、その読解及び批判的検討を通じて、研究の目的、意義、方法の深化に繰り返し取り組む (3)研究課題の遂行に必要な資料やデータの収集、分析、考察を行う (4)研究指導チームの教員に加えて、研究科に所属する他の教員や院生、国内外の包括連携機関の学外アドバイザーが参加する学年末の合同中間発表会で、研究計画及び進捗状況を報告し議論を行う (5)研究成果を「研究成果報告書Ⅰ」にまとめて提出する</p> <p>1年次第2Q「多文化社会学特論Ⅱ」(講義科目)2単位</p> <p>俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「公共政策研究系」と「核兵器廃絶・平和学系」の研究領域を中心に、公共政策の課題設定と設計、政策形成と決定、政策実施と管理、政策評価を通じて、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題解決に向けた多様な解を提示する力」の基盤を形成</p> <p>1年次第1Q「多文化社会学特論Ⅰ」(講義科目)2単位</p> <p>俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学において、「社会文化研究系」、「言語研究系」及び「環海日本長崎学・アジア研究系」の研究領域を中心に、21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」の基盤を形成</p>

(改善事項) 多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 (D)

4. 学外アドバイザーについて、学生の学びによっては4機関以外の機関における学びが必要になることも想定されることから、修士課程における連携機関を挙げるとともに、今後連携機関を増やしていく構想があるかについて大学としての考えを説明すること。

(対応)

博士後期課程において連携を予定している4機関(ライデン大学(オランダ)、国際基督教大学、国立歴史民俗博物館及び公益財団法人東洋文庫)については、現在修士課程においても連携の実績がある。修士課程ではこの4機関に加えて、中国社会科学院大学、天津師範大学、北京外国語大学、吉林大学(いずれも中国)、国立台湾大学(台湾)、エディンバラ大学(オーストラリア)、キール大学(イギリス)及びウィニペグ大学(カナダ)等の機関と連携しているほか、近く中国文化大学(台湾)と学術交流協定を締結する予定としている。

博士後期課程では、学生に対する教育及び研究に関する連携・協力への合意がある機関から学外連携機関研究者(学外アドバイザー)を選出するが、主な役割として、各学年末に実施される「合同中間発表会」にオブザーバーとして参加し、研究助言を行うことや、学位審査委員の副査として選出し「論文公聴会」で質疑応答や最終試験を行うこと、更に、適宜、講演者として招き、学生に対して研究内容等の講演を実施することがある。そのため、事前に博士後期課程で連携する研究分野及び学外アドバイザー適任者の選出等、連携機関との共通理解のもと調整を行う必要があるため、申請時点では4機関との連携であったが、今後、上記機関とも学生の教育や研究指導等について連携する予定である。

(改善事項) 多文化社会学研究科 多文化社会学専攻 (D)

5. 本学においては、2学期制とクォーター制を併用し、科目により前期・後期又は第1クォーター～第4クォーターの各クォーターで開設する科目がある。本専攻博士後期課程においては、「多文化社会学特論Ⅰ」及び「多文化社会学特論Ⅱ」を第1及び第2クォーターに開設する構想であるが、両科目ともオムニバス科目であることから、自律的・自発的な研究を行う研究者を養成する本専攻博士後期課程において、オムニバス科目を開設する意義や、クォーター制を導入する意義について、両科目の教育課程における位置付け等を踏まえて、大学としての考えを説明すること。

(対応)

(1) クォーター制を導入する意義について

オムニバス科目で徹底的な修得を図る基盤的知識は、あくまで研究を計画・遂行するための土台となる部分であり、学生はその基盤的知識をもって研究を行うこととなる。3年間という博士後期課程の時間的制約を考慮し、早期に基盤的知識を徹底的に修得させること及び十分な研究時間を確保することを目的としてクォーター制を導入している。

(2) 自律的・自発的な研究を行う研究者を養成する本専攻博士後期課程において、オムニバス科目を開設する意義について

修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「言語多様性科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「政策科学科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）の中で履修するが、履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。一方、博士後期課程では、修士課程の科目群を発展的に継承した5つの研究領域（系）の基盤的知識を、必修科目である「多文化社会学特論Ⅰ（社会文化研究系、言語研究系及び環海日本長崎学・アジア研究系の研究領域が中心）」と「多文化社会学特論Ⅱ（公共政策研究系及び核兵器廃絶・平和学系の研究領域が中心）」の受講により徹底的に修得する。

すなわち、「社会文化研究系」、「言語研究系」、「環海日本長崎学・アジア研究系」、「公共政策研究系」及び「核兵器廃絶・平和学系」の各視点から 21世紀社会の「多文化社会的状況」に対する独創的で卓越的な「問題本質を見極める力」及び「問題解決に向けた多様な解を提示する力」について、高度に基盤的な力を修得する。これらの能力を身に付けるためには、各系の視点から文化的他者への理解や共感を第一義に据えて、長崎とアジア・世界を結ぶ社会、文化、ネットワークや核軍縮・不拡散政策等に関する多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、専門知を横断的に繋ぐことで物事を総合的に捉える必要があることから、オムニバス形式を採用している。

学生は両科目を履修し、基盤的知識を確固たるものとしたうえで、いずれかに基づいて研究課題にアプローチするカリキュラム構成となっている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組</p> <p>② クォーター制の導入</p> <p>本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の 2 学期）ではなく、クォーター制（8 週ずつの 4 学期で構成）とする。これによって、カリキュラム編成が柔軟なものとなり、各学生の研究の必要に応じた資料収集、フィールドワーク、インターンシップなどの実施が可能となる。</p> <p><u>特に、1 年次第 1・第 2 クォーターで受講する「多文化社会学特論 I」、</u><u>「多文化社会学特論 II」で徹底的な修得を図る基盤的知識は、あくまで研究を計画・遂行するための土台となる部分であり、学生はその基盤的知識をもって研究を行うこととなる。3 年間という博士後期課程の時間的制約を考慮し、</u><u>早期に基盤的知識を徹底的に修得させること及び十分な研究時間を確保することを目的としてクォーター制を導入している。</u></p>	<p>1 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(5) 本研究科博士後期課程の特色ある取組</p> <p>② クォーター制の導入</p> <p>本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の 2 学期）ではなく、クォーター制（8 週ずつの 4 学期で構成）とする。これによって、カリキュラム編成が柔軟なものとなり、各学生の研究の必要に応じた資料収集、フィールドワーク、インターンシップなどの実施が可能となる。</p> <p>(追加)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (20 ページ)

新	旧
<p>3 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色</p> <p>① 「多文化社会学特論 I」と「多文化社会学特論 II」で養成する力</p> <p><u>多文化社会学の基盤的かつ汎用性を持った知と方法を修得するための教育方法について、</u><u>修士課程では、「学問のプラクティス」科目として、5 つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、</u><u>「言語多様性科目群」、</u><u>「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、</u><u>「政策科学科目群」、</u></p>	<p>3 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成——教育課程の特色</p> <p>① 「多文化社会学特論 I」と「多文化社会学特論 II」で養成する力</p> <p>(追加)</p>

<p>「核軍縮・不拡散科目群」の中で履修するが、<u>履修方法としては、5つの科目群のうち、1つを主選択することとしており、必ずしも5つの科目群全ての科目を履修するとは限らない。</u>博士後期課程では、「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目（必修・各2単位）を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。</p>	<p>「多文化社会学特論Ⅰ」と「多文化社会学特論Ⅱ」の講義科目（必修・各2単位）を設定し、本研究科博士後期課程の目指す人材育成のための基盤的知識を徹底的に修得する。</p>
---	--

6. 選抜方法等について不明確であるため、以下の点について明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (1) 進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試と4種類の区分を設けているが、それぞれの入試区分についての説明が不十分であるため、どのような学生の受験を想定しているのかなど、区分ごとの方針の違いについて明確にすること。
 - (2) 全選抜試験共通で口述試験のみを行う計画になっているが、口述試験のみでどのようにアドミッションポリシーを満たしているかを判断するのか不明である。人文社会科学の知識等を確認するための筆記試験を行うことも考えらえると思うが、入学者選抜の際に出願者に提出させる書類(例えば修士論文や研究計画書など)を全て明らかにした上で、口述試験の内容を具体的に説明し、入学者選抜の方法の妥当性について説明すること。
 - (3) 外国人留学生入試について、どの程度の日本語能力を有する学生を想定しているのかを、教育面及び学生生活面を含めて必要な語学力を明確にしつつ、本学としての留学生への配慮について明確にすること。
 - (4) 「④社会人及び外国人留学生の積極的な受け入れについて」の項目で説明されている内容は、社会人入試及び外国人留学生入試の対象者等についての説明であり、積極的な受け入れ方策ではない。大学として社会人の積極的な受け入れを計画しているのであれば、適切に記載を改めること。

(対応)

- (1) 進学者選考, 一般入試, 社会人入試, 外国人留学生入試の区分ごとの方針の違いについて
＜進学者選考＞

本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。

＜社会人入試＞

入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。

＜外国人留学生入試＞

日本国籍を有しない者(日本国永住許可を得ている者を除く。)を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。

＜一般入試＞

上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆

盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。

(2) 口述試験の内容について

本研究科博士後期課程のアドミッションポリシーでは、人材育成の基盤となる次のような資質を持った学生を選抜することを掲げている。

- ① 人文社会科学に関する素養と知識を持つ
- ② 21世紀社会の「多文化社会的状況」——非対称的で不均等な社会の在り方、不均衡な資源分配に伴うリスクの拡大、民族・宗教・文化・国家等の摩擦や対立などが、世界のなお一層の交叉・輻輳をともしつつ、複雑な諸問題を生み出している状況——に対して、理解と共感を深めることができる
- ③ 広く世界のさまざまなバックグラウンドを持つ人々との交流とともに、地球社会の発展と幸福に貢献することに関心を持つ

こうしたアドミッションポリシーを満たしているかを判断するため、入学者選抜の際に出願者に提出させる書類は次のとおりである。

- ・研究計画書（研究テーマ、志望理由、研究計画/関心領域の概要を記載したもの）
- ・修了（見込）証明書、成績証明書（最終学歴のみ）
- ・研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの、学位論文、学術論文、研究報告、学会発表、特許等の実績を記載したもの）
- ・研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に関係する職務経歴について詳述したもの）
- ・研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）
- ・語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意、IELTS, TOEFL, 日本語能力試験等）

口述試験では、研究計画書等の提出された書類に基づき、受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等）、入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性、新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また、各学生の研究課題で求められる語学力、講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。いずれも、学生の資質を見極めるため、十分な口述試験時間を確保することに留意する。

以上の方策により、アドミッションポリシーで定める資質を持った学生の選抜を行う。

(3) 外国人留学生入試対象者に求める日本語能力及び留学生への配慮について

講義科目「多文化社会学特論Ⅰ」、「多文化社会学特論Ⅱ」については原則として日本語で開講するため、講義を日本語で受講できる水準の日本語能力を必要とする。この水準は、日本語能力試験の N1 レベル程度が目安であるが、求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。なお、口述試験の参考として、日本語能力を証明できるもの（日本語能力試験等）の提出を任意で求める。学生生活面についても、講義科目を日本語で受講できる水準の日本語能力があれば問題ないとする。

留学生に対しては、専門の相談窓口を設けており、学習面・生活面での相談が可能となっているほか、ビザ申請等渡日に係るサポートも実施している。また、日本語学習クラスを習熟度別に開講しており、プレイスメントテストの結果に応じて受講できるほか、渡日後 1 年が経過するまでは本学学生がチューターとして学習面・生活面の援助を行う制度を用意している。

（４）社会人及び外国人留学生の積極的な受け入れ方策について

大学として、社会人及び留学生の積極的な受け入れを“特色”としてはいないため、本項目は削除するが、社会人学生に対し研究に必要な知識を獲得させるため必要に応じ本研究科修士課程の「学問のエレメンツ」科目の聴講を推奨することや、入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について、インターネットを利用した口述試験を行うなどの対応については実施する。なお、インターネットを利用した口述試験は、本学で定めている実施要項に基づき実施する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（51～52 ページ）

新	旧
<p>8 入学者選抜の概要 (2) 選抜方法 ③ 選抜区分 <u><進学者選考></u> 本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。 <u><社会人入試></u> 入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。 <u>例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。</u> <u><外国人留学生入試></u> 日本国籍を有しない者(日本国永住許可を得</p>	<p>8 入学者選抜の概要 (2) 選抜方法 (追加)</p>

<p>ている者を除く。)を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。</p> <p><一般入試></p> <p>上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。</p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (54 ページ)

新	旧
<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(6) 入学者選抜の概要</p> <p>③ 選抜区分</p> <p><進学者選考></p> <p>本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了予定で、本課程に進学を希望する者を対象とする。主に多文化社会学研究科修士課程修了予定者の受験を想定している。</p> <p><社会人入試></p> <p>入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。例えば現職教員やマスコミ関係、博物館や美術</p>	<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(6) 入学者選抜の概要</p> <p>(追加)</p>

<p>館等の学芸員・司書など幅広い職種の社会人の受験を想定している。</p> <p><外国人留学生入試></p> <p>日本国籍を有しない者(日本国永住許可を得ている者を除く。)を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。本研究科博士後期課程では、俯瞰的かつ超域的な新しい〈知〉としての多文化社会学を学べることから、特に外国人留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者の受験を想定している。</p> <p><一般入試></p> <p>上記入試区分の対象者以外の者を対象とする。特に、他大学の人文社会科学系大学院修士課程の修了者の受験を想定している。また、長崎の市民を中心に民間の学である「長崎学」が隆盛していることに鑑みて、本研究科博士後期課程では「環海日本長崎学・アジア研究系」を設け、博士の学位取得を目指した長崎研究の機会を提供する。このほかにも、被ばく地長崎の地域性を踏まえた核兵器廃絶について学ぶことのできる「核兵器廃絶・平和学系」を設けており、これらの研究領域には、企業等をリタイアした地元市民の方が受験することも想定している。</p>	
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (52 ページ)

新	旧
<p>8 入学者選抜の概要</p> <p>(2) 選抜方法</p> <p>④ 入学者選抜方法</p> <p>進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の全選抜試験共通で、口述試験の成績により判断し、得点の高い順に合格者を決定する。なお、口述試験に当たっては、学生の資質を見極めるため、十分な口述試験時間を確保する。</p>	<p>8 入学者選抜の概要</p> <p>(2) 選抜方法</p> <p>③ 入学者選抜方法</p> <p>進学者選考、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の全選抜試験共通で、口述試験の成績により判断し、得点の高い順に合格者を決定する。なお、口述試験に当たっては、学生の資質を見極めるため、十分な面接時間を確保する。</p>

<p><u>また、入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について、インターネットを利用した口述試験を許可する場合があります。ただし、予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお、インターネットを利用した口述試験は、本学で定めている実施要項に基づき実施する。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>・口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試験）</p> <p><u>口述試験では、研究計画書等の提出された書類に基づき、受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績（特定の課題についての研究の成果：今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等）、入学後の研究テーマ及び研究計画を説明させた後に、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性、新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）。また、各学生の研究課題で求められる語学力、講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）。なお、講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は、日本語能力試験のN1レベル程度が目安であるが、求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている。配点は200点とする。</u></p>	<p>・口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試験）</p> <p>口述試験では、修士論文又はそれに代わる研究業績、専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究計画書に関する具体的な事項、各学生の研究課題や講義で求められる語学力、人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力を審査する。配点は200点とする。</p>
<p><u>口述試験実施にあたり出願者に提出を求める書類は以下のとおりである。</u></p> <p>・<u>研究計画書（研究テーマ、志望理由、研究計画/関心領域の概要を記載したもの）</u></p> <p>・<u>修了（見込）証明書、成績証明書（最終学歴のみ）</u></p> <p>・<u>研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの、学位論文、学術論文、研究報告、学会発表、</u></p>	<p>(追加)</p>

<p>特許等の実績を記載したもの)</p> <p>・研究(業務)等の概要(研究業績調書に記載した業績又は研究に係る職務経歴について詳述したもの)</p> <p>・研究業績に関連した論文の別刷(研究業績調書に記載した業績に関連したもの)</p> <p>・語学能力(英語・日本語)を証明できるもの(提出任意, IELTS, TOEFL, 日本語能力試験等)</p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (55 ページ)

新	旧
<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(6) 入学者選抜の概要</p> <p>④ 入学者選抜方法</p> <p>進学者選考, 一般入試, 社会人入試, 外国人留学生入試の全選抜試験共通で, 口述試験の成績により判断し, 得点の高い順に合格者を決定する。なお, 口述試験に当たっては, 学生の資質を見極めるため, 十分な口述試験時間を確保する。</p> <p><u>また, 入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について, インターネットを利用した口述試験を許可する場合があります。ただし, 予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。なお, インターネットを利用した口述試験は, 本学で定めている実施要項に基づき実施する。</u></p> <p>・口述試験(出願書類の内容審査を行う口頭試験)</p> <p>口述試験では, <u>研究計画書等の提出された書類に基づき, 受験者に修士論文又はそれに代わる研究業績(特定の課題についての研究の成果: 今までの研究成果を取りまとめた研究報告書等), 入学後の研究テーマ及び研究計画を説</u></p>	<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(6) 入学者選抜の概要</p> <p>③ 入学者選抜方法</p> <p>進学者選考, 一般入試, 社会人入試, 外国人留学生入試の全選抜試験共通で, 口述試験の成績により判断し, 得点の高い順に合格者を決定する。なお, 口述試験に当たっては, 学生の資質を見極めるため, 十分な面接時間を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>・口述試験(出願書類の内容審査を行う口頭試験)</p> <p>口述試験では, 修士論文又はそれに代わる研究業績, 専門知識や研究遂行への関心・意欲, 研究計画書に関する具体的な事項, 各学生の研究課題や講義で求められる語学力, 人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケー</p>

<p>明させた後に、<u>専門知識や研究遂行への関心・意欲、研究テーマ及び研究計画に関する概要や独自性、新規性等に対する質疑応答を行う（アドミッションポリシーの①及び②を判断）</u>。また、<u>各学生の研究課題で求められる語学力、講義科目の受講に必要な日本語能力及び人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力の評価を行う（アドミッションポリシーの③を判断）</u>。なお、<u>講義を日本語で受講できる水準の日本語能力は、日本語能力試験のN1 レベル程度が目安であるが、求められる日本語能力は口述試験における受験者の発表や諮問等を通じて測ることとしている</u>。配点は200点とする。</p> <p><u>口述試験実施にあたり出願者に提出を求められる書類は以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>研究計画書（研究テーマ、志望理由、研究計画/関心領域の概要を記載したもの）</u> ・<u>修了（見込）証明書、成績証明書（最終学歴のみ）</u> ・<u>研究業績調書（修士論文又はそれに準じるもの、学位論文、学術論文、研究報告、学会発表、特許等の実績を記載したもの）</u> ・<u>研究（業務）等の概要（研究業績調書に記載した業績又は研究に係る職務経歴について詳述したもの）</u> ・<u>研究業績に関連した論文の別刷（研究業績調書に記載した業績に関連したもの）</u> ・<u>語学能力（英語・日本語）を証明できるもの（提出任意、IELTS, TOEFL, 日本語能力試験等）</u> 	<p>ション能力を審査する。配点は200点とする。</p> <p>(追加)</p>
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (52 ページ)

新	旧
(削除)	<p>8 入学者選抜の概要</p> <p>(2) 選抜方法</p> <p>④ 社会人及び外国人留学生の積極的な受け入れについて</p>

	<p>社会人入試については、入学時において企業等に正規職員として勤務し、所属長の許可を受けた者を対象とする。</p> <p>外国人留学生入試については、日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）を対象とする。ただし、日本の大学を卒業し更に日本の大学院を修了した者は除く。</p> <p>なお、入学試験期間中に日本国外に滞在している者又は入学試験期間中に業務の都合により試験会場に来られない者について、インターネット利用等による面接を許可する場合があります（ただし、予め主たる指導を希望する教員に相談することを条件とする。）</p> <p>また、様々なバックグラウンドを持つ社会人学生に対し研究に必要な知識を獲得させるため、必要に応じ本研究科修士課程の「学問のエレメンツ」科目の聴講を推奨することがある。</p>
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (53 ページ)

新	旧
<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(2) 履修指導及び研究指導の方法</p> <p>14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、研究指導チームによる指導の下、履修計画を立てるとともに、必要に応じて夜間又は休日に研究指導を行う。</p> <p><u>なお、様々なバックグラウンドを持つ社会人学生に対し研究に必要な知識を獲得させるため、必要に応じ本研究科修士課程の「学問のエレメンツ」科目の聴講を推奨することがある。</u></p>	<p>9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施</p> <p>(2) 履修指導及び研究指導の方法</p> <p>14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、研究指導チームによる指導の下、履修計画を立てるとともに、必要に応じて夜間又は休日に研究指導を行う。</p> <p>(追加)</p>